

和歌山市事前復興計画

令和5年10月
(令和7年4月 改定)



目 次

第1編 総則

第1章 総則の概要	1
第2章 計画の策定にあたって	
第1節 計画の目的	1
第2節 東日本大震災による教訓	1
第3節 南海トラフ地震について	3
第3章 計画の適用にあたって	
第1節 計画の位置付け	4
第2節 計画の構成と活用方針	5

第2編 本市の「いま」と「未来」

第1章 本市の「いま」と「未来」の概要	6
第2章 本市の現況と動向	
第1節 社会情勢の動向	6
第2節 都市基盤の状況	9
第3節 本市が目指す未来像	11
第3章 想定される被害とその影響	
第1節 南海トラフ巨大地震による地震・津波の想定	14
第2節 予測される影響	18
第4章 復興に関する市民の意識	
第1節 インターネットモニター調査	20
第2節 復興まちづくりワークショップ	21

第3編 復興ビジョン

第1章 復興ビジョンの概要	23
第2章 復興の基本理念	23
第3章 分野別の目標と基本方針	
第1節 住環境の復興	25
第2節 産業の復興	32
第3節 市街地の復興	37
第4章 持続可能なより良い未来の創造に向けて	43

第4編 復興プロセス

第1章 復興プロセスの概要	45
第2章 復興までの流れ	
第1節 復興段階の区分	45
第2節 復興計画の策定	46
第3節 復旧・復興に係る財務運用	48
第3章 復興に向けた体制	
第1節 被害状況の把握と情報周知	49
第2節 庁内体制	49
第3節 意向把握と合意形成	50
第4節 外部団体等との連携、協働	52
第4章 分野別の復興プロセス	53

第5編 復興事前準備

第1章 復興事前準備の概要	64
第2章 事前の体制づくり	
第1節 庁内体制の強化	64
第2節 対外的な連携構築	65
第3節 国土強靱化の推進	65
第3章 項目別の事前準備	68
第4章 さらなる発展を目指して	
第1節 訓練・研修によるスキルアップ	94
第2節 継続的な状況分析と体制への反映	94
第3節 市民、事業者との復興イメージの共有	94

用語集

用語集	95
-----	----

第1編

総則

第1章 総則の概要

「総則」では、計画の目的、過去の災害を教訓とした計画の必要性や災害時の活用方針について整理します。

第2章 計画の策定にあたって

第1節 計画の目的

大規模な災害が発生した際、災害の初動対応、復旧等の業務量が膨大となり、「復興まちづくり」への対応が遅れるおそれがあります。また、復興事業はこれまで経験したことがないような大規模かつ複合的なものとなる中で、復興事業に時間がかかりすぎると、地域の活力が失われるおそれがあります。

和歌山市事前復興計画（以下「本計画」という。）は、和歌山市地域防災計画の規定に基づき、大規模災害からの復旧・復興において必要となる取組や基本的な方針について、事前に検討・整理し、発災後の早期の復興に役立てることを目的としたものです。

○事前復興計画策定の効果（イメージ）



第2節 東日本大震災による教訓

第1項 東日本大震災の事例から顕在化した課題

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内の観測史上最大規模9.0モーメントマグニチュードを記録し、地震と津波により、東北地方の広域にわたり甚大な被害をもたらしました。大規模な被災による混乱の中、一部の被災地では、復興計画の策定（第4編第2章第2節参照）をはじめ復興進捗が遅れ、市民の生活再建、事業者の再建に見通しが立たない期間が長く続き、人口が激減するという結果を招くことになりました。

○東日本大震災における復興計画策定時の問題

- ・被災で混乱し、被災自治体は茫然自失となることに加え、人材が不足するため、復興について考えられない
- ・被災前のまちに戻すか、嵩上げや移転をするのか等の復興方針がまとまらない
- ・住民への意見聴取の取組不足や関係者等からの堤防等海岸保全施設への整備への反対等により、事業計画策定段階における合意形成が長期化
- ・将来的なゾーニングを考える時間がなく、まとまった用地を応急仮設住宅等に活用したため、復興まちづくりに必要な用地確保が困難
- ・復興の見通しが立たないことにより、地域の経済活力が失われ、さらに住民が転出し、若年層を中心に人口が減少
- ・仮設住宅での生活が長引くことで、生活再建が遅延

第２項 東日本大震災以降における事前復興の歩み

１ 「大規模災害からの復興に関する法律」の制定

東日本大震災の経験をもとに平成２５年６月に「大規模災害からの復興に関する法律」が施行されました。それまでは災害ごとに特別法が制定されていましたが、土地利用の特別措置など、復興に係る基本的な事項について一般法化されることとなりました。

２ 和歌山県による事前復興の取組

和歌山県では、東日本大震災の教訓を踏まえて、平成３０年２月に「復興計画事前策定の手引き」を策定し、事前復興に係る取組について県内市町村の支援を進めています。

３ 国による事前復興の取組

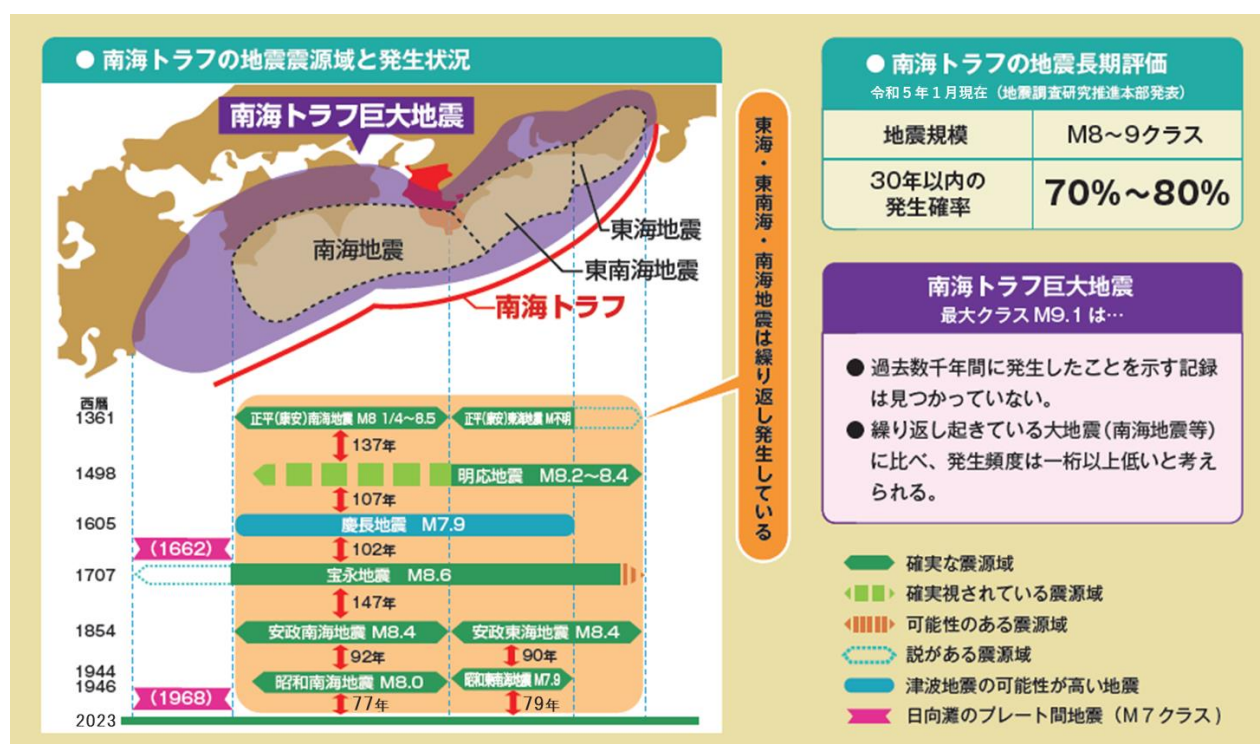
平成３０年７月に国土交通省において、市町村の事前復興計画策定に向けた取組過程におけるポイントが整理された「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」が策定されました。

このほか、内閣府（防災担当）において「復旧・復興ハンドブック」が、復興庁（公益財団法人ひょうご震災記念２１世紀研究機構への委託）において「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」が、それぞれ令和３年３月に策定されるなど、事例検証がより進み、事前復興計画の策定に取り組む市町村を後押ししています。

第3節 南海トラフ地震について

第1項 本計画の想定災害

政府の地震調査研究推進本部では、南海トラフ地震は、約90年から150年の間隔で繰り返し起きている地震であり、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、令和5年1月1日時点で、70%～80%と評価されています。本計画は、本市において最も厳しい想定である「南海トラフ地震」における最大クラスの地震想定（想定マグニチュード9.1 以下「南海トラフ巨大地震」という。）を対象とし、策定します。



（和歌山県パンフレット「かけがえのない 命をまもるために」を元に作成）

第2項 実現可能な復興の検討

南海トラフ地震による被害範囲は東日本大震災よりもさらに広域で、かつ人口や都市機能が集中する区域を含む西日本の広範囲が想定されており、東日本大震災水準の財政的支援が期待できないことが予想されます。また、持続可能な開発目標に向けての国際的な協働が求められているなど、社会情勢がしだいに変化しています。

本計画の策定にあたっては、東日本大震災をはじめとする過去の事例を教訓としつつ、本市の現状と将来の見通しを踏まえ、実現可能な復興のあり方を検討していく必要があります。

第3章 計画の適用にあたって

第1節 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりに関する最上位計画である「和歌山市長期総合計画」を筆頭に、「和歌山市国土強靱化地域計画」、「和歌山市地域防災計画」、「和歌山市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、防災対策やまちづくり等に関連する各種計画と連携し、整合を図ります。

また、大規模災害の発生後、被災の実情や市民や関係者をはじめ幅広い意見を踏まえて「和歌山市災害復興計画」を策定し、復興施策を展開していくことになりますが、本計画を参考にし、計画の検討に役立てます。

○計画の体系図



左（出典：石巻市 「東日本大震災 石巻市のあゆみ」）

右（出典：大船渡市「東日本大震災記録誌」）

第2節 計画の構成と活用方針

第1項 計画の構成

本計画の構成は、「総則」、「本市の「いま」と「未来」」、「復興ビジョン」、「復興プロセス」、「復興事前準備」の5編構成とします。

○構成と内容

構 成	内 容
第1編 総則	計画の目的、過去の災害を教訓とした計画の必要性や災害時の活用方針について整理します。
第2編 本市の「いま」と「未来」	本市の現況や未来像、災害による被害について整理し、復興に関する市民の意識について取り上げます。
第3編 復興ビジョン	災害による混乱をいち早く乗り越え、迅速かつ着実に復興を果たすため、復興に向けた基本理念、目標と基本方針を示します。
第4編 復興プロセス	「復興ビジョン」が、災害発生後において迅速かつ着実に実現されるため、復興に向けた全体の流れや体制、行政の対応行動等を整理します。
第5編 復興事前準備	「復興ビジョン」に示した復興に向けた目標と基本方針が迅速かつ着実に実現されるため、早期復興に向けて事前に取り組むべきことを示します。

第2項 計画の活用方針

本計画は、前章で述べた「和歌山市災害復興計画」の策定のほか、緊急対応や応急復旧を含め、復興に至る全ての対応、施策において参考として活用します。

ただし、実際の災害においては、被害の規模や性質、社会情勢など事前の想定では当てはまらない部分が自ずと生じます。それらの具体的な状況下において、市民、事業者と復興に向けた課題を共有し、まちづくりについて共に検討を進め、本市の未来を形成していく必要があります。

本計画に規定する復興の方針、体制、対応行動等は、想定被害と事前の検討に基づいた基本的な型を示したものであり、実際の災害においては、本計画の有効性を十分に活用しながら、柔軟かつ的確に対応することにより、早期の復興につなげていきます。

第2編

本市の「いま」と「未来」

第1章 本市の「いま」と「未来」の概要

「本市の「いま」と「未来」では、本市の現況や未来像、災害による被害について整理し、復興に関する市民の意識について取り上げます。

第2章 本市の現況と動向

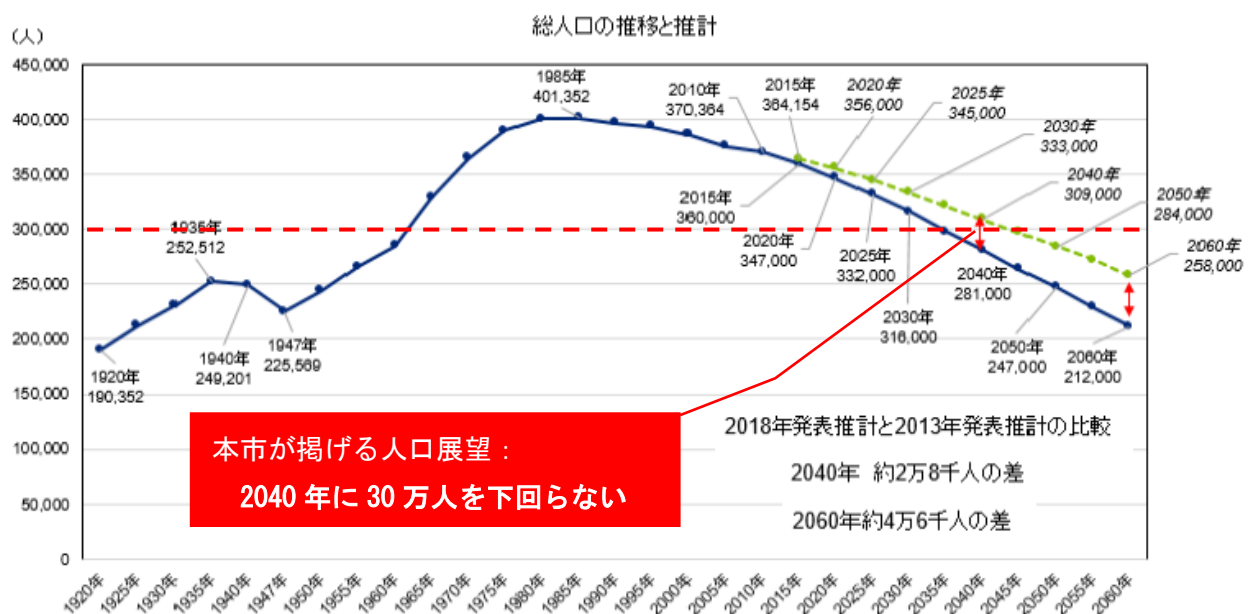
第1節 社会情勢の動向

第1項 人口

総人口は1985年の401,352人をピークに人口減少に転じ、2019年10月1日現在355,686人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）から発表されている地域別の将来推計人口によると、2040年の本市人口は2013年発表時において約28万1千人、2018年発表時において約30万9千人と推計されており、今後も人口減少が続き、特に若年層の減少が大きいことが見込まれます。

第2期和歌山市人口ビジョン（令和2年2月策定）では、県都としての都市機能を維持するため、2040年においても人口規模30万人を下回らないことを展望として掲げています。



出所 総務省統計局「国勢調査結果」及び社人研

青実線・・・2015年以降は2013年発表社人研推計及び同推計に準拠したもの

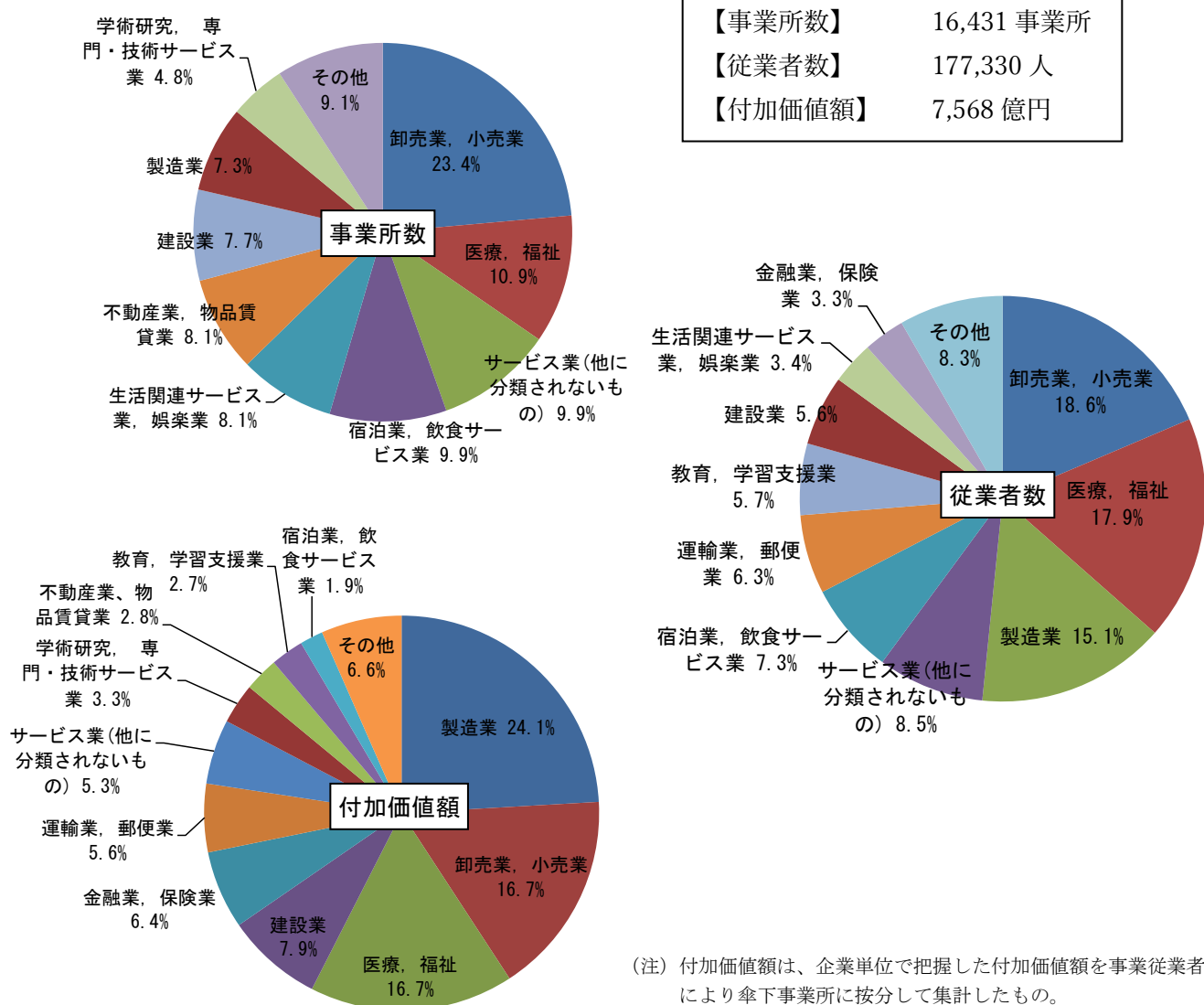
緑破線・・・2020年以降は2018年発表社人研推計及び同推計に準拠したもの

第2項 産業

総務省「経済センサス活動調査」(令和3年)によると、本市の産業構造として、事業所数・従業者数では「卸売業・小売業」の占める割合が最も高く、付加価値額では「製造業」の占める割合が最も高くなっています。

製造業は長期的に見ると、従業者数、製造品出荷額等は減少しているものの、粗付加価値額は増加傾向にあり、化学工業、鉄鋼業、はん用機械器具製造業が付加価値額と雇用の多くを生み出しています。また、生産用機械器具製造業、食料品製造業、繊維工業等も雇用面での貢献が大きく、これらの集積により、他の中核市と比較しても規模が大きく、競争力が高いものとなっており、本市産業の強みのひとつといえます。

事業所数・従業者数・付加価値額の産業別構成比

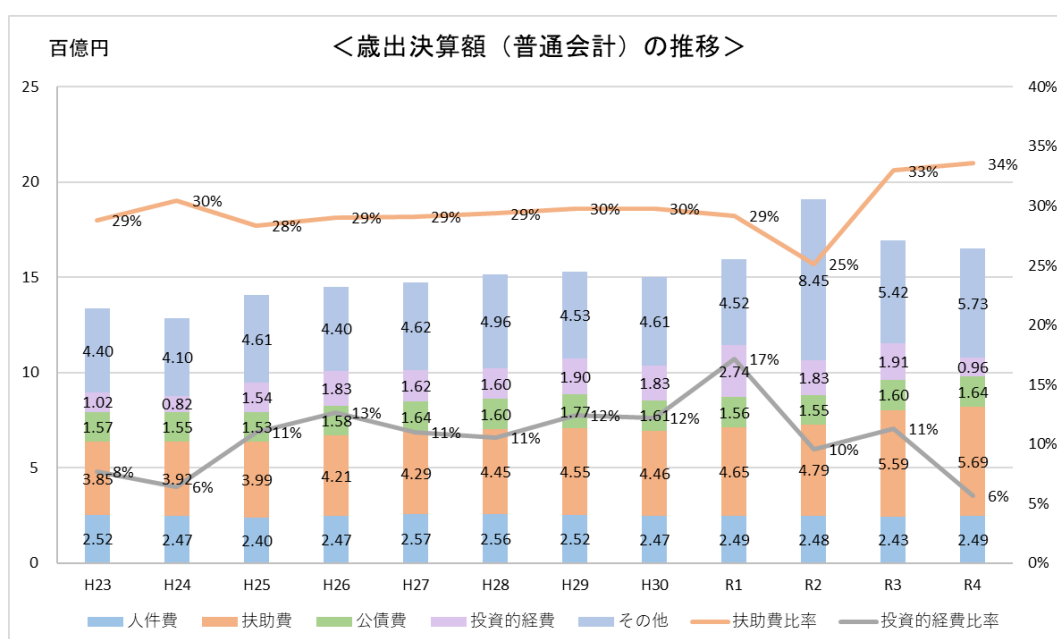
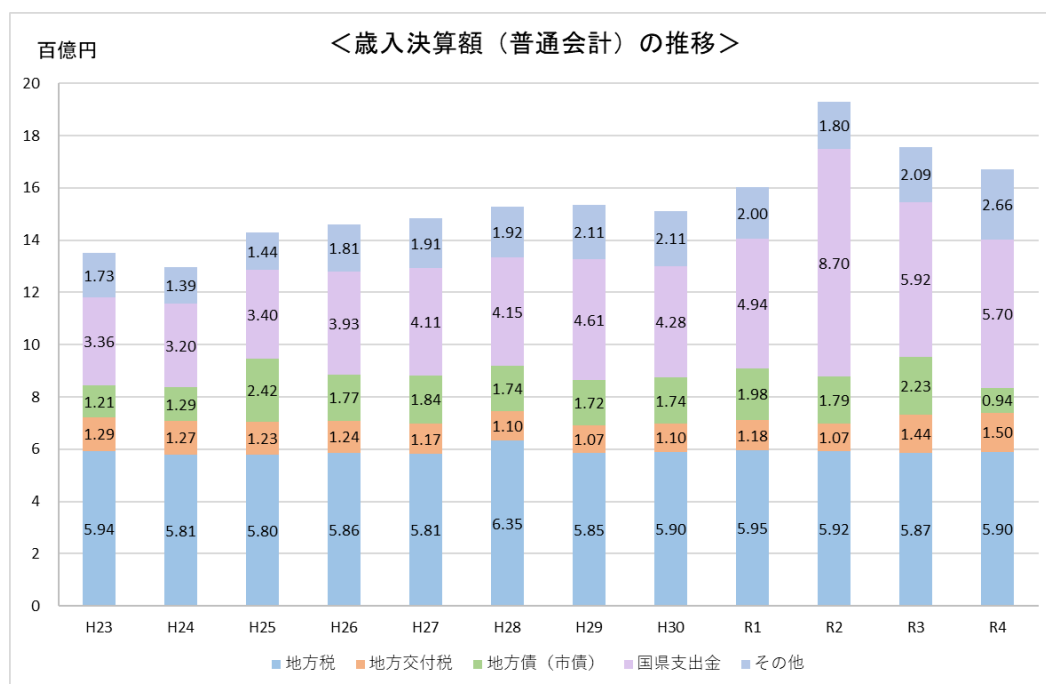


(注) 付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従業者数により傘下事業所に按分して集計したもの。

(出典) 総務省「経済センサス活動調査」(令和3年)

第3項 財政

本市の歳入・歳出は、10年前と比較して増加しています。歳入面では、生産年齢人口の減少などの影響により市税収入の大幅な増加は見込めない一方で、歳出面では高齢化の進展などに伴う社会保障関連経費の増加、施設の老朽化対策、防災減災対策事業など今後必要な経費は年々増加していくことが見込まれます。今後も、市民に不可欠なサービスを安定的に維持しつつも、直面する新たな行政課題にも対応できるよう、行財政改革の推進により、必要な財源の確保に努め、持続可能な財政構造の確立を図る必要があります。

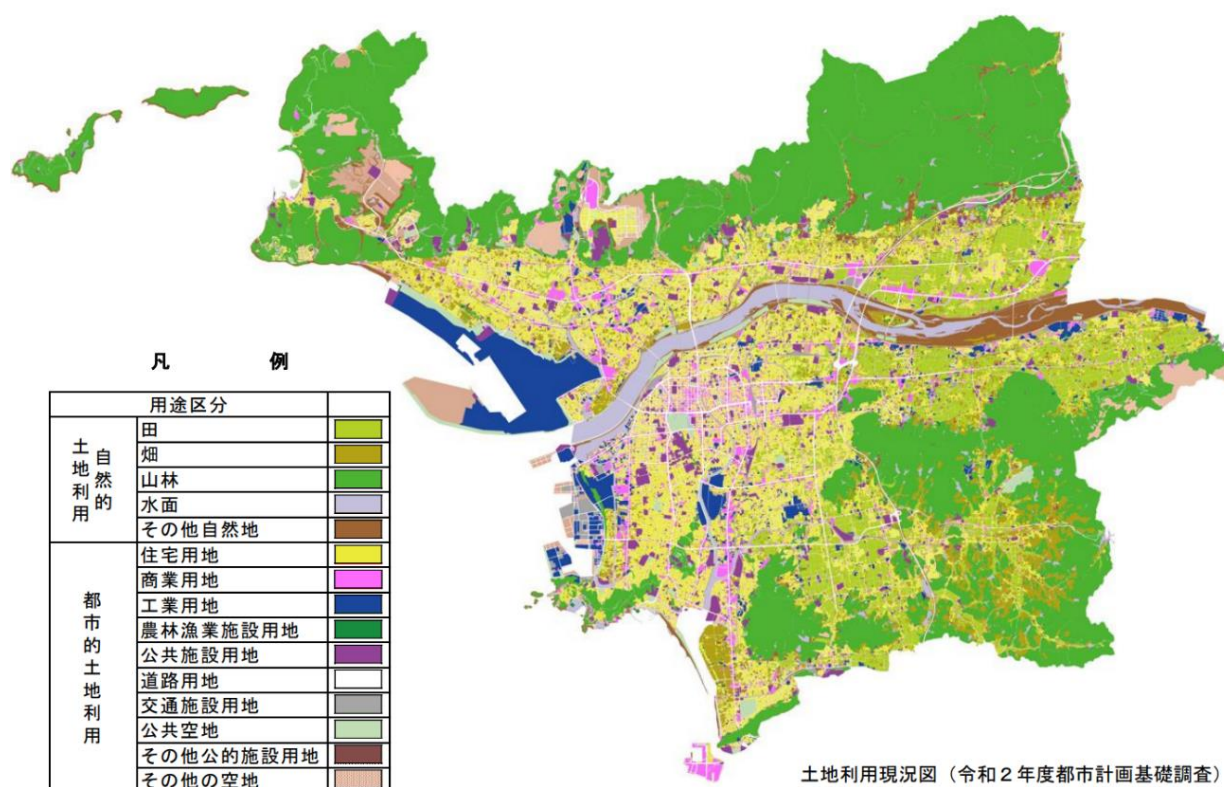


第2節 都市基盤の状況

第1項 土地利用

1 全体構造

本市の土地利用は、商業・業務機能の集積した中心市街地、住宅及び商業の混在する周辺市街地、臨海部の工業地、郊外の住宅地、これら既成市街地の外縁部に広がる農地と山地で形成されています。



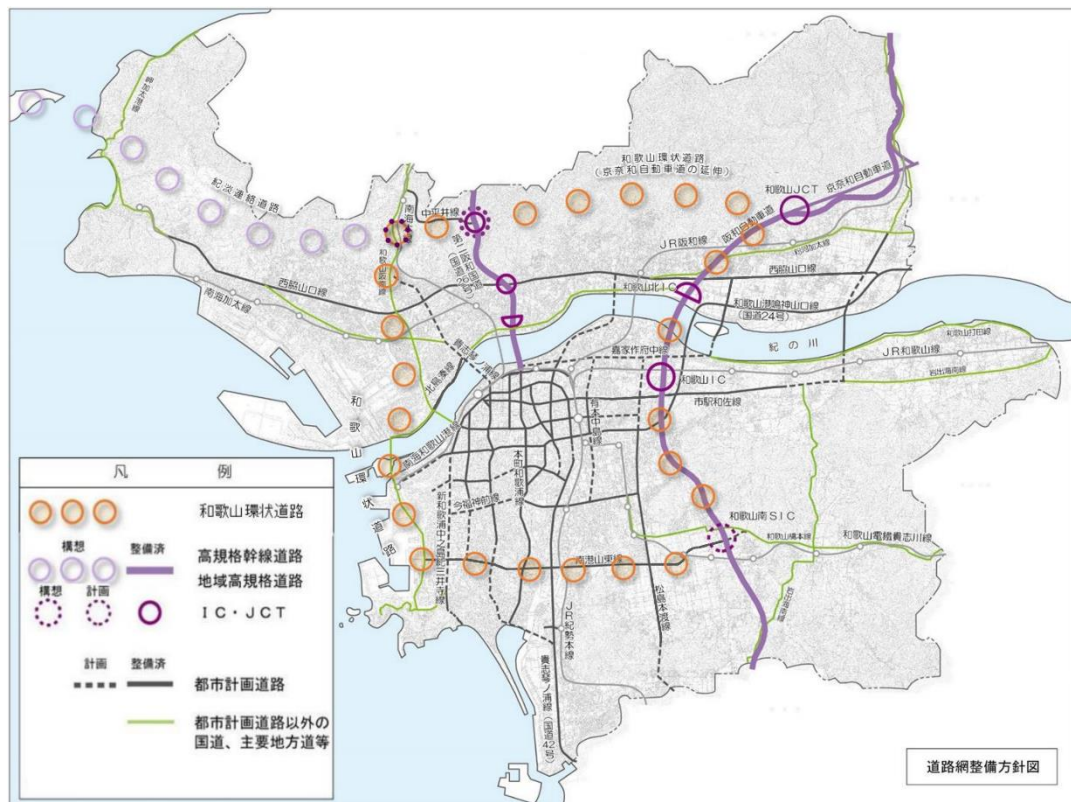
第2項 道路・交通

1 道路

都市全体の活性化に向け、広域幹線道路、都市計画道路、生活道路等の機能に応じて円滑で安全、快適に移動できる道路整備を進めています。

都市計画道路は、地域間の連携を図り、まちの骨格となる路線などを、関係機関と協力し早期完成を目指している状況です。整備進捗率は約74%（令和5年3月末時点）となっており、今後、計画的に整備を進めていく必要があります。

日常に密着した生活道路は、歩行空間の確保など整備を進めている状況です。市道の改良率は約63%（令和5年3月末時点）となっており、今後とも、誰もが安全かつ快適に利用できる道路環境の整備を進めていく必要があります。



2 公共交通

鉄道は、和歌山駅を中心に J R の阪和線、紀勢本線、和歌山線、和歌山電鐵の貴志川線が運行し、和歌山市駅を中心に南海の南海本線、加太線、和歌山港線、J R の紀勢本線が運行しています。

路線バスは、和歌山駅と和歌山市駅を主要ターミナルとして市域及び周辺市と結ぶ路線を運行しています。

第3項 公共的施設

1 公園、緑地

市街地を中心に街区公園、近隣公園、地区公園等の住区基幹公園、磯の浦に総合公園、紀三井寺に運動公園、和歌浦・秋葉山などに風致公園を、その他に和歌山公園・和歌山交通公園の特殊公園及び河西緩衝緑地、紀の川緑地等を都市計画公園及び緑地として計画決定しています。

このほか、海岸部の瀬戸内海国立公園や北部・東南部の緑豊かな山地部において森林公園、西庄ふれあいの郷、紀伊風土記の丘、四季の郷公園などがあり、本市が整備した公園や児童遊園、開発許可により設置された公園等が各地に多数あります。

2 その他の公共的施設

その他の公共的施設は、市役所、和歌山城ホール、市民図書館及びサービスセンター、コミュニティセンター等の「市関係施設」、地方裁判所、労働局、県庁、警察署等の「国・県関係施設」、大学、高等学校等の「教育施設」、病院・保健所等の「医療施設」があります。

第3節 本市が目指す未来像

第1項 長期総合計画

第5次和歌山市長期総合計画（平成29年3月）において、目指すべき将来都市像を次のとおり定めています。

将 来
都 市 像

きらり 輝く 元気和歌山市

1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち

製造業をはじめとした競争力のある産業が発展するとともに、人口密度の維持・向上を通じたサービス産業の労働生産性向上が図られ、域内経済の好循環が生まれています。

また、新規創業や企業立地が進み、ニーズに応じた産業の新陳代謝が進んでいます。観光業や農林水産業においても、本市の地域特性をうまく生かした魅力あふれる産業となり、域外から稼ぐ力が強化されています。

こうしたことにより、経済が活性化しており、働く人々は自分に合った職業、自分に合った働き方でいきいきと働いています。

2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち

中心市街地は、和歌山城を中心とした歴史的な景観を大切にしつつ、商業施設や大学などの教育機関、文化施設など県都としてふさわしい都市機能が集積し、幅広い世代が活動的に行き交うエリアとなっています。

郊外では、自然・歴史・文化などの地域資源を生かした個性と多様性のある地域づくりが活発に展開され、それぞれの地域で独自の個性が光り輝くことによって、人々は自分たちの地域に深い愛着を持って暮らしています。

3 子供たちがいきいきと育つまち

安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境が整い、人々はそれぞれの希望に応じて子供を生み育てられる子育て環境が実現しています。

子供たちは、恵まれた教育環境のもとで、ふるさとへの愛着を持ちながら、社会でたくましく生き、活躍できる力を身に付けているとともに、家庭や地域との連携により、豊かな心と健やかな体が育まれ、のびのびと成長しています。

4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

生活に必要な諸機能が備わった「歩いて暮らせる」利便性の高いまちが各地域に形成されているとともに、中心核や地域の拠点間が相互に道路・公共交通ネットワークで結ばれており、多極型のコンパクトなまちづくりが実現されています。

また、公園や下水道など必要な都市基盤が適切に整備・維持管理されるとともに、恵まれた自然や農地が保全され、人と自然が共生する快適な空間が創造されています。

医療・福祉体制の充実や、地域コミュニティによって支え合う福祉社会の形成により、生涯にわたって誰もが心身ともに健康で不安のない生活が送れています。

また、災害等が発生しても被害が最小限に抑えられ、安心して生活できる環境が整備されているとともに、犯罪が起こりにくい安全な社会が実現されています。

第2項 その他の計画

1 国土強靱化地域計画

和歌山市国土強靱化地域計画（令和5年3月改訂）では、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それらの事態を回避するため、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な市土・地域・経済社会の構築に向けた取組を推進しています。

○脆弱性評価における事前に備えるべき目標

- | | |
|---|--|
| 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる |
| 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む) |
| 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する |
| 4 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する |
| 5 | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない |
| 6 | 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る |
| 7 | 制御不能な二次災害を発生させない |
| 8 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する |

2 地域防災計画

和歌山市地域防災計画（令和5年3月改訂）では、市職員及び市民が災害に対する危機意識を持ち、十分な災害対応能力を備えるとともに、災害応急活動体制を整備し、災害が拡大しないための都市基盤の整備を長期的視点に立つて行うために、防災ビジョンを次のとおり掲げています。

○防災ビジョンの基本目標と基本施策

項 目	概 要
基本目標	1 人命の保護が最大限図られる 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4 迅速な復旧復興
基本施策	1 災害に強いまちづくり 2 災害に強いひとづくり 3 災害に強いシステムづくり

3 都市計画マスタープラン

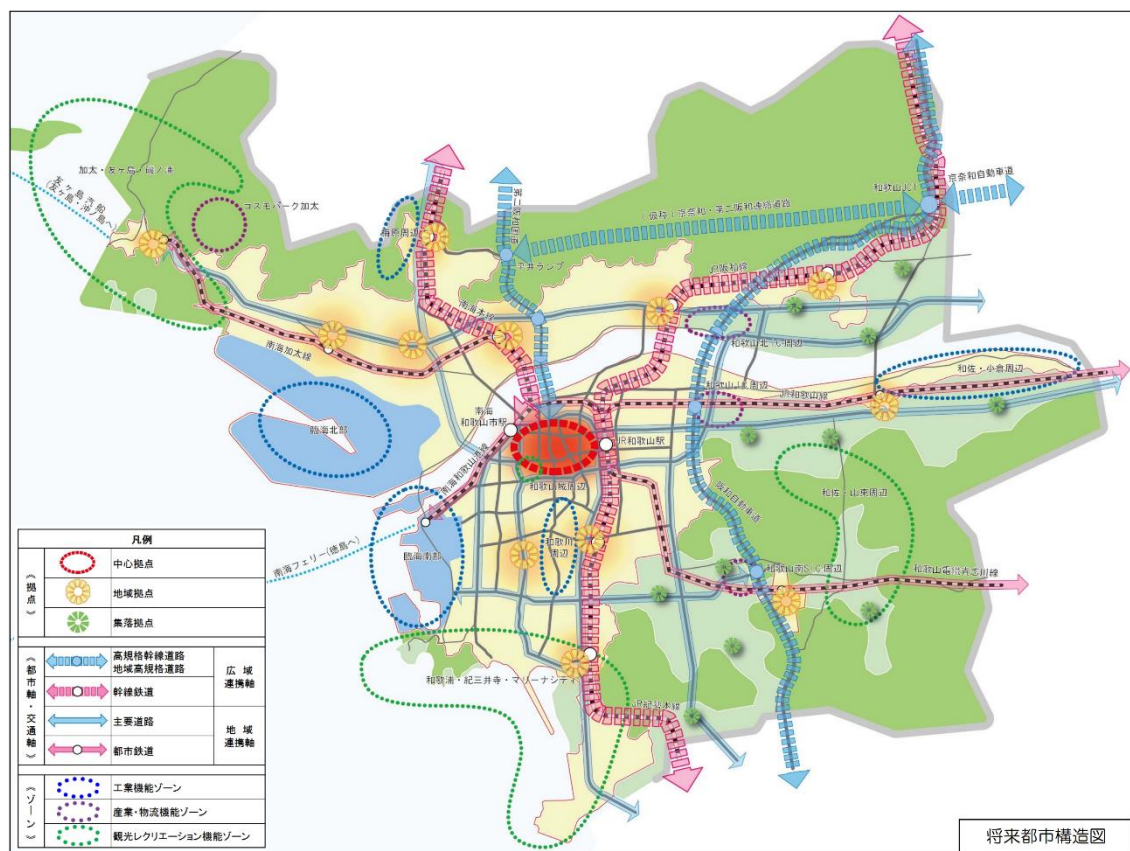
和歌山市都市計画マスタープラン(令和2年8月第2回改訂を一部変更)において、長期総合計画の未来像を実現するため、次の全体構想のもと、まちづくりを進めています。

まちづくりの基本理念と目標

- ① 中核都市として多様な機能と魅力を持つまちづくり
- ② 多様な拠点が共に高め合うまちづくり
- ③ 交通ネットワークの充実による連携のまちづくり
- ④ 誰もが安心、安全で快適に住み続けられるまちづくり
- ⑤ 自然や歴史文化を活かした観光と交流のまちづくり
- ⑥ 環境に配慮し、次世代に継承するまちづくり
- ⑦ 市民や多様な主体の連携で行うまちづくり

将来都市構造

中心市街地や周辺地域の拠点において、地域の特性や資源に応じ、必要な都市機能が誘導され、拠点間が交通ネットワークで結ばれることで相互に補完しあえる「多極型のコンパクトなまちづくり」を進めます。



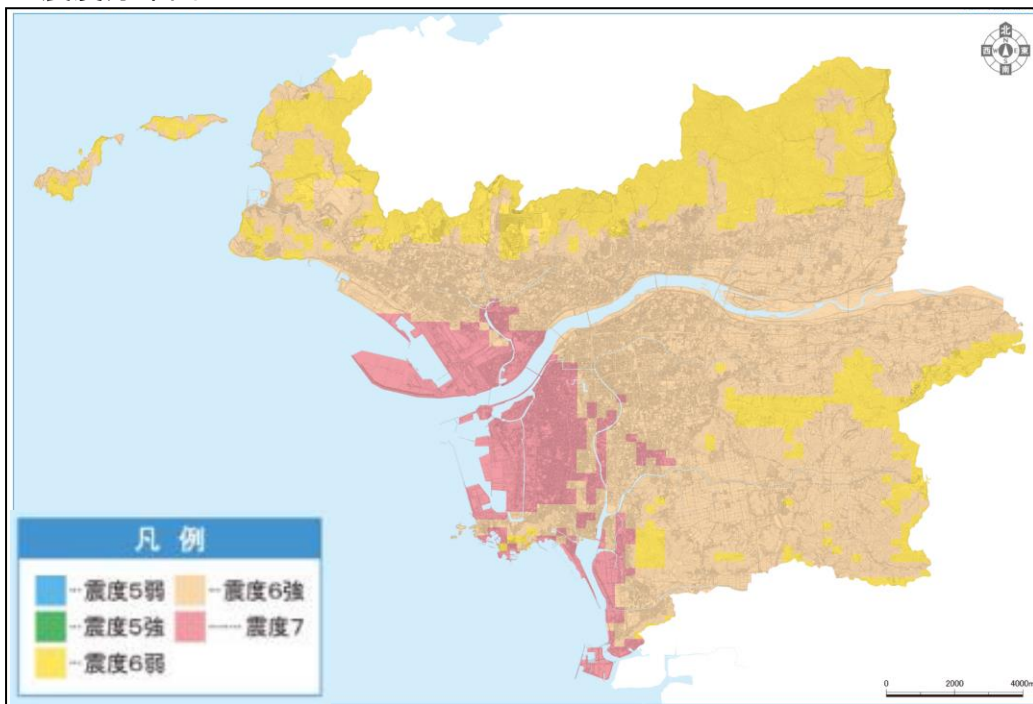
第3章 想定される被害とその影響

第1節 南海トラフ巨大地震による地震・津波の想定

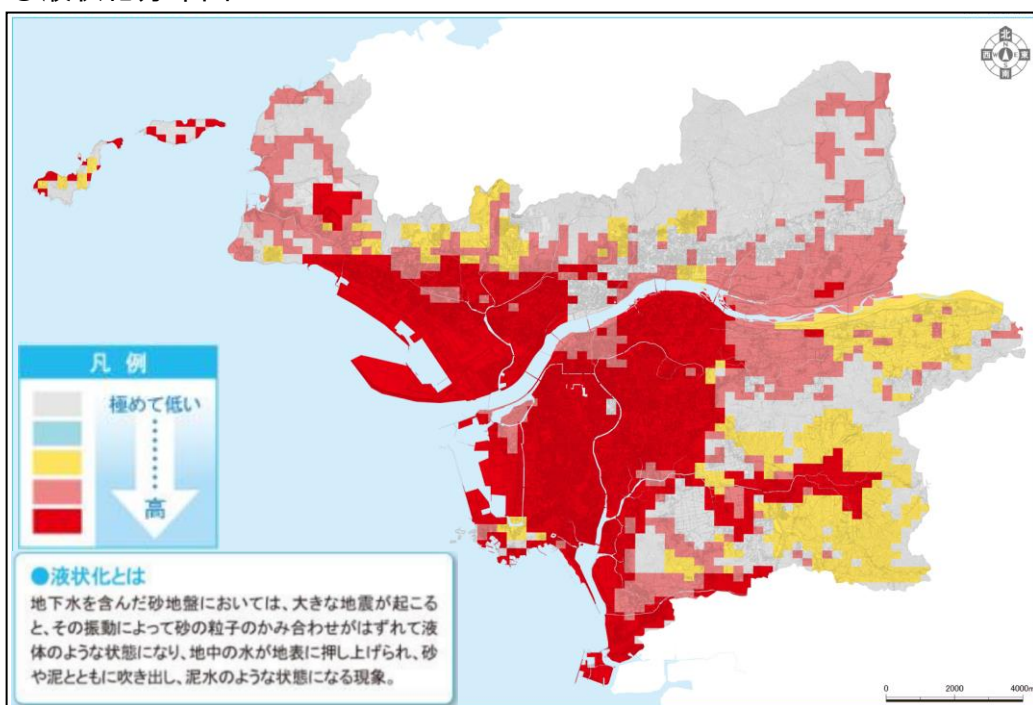
第1項 地震の想定

南海トラフ巨大地震が発生した場合、市域の大部分が震度6強の揺れ、地盤の弱い沿岸平野部では震度7の揺れが予想され、平野部を中心に液状化の危険が予想されます。

○震度分布図



○液状化分布図



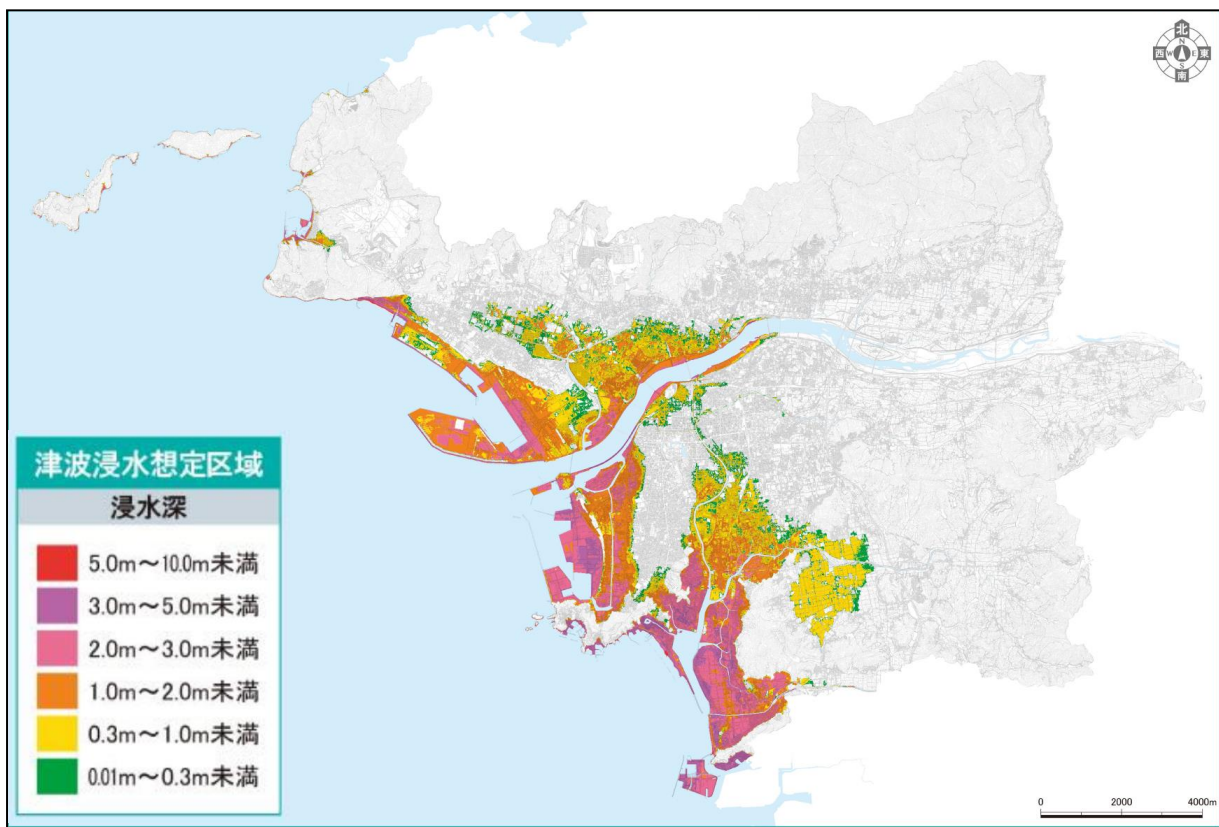
第2項 津波の想定

地震に伴う津波の発生により、沿岸部の低地の広い範囲が浸水するほか、河川を遡上し内陸の奥深くまで浸水すると予測されます。

○津波による浸水想定予測量

項 目		予 測 量
津 波 高	最 大	8m
	平 均	6m
平均浸水深		1.5m
津波浸水面積		3,660ヘクタール
津波到達時間	津波高1m	40分
	津波高3m	50分
	津波高5m	53分

○津波浸水想定図



第3項 予測される被害規模

予測される被害規模は次のとおりです。

建物被害	全壊棟数		揺れ等	32,000棟	55,200棟※
			津波	10,000棟	
	全壊率		揺れ等	22%	38%
			津波	7%	
	半壊棟数		42,600棟		
	半壊率		29%		
	焼失棟数		13,300棟		
焼失率		9%			
ライフライン被害	上水道	管被害か所数	5,500か所		
		被害率	3.73か所/km		
		断水人口（発災直後）	358,100人		
	下水道	支障人口（発災直後）	143,000人		
		支障率（発災直後）	100%		
	都市ガス	復旧対象となる供給停止戸数（発災直後）	10,500戸		
		同供給停止率（発災直後）	23%		
	電力	停電軒数（1日後）	89,600軒		
		停電率（1日後）	96%		
	通信	固定電話不通（発災直後）	78,400回線		
同不通率（発災直後）		100%			
携帯電話ﾂｸ（発災直後）		非常につながりにくい			
交通被害	道路	地震被害か所数	22か所		
		津波被害か所数	20か所		
		浸水深30cm以上の区間(km)	103区間		
	鉄道	地震被害か所数	118か所		
		津波被害か所数	45か所		
		浸水深30cm以上の区間(km)	23区間		
港湾施設被害（和歌山港区）			岸壁・物揚場57ﾊﾞｰｽ　その他係留施設27ﾊﾞｰｽ 被害率75%		
ヘリコプター発着予定地（津波浸水30cm以上箇所）			3か所		
人的被害 〔冬の18時 風速8m〕	死者数		18,100人		
	負傷者	重傷者数	4,800人		
		軽傷者数	13,600人		
	閉込者※		480人		
避難者数 〔夏の12時 風速4m〕	1日後	避難者総数	227,900人		
		うち避難所避難者	150,300人		
		うち避難所外生活者	77,700人		
	1週間後	避難者総数	118,200人		
		うち避難所避難者	89,500人		
		うち避難所外生活者	28,700人		
	1か月後	避難者総数	193,500人		
		うち避難所避難者	58,100人		
		うち避難所外生活者	135,500人		
帰宅困難者数			86,800人		
要配慮者利用施設等※の津波浸水予測			津波浸水0.3m以上の区域に立地する施設 ：270施設		

注）全壊棟数※合計には焼失分を含む。（予測結果等は概数で示している。）

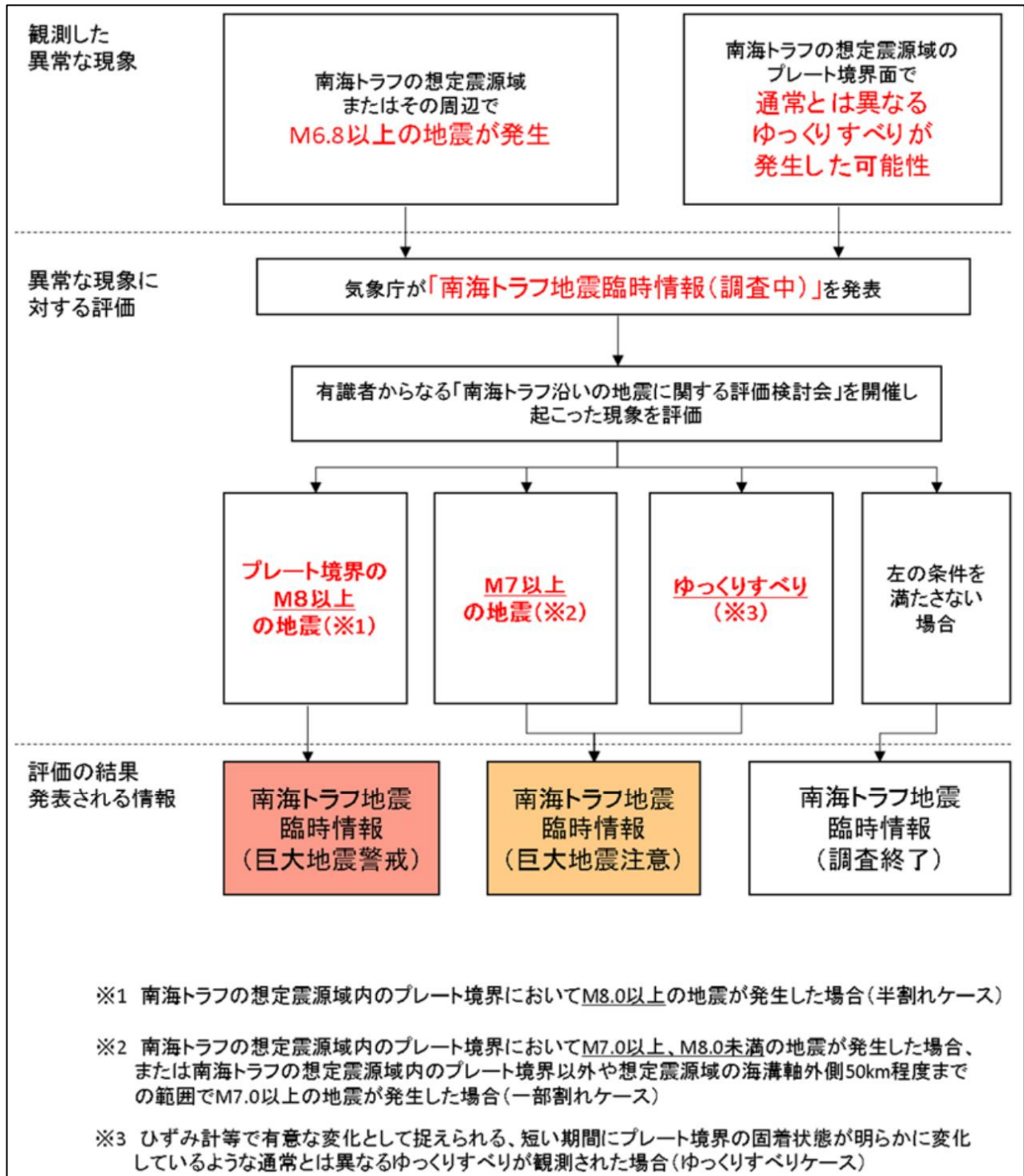
注）閉込者※の一部は自力脱出や家族・近隣者等による早期避難ができず、津波浸水域に残された場合には死亡する者があるものとした。

注）要配慮者利用施設等※は、学校等（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）、児童福祉施設、障害児者施設、老人施設、病院、その他（隣保館・地域福祉センター等）とした。

第4項 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表されます。

情報発表までの流れは次のとおりです。



(内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」より抜粋)

第2節 予測される影響

第1項 市民生活に及ぼす影響

地震に起因し、津波をはじめ、火災、液状化、崖崩れや地すべり、宅地災害等による被害が発生するおそれがあり、直接的な人的被害のほか様々な面で社会的影響が予想されます。

項 目	及 ぼ す 影 響
住まい	建物の倒壊や流失により完全に住居を失ったり、半壊等により長期にわたって居住できなくなるケースのほか、水道、トイレ、電気系統など設備面の破損や家財の滅失により日常生活に著しい支障をきたすケースが考えられる。
公共インフラ	電気、上下水道、ガス等のライフラインが広範囲にわたり寸断状態が継続するおそれや、道路や公共交通が不通となり人や物の往来が寸断されるおそれがある。
廃棄物	建物の倒壊等により大量の災害廃棄物が発生するほか、トイレの被害によりし尿処理の問題が発生する。
学校教育	学校施設が被災したり、あるいは避難所運営が長期化するなどの状況下において、学校教育の場をいかに確保するかが問題となるほか、被災した家庭の児童・生徒へのケアが必要となる。
健康・福祉	避難生活の長期化が健康に悪影響を及ぼすことがあり、特に高齢者や既往症を持つ人は、病状が悪化し災害関連死など深刻な事態に陥るおそれがある。 医療・福祉施設の一部が被災するほか、被災を免れた施設も災害医療や福祉避難所としての要請に迫られ、医療・福祉サービスの供給不足に陥るおそれがある。 日常生活を支障なく送れていた高齢者等の要配慮者が、居住環境や世帯状況の変化により、機能が低下するなど生活支援が必要となるケースや、身内や友人を失ったつらさ、環境変化によるストレス、地震が続くことへの恐怖などでPTSDなどの精神的不調を患うケースがある。

商工業	建物、設備、資産を含めて事業所そのものが大規模に被災するケースがあるほか、被災を免れた事業所においても、従業員の被災、物流の停滞、電力不足や断水等により、市域全体で事業維持に支障をきたすおそれがある。
農林水産業	農業・漁業設備が破損・滅失した場合、生業において大きな打撃となるほか、塩害による農作物の生産低下が懸念される。 農道や林道、漁港などの基幹施設が被災した場合、生業の全体的な停滞を招くほか、ため池、農業用水路の被災は二次災害につながるおそれがあるため、早急な対応が必要となる。
地域経済全体	産業全体の低迷が続き、経済復調の兆しが見えない場合、事業撤退を余儀なくされる事業者が相次ぐという事態が懸念される。 事業撤退は雇用喪失に直結し、地域経済はさらに深刻な状態に陥るおそれがある。
市民生活全体	雇用喪失は人口流出を招く。加えて復興まちづくりが迅速に進まない場合は、被災者の生活再建において著しい支障をきたすとともに、人口減少がさらに深刻化し、健全な市民生活の維持においてあらゆる面で困難が生じる。

第2項 地域的な傾向

市域の沿岸付近に、製造業や観光施設が集積しており、石油コンビナートや漁港、中央卸売市場などの施設も含め、津波により大規模に被災することが想定されます。このほか、津波浸水想定区域には居住及び都市機能が集中する地域も含まれています。

津波浸水想定区域外においても、地震による被害により建物が倒壊するほか、液状化も含めて様々な公共インフラに影響が出ることが想定されます。

なお、沿岸付近で津波浸水の激しい地域では、広範囲にわたり面的に被災することに対し、津波浸水が比較的低かったり、地震による被害が主な地域では、被災した建物と被災を免れた建物が混在することが予測されます。

第4章 復興に関する市民の意識

大規模災害からいかなる復興を目指すかの方針づくりにおいて、市民の意識を把握し、ニーズを読み取ることは、きわめて重要といえます。本節では、インターネットによるアンケート調査（インターネットモニター）及び復興まちづくりワークショップという手法により、市民の意識について把握を試みました。

第1節 インターネットモニター調査

テーマ：大規模災害からの復興について

調査期間：令和5年5月22日～6月2日

回答者数：791人

○大規模災害後の居住継続意向

大規模災害発生後も「ぜひ、今の場所に住み続けたい」、「できれば、今の場所に住み続けたい」と回答した方は全体の約7割を占めており、年代の上昇とともに希望割合も上昇しています。また、「市内の別の場所に転居したい」と回答した方を含めると、約8割の方は大規模災害後も和歌山市に住み続けることを希望しています。

大規模災害発生後も、今の場所に住み続けたいか	全体 (%)	20～30代	40代	50代	60代	70代以上
ぜひ、今の場所に住み続けたい	19.1	14.5	16.8	16.4	29.5	25.6
できれば、今の場所に住み続けたい	47.9	48.9	46.2	49.2	44.3	52.3
市内の別の場所に転居したい	11.1	10.8	12.5	12.7	6.6	11.6
市外に転出したい	6.1	6.5	6.3	6.9	5.7	3.5
わからない	15.8	19.4	18.3	14.8	13.9	7.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

「ぜひ、今の場所に住み続けたい」、「できれば、今の場所に住み続けたい」と回答した方について、住み続けたい理由として、20～60歳代では「愛着があるため」、「生活利便性が高いため」、「通勤・通学に便利な場所であるため」が多くを占めている一方で、70歳代以上は「コミュニティ（地域の人間関係）が形成されているため」が他の年代に比べて高い割合を占めており、高齢者にとっては地域コミュニティが重要な要素であることが考えられます。

今の場所に住み続けたい理由	全体 (%)	20～30代	40代	50代	60代	70代以上
愛着があるため	34.3	35.6	30.5	40.3	34.4	28.4
コミュニティ（地域の人間関係）が形成されているため	13.6	11.0	13.0	9.7	11.1	29.9
生活利便性が高いため	38.3	32.2	42.7	37.1	44.4	34.3
通勤・通学に便利な場所であるため	10.2	19.5	9.9	8.9	7.8	0.0
その他	3.6	1.7	3.8	4.0	2.2	7.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

○希望する復興まちづくり

復興後のまちづくりについては、全ての年代において「利便性に優れたコンパクトなまち」、「災害に強いまち」が高い割合で希望されています。その他には、20～40歳代においては「子育てしやすいまち」、50歳代においては「安定した雇用があるまち」、60歳代以上においては「福祉が充実したまち」が希望されており、年代別で差が見られました。

どのようなまちづくりを希望している？	全体 (%)	20～30代	40代	50代	60代	70代以上
利便性に優れたコンパクトなまち	26.9	17.2	26.4	31.7	33.6	29.1
災害に強いまち	29.0	23.7	28.4	32.3	27.9	36.0
子育てしやすいまち	16.1	40.3	19.2	4.8	0.0	3.5
安定した雇用があるまち	9.0	7.0	11.5	12.2	5.7	4.7
文化とスポーツのまち	0.8	0.5	1.4	0.5	0.8	0.0
多文化共生のまち	1.5	0.5	0.0	2.6	1.6	4.7
福祉が充実したまち	11.1	5.9	9.1	11.6	18.9	15.1
環境にやさしいまち	3.9	3.2	1.9	2.6	9.0	5.8
その他	1.8	1.6	1.9	1.6	2.5	1.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第2節 復興まちづくりワークショップ

和歌山市の魅力や課題を抽出し、復興後のまちのイメージ図や復興スローガンを作成する復興まちづくりワークショップを開催しました。

1 大学生対象

開催日：令和5年7月9日

場 所：和歌山市消防庁舎 3階多目的ホール

参加者：大学生18人

○学生の意見から見えたもの

復興まちづくりにおける特に重要なポイントとして、次の視点が抽出できました。

- ・和歌山市らしさを残す（海や自然、街並み、歴史や食文化など）
- ・まちなかににぎわいを創出し、公共交通機関をはじめとする交通網を整備する

○作成した復興スローガン

復興後のまちの姿についてグループで話し合い、スローガンを作成しました。

- ・自然あふれる海がとなりの城下町
- ・街並みを残しつつ、すべての世代にとってのふるさとへ
- ・～「便利・魅力・繋がり」～ 帰ってきたくなるまち
- ・海から活気の波を巻き起こす！

2 女性職員対象

開催日：令和5年7月26日

場 所：和歌山市消防庁舎 6階災害対策本部室

参加者：本市女性職員15人

○女性職員の意見から見えたもの

復興まちづくりにおける特に重要なポイントとして、次の視点が抽出できました。

- ・安全・安心に暮らせるためのまちづくりを目指す
- ・若者や家族連れが市外に出ずとも楽しめるスポットをつくるとともに、観光資源の活用や雇用創出によりまちを活性化する

○作成した復興スローガン

復興後のまちの姿についてグループで話し合い、スローガンを作成しました。

- ・命を守る 最新とレトロの融合
- ・すべての人をひきつける資源を活かしたまち
- ・クオリティ・オブ・ライフ 爆上げ 和歌山市
- ・すべての世代に安心・安全なまち わかやまし

3 ワークショップを通して見えたもの

復興にあたっては、和歌山市の魅力を残しつつ、より安全・安心な、より魅力的なまちづくりが求められており、復興に向けた基本理念や基本方針を提示する上で、重要な視点を得ることができました。



第3編

復興ビジョン

第1章 復興ビジョンの概要

「復興ビジョン」では、災害による混乱をいち早く乗り越え、迅速かつ着実に復興を果たすため、復興に向けた基本理念、目標と基本方針を示します。

第2章 復興の基本理念

和歌山市長期総合計画では「きらり 輝く 元気な和歌山市」を将来都市像として、まちづくりに取り組んでいます。発災後も引き続き市民・事業者が本市にとどまり、持続可能なより良い未来の創造に向けて共に取り組めるよう、「希望をもち 安心して暮らせる まちの活力の再創生」を復興の基本理念と定めます。

第5次和歌山市長期総合計画

めざすべき将来都市像

きらり 輝く 元気な和歌山市

- ◆ 安定した雇用を生み出す 産業が元気なまち
- ◆ 住みたいと選ばれる 魅力があふれるまち
- ◆ 子供たちが いきいきと育つまち
- ◆ 誰もが安心して住み続けられる 持続可能なまち

復興の基本理念

希望をもち 安心して暮らせる
まちの活力の再創生

住環境の復興

産業の復興

市街地の復興

持続可能なより良い未来の創造

第3章 分野別の目標と基本方針

復興の基本理念に基づき、「住環境の復興」「産業の復興」「市街地の復興」の分野ごとに目標と基本方針を定めます。

— 基本理念 —

希望をもち 安心して暮らせる まちの活力の再創生

住環境の復興

<目標> 被災者の暮らしを支える安全・安心な生活環境の形成

被災者の暮らしの土台となる住宅・ライフラインを早期に復旧し、日常生活に欠かすことのできない、医療・福祉・教育等を確保しながら、一人ひとりに寄り添った安全・安心な生活環境の形成を実現します。

産業の復興

<目標> 事業の早期再建と地域経済の活性化

産業基盤を早期に復旧し、事業の継続・再建に向けて総合的支援を行い、競争力のある産業活動の創出につなげていくことにより、安定した雇用を生み出す活力ある地域経済の形成を実現します。

市街地の復興

<目標> 生活再建のニーズを踏まえた、暮らしやすく魅力的なまちづくり

次なる災害への備えとともに、暮らしやすさや地元への愛着心など、早期の生活再建を目指す被災者のニーズを踏まえ、いきいきとした市民生活を将来にわたり支えていくことのできる、暮らしやすく魅力的なまちづくりを実現します。

第1節 住環境の復興

<住環境の復興に係る目標>

被災者の暮らしを支える安全・安心な生活環境の形成

被災者の暮らしの土台となる住宅・ライフラインを早期に復旧し、日常生活に欠かすことのできない、医療・福祉・教育等を確保しながら、一人ひとりに寄り添った安全・安心な生活環境の形成を実現します。

第1項 住まいの確保

- 方針1 迅速な危険度判定
- 方針2 使用可能な住宅の早期復旧による生活環境の回復
- 方針3 既存住宅ストックの活用による応急住宅の確保
- 方針4 建設型仮設住宅の確保
- 方針5 災害公営住宅をはじめとする恒久住宅の供給
- 方針6 居住再建のための情報発信

第2項 暮らしの確保

- 方針1 ライフラインの早期復旧
- 方針2 災害廃棄物の適正処理
- 方針3 学校教育の早期再開と環境整備
- 方針4 要配慮者の健康と暮らしの維持
- 方針5 災害関連死の抑止
- 方針6 医療・福祉施設の早期復旧に向けた支援
- 方針7 被災者の生活再建に向けた総合的支援

第1項 住まいの確保

方針1 迅速な危険度判定

余震等による二次被害を防止するための建築物・宅地の応急危険度判定調査、及び被災者支援の基礎情報となる住家被害認定調査を迅速に行い、適切な対処につなげます。

ポイント

- ・専門性を有する人材が多数必要であり、外部からの応援を効率的に受け入れる。

方針2 使用可能な住宅の早期復旧による生活環境の回復

被災住宅の応急修理及び居住の障害となるものの除去を迅速に行うことにより、使用可能な住宅についての早期復旧を促し、生活環境のいち早い回復を図ります。

ポイント

- ・災害救助法の求償要件を満たすため、修繕業者への発注手順について、被災者への周知が必要となる。
- ・災害救助法の対象とならない世帯に対する支援も検討する。

方針3 既存住宅ストックの活用による応急住宅の確保

住まいを失い、避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急住宅の提供を県と共に迅速に行うため、公営住宅や民間賃貸住宅等の既存住宅ストックを有効に活用します。

ポイント

- ・民間賃貸住宅の借上げについては、市や県によるマッチング方式と被災者自らが物件を探して申請する方式の2通りが考えられる。
- ・災害救助法の基準額に対し、民間賃貸住宅が設定する賃借料にばらつきが生じる点について、県及び貸主と対処を検討する必要がある。
- ・所在が分散するため、各種支援に関する情報提供や居住再建に向けた意向調査が確実に行えるよう、特に留意が必要となる。また、独居高齢者等に関して、従前のコミュニティに代わる見守り機能を補完する必要がある。

応急仮設住宅



(出典：大船渡市 東日本大震災記録誌)

方針4 建設型仮設住宅の確保

県との共同による応急的な住まいの提供について、より確実に必要戸数を確保するため、また、コミュニティ維持を含めた被災者ニーズに適切に対応するため、市有地等の用地を活用して仮設住宅の建設を進めます。

ポイント

- ・用地の確保とともに大量の建設資材が必要となり、供給不足から建設が予定どおり進捗しない場合は、避難所運営の長期化を想定する必要がある。
- ・やむを得ず学校校庭内に建設する場合は、できるだけ早期に統廃合し、解消することを想定しておく。
- ・団地内における住戸配置や環境整備、集会所の設置・設備等を工夫し、快適さ、見守り、コミュニティ機能の増進を図るとともに、バリアフリーにも配慮する。
- ・災害の再発に備え、安全な場所に建設することが望ましいが、被災現地での居住再建を目指す被災者の利便性も踏まえ、建設用地を検討する必要がある。
- ・入居者の選定にあたっては、世帯の生計状況、身体面等の事情を考慮し総合的に判断する。

○応急住宅の提供に係る比較整理

分類	即効性	環境	情報周知	その他
民間賃貸住宅	提供可能な空き物件があれば早期に入居が可能。	一般的に設備は整備されている。 コミュニティ形成が課題。	所在が分散するため、特に留意が必要。	契約に係る事務が膨大。
建設型仮設住宅	建設までに一定期間を要する。	設備面の特別基準の適用規定あり。 コミュニティの維持が期待できる。	掲示板や集会所の機能を活用して、情報周知がしやすい。	立地について、地域住民との協議が必要。

○応急住宅に共通するポイント

- ・民間賃貸の空き物件及び仮設住宅の建設用地の確保状況、被災者の生活復旧状況などから、供給可能戸数と必要戸数を的確に把握し、被災者の意向も踏まえた上、円滑な提供を図る。

方針5 災害公営住宅をはじめとする恒久住宅の供給

応急住宅を解消する段階において、自力での住宅確保が難しい被災者に対し、災害公営住宅をはじめとする恒久住宅を供給することで、本格的な生活再建への移行を促進します。

ポイント

- ・災害公営住宅の新規建設に際しては、災害リスクの低い安全な場所に建設することが望ましいが、地域への愛着や生業の都合などから、被災現地での建設希望も想定され、被害の軽減対策を含めて地域でよく話し合っ計画する必要がある。
- ・災害公営住宅の将来的な維持管理面の負担も想定し、建設戸数の適正規模に留意しながら、民間住宅の活用を促進するためのインセンティブも検討する。（民間住宅の活用については応急住宅からの切替えという手法も考えられる。）
- ・災害公営住宅における設備・間取り等の仕様について、入居希望者の意向を踏まえつつ、入居者の将来的な高齢化を見越したバリアフリー化などの観点を含めて検討する。
- ・被災者の生活の安定を確保するため、公営住宅の入居資格や家賃の引き下げなどを地域の実情に応じて検討する。

方針6 居住再建のための情報発信

生活環境を早期に回復させるとともに、居住ニーズを安定的に充足させるため、住宅の応急修理や民間住宅の活用など、居住再建に関する情報を的確に発信します。

ポイント

- ・居住再建に係る制度について、各種媒体を通じた広報や災害相談総合窓口との連携により、確実な情報提供を行う。
- ・市外に一時避難した被災者に対しては、帰還に向けた情報提供を的確に行う。
- ・民間住宅の活用促進に向けた情報発信についても検討する。（空き家バンク登録物件など、中古物件の耐震性には十分な留意が必要である。）

戸建タイプの災害公営住宅



（出典：東松島市 東日本大震災復興記録誌 ダイジェスト版）

浸水区域の災害公営住宅（住戸は2階以上）



（出典：宮城県ホームページ）

第2項 暮らしの確保

方針1 ライフラインの早期復旧

すべての市民の生活基盤となるライフラインの早期復旧を図ります。

ポイント

- ・電気、上下水道、ガス等の各事業者と連携し、ライフラインの早期確保に努める。
- ・ライフラインの被災状況と応急対応及び復旧の見通しについて、市民に対する確に情報周知する。
- ・本格復旧にあたっては、設備の耐災害性、代替性の確保、長寿命化を検討する。また、復興状況に合わせ、電線の地中化を推進するとともに、地域的人口分布の変動に伴う施設の拡充・縮小を検討する。

方針2 災害廃棄物の適正処理

応急復旧活動の円滑化と生活環境の保全及び公衆衛生の悪化防止のため、廃棄物の迅速かつ適正な収集、運搬及び処分体制を確立します。

ポイント

- ・被害把握から廃棄物の発生量を推計の上、集積用地を迅速に確保し、必要に応じて、国、県、他市町村及び関連事業者等と連携した多方面かつ広域的な処理体制を検討する。
- ・廃棄物処理に係る方針・実行計画に基づき、処理の円滑化とともに分別・資源化による減量及び環境対策の徹底を図る。
- ・被災建物の解体・撤去にあたっては、大量の災害廃棄物が発生するため、処分場・仮置場への搬入券の発行などの対応を検討する。

方針3 学校教育の早期再開と環境整備

教育活動を安全に再開できるよう学校施設を早期に復旧するとともに、児童・生徒を取り巻く諸事情に柔軟に対応できる体制を確立し、全ての子供が安心して学べる場を確保します。

ポイント

- ・仮設住宅等への用地提供や復旧不全により、学校施設の一部が使用できない状況であっても、仮設校舎の建設、他校との一時的なシェアや被災時に通学困難な児童・生徒に対してのオンライン授業の実施など、教育活動が維持できるよう工夫する。
- ・様々な事情により重点的なケアが必要となった児童・生徒に対し、個別カウンセリングの実施を検討する。
- ・避難生活又は仮設住宅生活が続く中で、従来の学校へ登校が難しくなった児童・生徒への対応を検討する。
- ・被害状況・復興状況により、児童・生徒の地域的分布が変動するため、教職員の配置や学校施設そのものの配置を含めて、柔軟に対応する。

方針4 要配慮者の健康と暮らしの維持

福祉避難所の開設・運営により、要配慮者のそれぞれの特性に応じ、必要な環境を確保し、健康を維持します。また、環境変化による生活面の様々な問題に対し、適切な支援につなげます。

ポイント

- ・福祉避難所に避難している要配慮者の健康状況や世帯の被災状況など要配慮者を取り巻く様々な情報を関係者が共有し合い、その後の適切な対応を検討する。
- ・福祉避難所以外の要配慮者に対しても、地域包括的な視点から持続的な支援を検討する。

方針5 災害関連死の抑止

生活環境の悪化による災害関連死を防ぐため、感染症の発生防止をはじめとする避難所避難者の健康維持を図るとともに、仮設住宅及び在宅を含めた高齢者等の要配慮者の健康状況を把握の上、的確な支援を行います。

ポイント

- ・相談窓口の設置により要配慮者及びその関係者からの相談に対応するほか、要配慮者の状況に応じて、巡回健康調査を実施し、必要な支援につなげる。また、要配慮者の状況把握においては、避難行動要支援者名簿の活用を検討する。
- ・PTSDなど精神面のケアが必要な被災者を早期に発見し、適切な対処につなげる。

方針6 医療・福祉施設の早期復旧に向けた支援

いのちと健康を守る医療や福祉がすべての人に確実に提供されるよう、医療・福祉施設の早期復旧に向けた支援を図ります。

ポイント

- ・災害による新たな医療ニーズに柔軟に対応できるよう、市内の医療機関と連携し、仮設診療所等の設置を検討する。
- ・県等と連動し、市外の医療施設や福祉施設との広域連携による対応を検討する。
- ・医療・福祉サービスの質を維持するため、関連事業者への支援策を検討する。

方針7 被災者の生活再建に向けた総合的支援

被災者の安定した暮らしを早期に取り戻せるよう、義援金、支援金、減免、貸付金などの各種経済的支援を実施するとともに、生活安定化のための相談体制の確立を図ります。

ポイント

- ・生活再建に係る各種支援制度について、災害相談総合窓口の開設をはじめとして情報周知を徹底する。また、保険、債務問題などの相談対応も検討する。
- ・被災者台帳の作成により被災者情報を一元管理した上、世帯の生活再建課題に応じた災害ケースマネジメント体制のもと、総合的な支援を図る。

【 参 考 】

○主な生活再建の支援制度

制 度 の 名 称	内 容
被災者生活再建支援制度	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。
災害援護資金	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。
被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けることができる。
雇用保険の失業等給付	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する。 災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施する。
ハورتレーニング（公的職業訓練）	災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられる。
災害復興住宅融資	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修する場合に融資が受けられる。
公営住宅への入居	低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができる。公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。
障害物の除去	災害救助法に基づき、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去する。
住宅の応急修理	災害救助法に基づき、住宅が中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊のいずれかの住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

（内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」より抜粋）

第2節 産業の復興

<産業の復興に係る目標>

事業の早期再建と地域経済の活性化

産業基盤を早期に復旧し、事業の継続・再建に向けて総合的支援を行い、競争力のある産業活動の創出につなげていくことにより、安定した雇用を生み出す活力ある地域経済の形成を実現します。

第1項 商工業の再生

- 方針1 物流ルート確保と拠点施設の早期復旧
- 方針2 事業継続と再建のための場の確保
- 方針3 企業立地の促進

第2項 農林水産業の再生

- 方針1 基幹施設の早期復旧
- 方針2 塩害を受けた農地の再建支援
- 方針3 ほ場整備による農地の集約化

第3項 産業全般の復興

- 方針1 事業再建に向けた総合的支援
- 方針2 事業の高度化促進
- 方針3 雇用確保に向けた連携と情報提供

第1項 商工業の再生

方針1 物流ルートの確保と拠点施設の早期復旧

商品・原材料等の仕入れや製品・生産物の出荷が滞ることを防ぐため、物流ルートの被害状況を迅速に把握し、利用可能な代替ルートや復旧見通しに関する情報を事業者に対し、適時提供します。また、施設管理者と連携し、物流ルート及び拠点施設の早期復旧を図ります。

ポイント

- ・道路の被害・復旧状況について、業界団体等に対して情報提供を適宜行う。
- ・拠点施設の現場復旧にあたり、障害物の除去作業が効率的に行われるよう協力する。
- ・食料物流の拠点である中央卸売市場が被災した場合は、国・県の補助制度の活用も含めて早期復旧を図るとともに、復旧作業が長期化する場合は、仮設卸売市場の設置を検討する。

方針2 事業継続と再建のための場の確保

現地再建を目指す事業者が、早期に建設開始できるよう配慮するとともに、事業者の意向に合わせ、産業支援機関等と連携し、一時的な事業の場としての仮設事業所の場所の確保及び移転先としての用地情報の提供を検討します。

ポイント

- ・設備内容や建設用地について、被災事業所の産業特性を踏まえた環境要件を勘案する。
- ・自ら仮設事業所を設置しようとする事業者及び団体への支援も併せて検討する。

方針3 企業立地の促進

被災事業所の復旧支援と併せて、新規参入企業の立地促進を積極的に行い、地域産業の集積強化につなげます。

ポイント

- ・本格的な地域産業の強化を見据えて、次世代の成長産業を戦略的に集積させることも検討する。
- ・参入企業の誘致にあたっては、補助制度の有効活用に加え、地域の自然環境や労働力、産業集積などの優位性をアピールする。

第2項 農林水産業の再生

方針1 基幹施設の早期復旧

被災した農道や林道、漁港などの基幹施設について、国、県、関係団体と連携して早期復旧を図り、農地等の再建や生産力の回復、経営の安定につなげます。

ポイント

- ・基幹施設復旧に際し、新たな事業ニーズに対応した機能強化について、事業者や関係団体と協議を進める。
- ・ため池、農業用水路は、災害予防の観点から機能強化等について関係団体等と協議を進める。
- ・ブランド力のある特産品は、復興特需や観光業の維持においても重要であるため、復旧着手に考慮する。

方針2 塩害を受けた農地の再建支援

国、県との連携のもと、津波による塩害を受けた農地の除塩作業を行い、復旧を進めます。また、除塩作業には長期間を要するため、耐塩性作物による早期経営改善対策など、効果的な取組を促進します。

ポイント

- ・代替地の確保を含め、原型復旧にとどまらない効果的な事業再建のあり方を事業者と共に検討する。

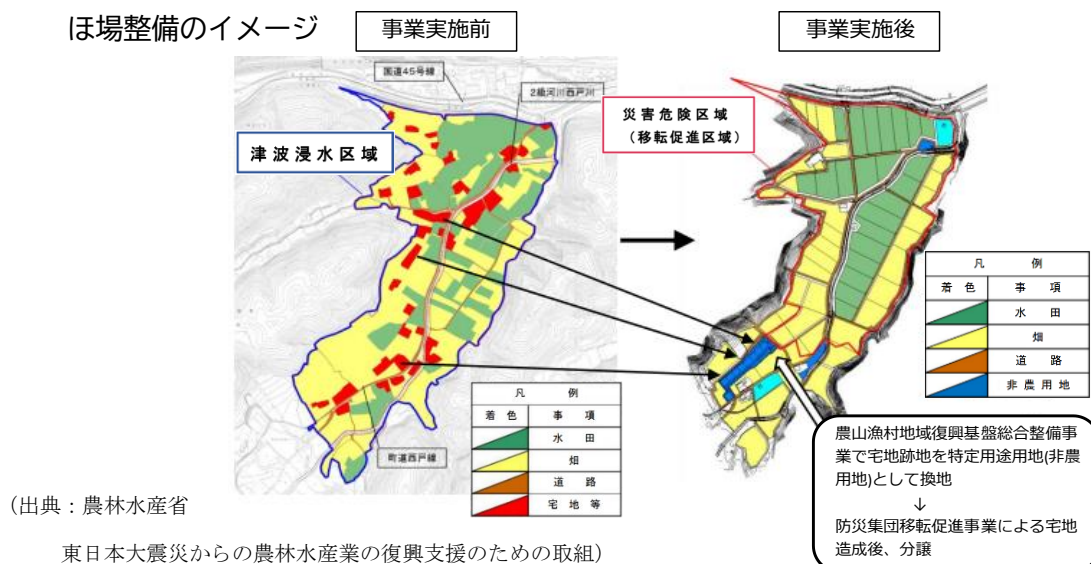
方針3 ほ場整備による農地の集約化

ほ場整備の推進により、農地を集約化し生産性の向上を図ります。また、他の復興事業と連動することで、農と住のバランスを保った土地の整序化を進めます。

ポイント

- ・ほ場整備事業（区画が小さい農地や、不整形な農地の区画を整形する事業）と他の復興事業を組み合わせることにより、周辺道路の安全性向上を図るなど、農住一体の地域的な整備を検討する。

ほ場整備のイメージ



第3項 産業全般の復興

方針1 事業再建に向けた総合的支援

事業再建に向けた資金供給については、国、県、民間支援機関、金融機関による各種支援制度の活用を促進するための情報提供やきめ細かな相談体制の確立を含めた、総合的な再建支援を実施します。

ポイント

- ・各種支援制度については実施機関と綿密に情報共有を行い、リーフレットやホームページ作成を検討する。周知については組合等の業界団体や産業支援機関の協力を得る。
- ・臨時の経営相談窓口を設置し、事業再建に関する幅広い情報を提供する。
- ・経営相談においては、組合や専門家によるサポートを受けながら行い、民間支援機関によるアドバイザー派遣制度の利用促進も検討する。

方針2 事業の高度化促進

被災前の状態に戻すだけでなく、事業者による新分野の進出、事業転換等に対して積極的に支援を行うことで、地域産業の持続的な成長につなげます。

ポイント

- ・産業支援機関が県と協力して行う資金貸付など、高度化支援制度の活用を促す。
- ・事業高度化に際し、用地移転を要する場合は積極的に調整し、新たな技術の導入を要する場合は、外部から支援が得られるよう調整を図る。
- ・新たな販路開拓も併せて検討する。

方針3 雇用確保に向けた連携と情報提供

各種支援制度を活用しながら事業者及び業界団体と共に、雇用維持に向けて最大限の努力を図ります。やむを得ず就労の場を失った被災離職者に対しては、関係団体等と連携の上、的確な求人情報の提供や事業者とのマッチングを進めるなど、総合的な相談体制を確立し、雇用創出に寄与する事業者への支援の検討を含め、雇用の確保を積極的に行います。

ポイント

- ・復旧・復興の状況が業界の求人動向に影響するため、業界団体等との密接な連携により随時状況把握に努め、ハローワークと共に求人・求職のマッチングを図る。
- ・ハローワークと連携して相談窓口を設置するなど、事業者や被災離職者に対するきめ細やかな相談体制を整備するとともに、合同就職面接会の開催、職業訓練の実施を検討するなど、早期再就職の促進を図る。

【 参 考 】

○主な事業再建の支援制度

制 度 の 名 称	内 容
株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫による資金貸付	○農林漁業セーフティネット資金 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。
	○農林漁業施設資金 災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資する。
	○農業基盤整備資金 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資する。
	○林業基盤整備資金 森林、林道等の復旧のための資金を融資する。
	○漁業基盤整備資金 漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資する。
小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う。
生活衛生改善貸付	生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センターの実施する経営指導を受ける生活衛生関係業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う。
災害復旧貸付	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資する。
高度化事業（災害復旧貸付）	大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行う。
セーフティネット保証4号	自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う。
災害関係保証	災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う。
被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられる。
職場適応訓練費の支給	職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して訓練手当などを支給する。

（内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」より抜粋）

第3節 市街地の復興

＜市街地の復興に係る目標＞

生活再建のニーズを踏まえた、暮らしやすく魅力的なまちづくり

次なる災害への備えとともに、暮らしやすさや地元への愛着心など、早期の生活再建を目指す被災者のニーズを踏まえ、いきいきとした市民生活を将来にわたり支えていくことのできる、暮らしやすく魅力的なまちづくりを実現します。

第1項 復興まちづくり方針の検討

- 方針1 住民の意向を尊重した復興まちづくり方針の検討
- 方針2 復興まちづくりにおける総合的な判断

第2項 被災エリアにおいて

- 方針1 浸水リスク軽減に向けた検討
- 方針2 居住エリアの集約化と余剰地の有効活用
- 方針3 都市計画道路の事業化検討
- 方針4 建築物再建に伴う市街地の安全性向上

第3項 被災しなかったエリアにおいて

- 方針1 高台等安全な土地の有効活用
- 方針2 新たな居住需要に適合した道路・交通アクセスの整備

第4項 土地利用に関するイメージ

第1項 復興まちづくり方針の検討について

方針1 住民の意向を尊重した復興まちづくり方針の検討

被災者の生活再建と、地域社会の発展的再生の根幹を担う復興まちづくりの方針について、住民や関係者の意向を聴き取り、スピード感と綿密さをもって、様々な事業手法の中から、被災者の希望を最大限に具現化できるかたちを検討していきます。

【参考】東日本大震災で活用された主な事業手法

- ・ 宅地や道路を整序化する「被災市街地復興土地地区画整理事業」
- ・ 津波からの防災性を高め、復興を先導する拠点を形成する「津波復興拠点整備事業」
- ・ 漁業集落の安全安心な居住環境を確保する「漁業集落防災機能強化事業」
- ・ 自力再建が難しい被災者の居住を確保する「災害公営住宅整備事業」
- ・ 被災エリアから高台等の安全な場所への集団移転を促す「防災集団移転促進事業※」

※防災集団移転促進事業を実施する場合は、移転元地の居住を原則禁止する災害危険区域の指定が伴うため、合意形成を徹底した上で、慎重に検討を進める。

ポイント

- ・ 被災者の意向（現地再建か移転か）や地域特性のほか、都市構造や被災状況、事業スピードも踏まえて、方針決定を進める。
- ・ 復興まちづくり協議会の設立など、地域の意向の集約化、合意形成のあり方を検討する。
- ・ 意向確認を継続的に行い、変化する意向に対して、事業手法と規模を柔軟に見直す。

方針2 復興まちづくりにおける総合的な判断

復興まちづくりは、津波浸水を含めたあらゆる災害リスクに対する安全性を考慮する一方で、生活の利便性をはじめ、自然やまちなみの美しさ、にぎわい、高齢者や子育て世代の暮らしやすさなど、豊かな地域社会活動に必要な要素全般を踏まえて、総合的に判断します。

復興まちづくりワークショップの様子



（出典：東松島市 東日本大震災復興記録誌ダイジェスト版）

第2項 被災エリアにおいて

方針1 浸水リスク軽減に向けた検討

被災現地での復興にあたっては、港湾・海岸保全施設の強化や宅地の嵩上げなどのハード整備による被害軽減対策のほか、避難体制の強化など、将来の津波発生に備えた安全確保について検討します。

ポイント

- ・避難体制の強化としては、津波避難ビルの指定や緊急避難路の整備などが考えられ、災害公営住宅の高階層化も含めて検討する。
- ・多重防御施設を建設する場合、海側は非可住地とし、公園や産業ゾーンとしての利用を検討する。

方針2 居住エリアの集約化と余剰地の有効活用

生活に必要な諸機能が備わった「歩いて暮らせる」利便性の高いまちの形成を目指し、居住エリアの集約化を図ります。また、集約化や居住移転に伴い生じた余剰地について、公園・文化スポーツ施設の建設や産業施設の誘致を検討するなど、地域の魅力を高める土地の有効活用を図ります。

ポイント

- ・景観維持やまちなみ形成などの観点を含めて、地域住民との話し合いを進める。
- ・余剰地活用については、関連事業者と連携したマッチング等の取組についても検討する。

方針3 都市計画道路の事業化検討

都市計画道路については、復興まちづくりにおける有効性を踏まえ、必要な路線の事業化に向けて検討します。

ポイント

- ・都市計画道路の建設にかかり、土地区画整理事業では長期間を要することが予想されるため、通常の道路事業として用地買収方式で進めていくことも検討する。

方針4 建築物再建に伴う市街地の安全性向上

建築物の所有者等が建替えを行うに際しては、建築基準法等の規定に基づき、集落内の住宅密集を解消し、狭あい道路対策を図るとともに、建築物の耐震化や耐火性の向上を促進します。また、建築物の再建と併せ、道路整備を実施するなどし、生活道路の拡幅を図ります。

ポイント

- ・生活道路の拡幅においては、歩車の分離化やバリアフリー化についても検討する。
- ・建物の一斉建替えが想定されるため、建築指導業務の負担増加に備えた体制を検討する。
- ・被災混在地（被災した建物としなかった建物が混在するエリア）では、一律的な建築制限の適用が難しいことを想定する必要がある。

第3項 被災しなかったエリアにおいて

方針1 高台等安全な土地の有効活用

津波浸水のおそれがない安全な場所での居住再建を希望する被災者のニーズに応えるため、北部丘陵地や南部田園地帯などの安全な土地を積極的に活用します。

ポイント

- ・市街化調整区域※において新たに居住地を設けるにあたっては、開発許可基準の緩和が求められるが、大規模災害復興法ではその特例が設けられている。
- ※市街化を抑制する区域のことで、開発行為（造成行為や、宅地への転用など）が、原則として抑制されている区域のこと。
- ・北部丘陵地には、住宅開発の許可済みの区域もあるが、安全な土地での居住再建の希望が多い場合は、それ以外の区域においても開発の許可を推進する。
- ・農地を利用し、住宅用地を創出する場合は、優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮する。
- ・農地のほ場整備を実施する場合は、周辺道路の安全性の向上を図る。

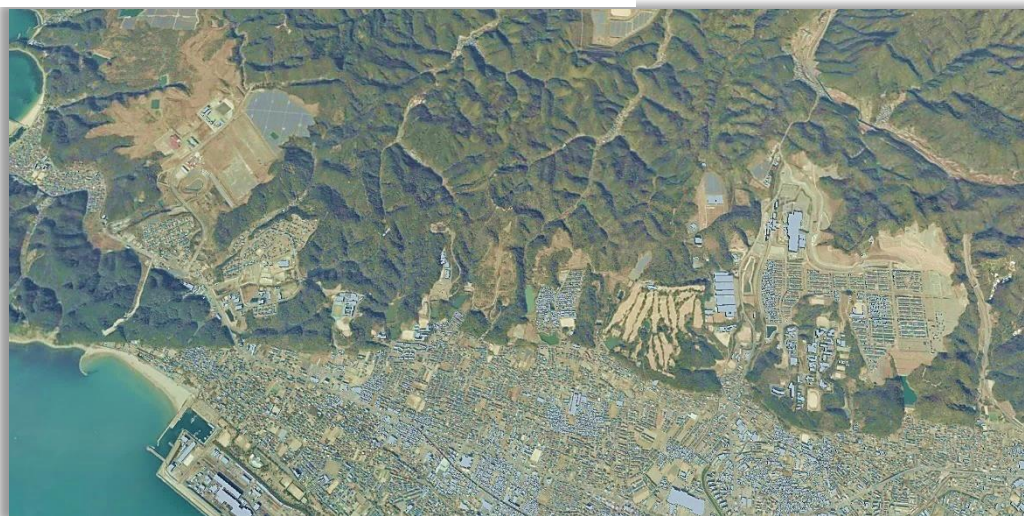
方針2 新たな居住需要に適合した道路・交通アクセスの整備

北部丘陵地や南部田園地帯など、新たな居住需要が生まれるエリアにおいて、アクセス道路や交通機能の確保を検討し、利便性の向上を図ります。

ポイント

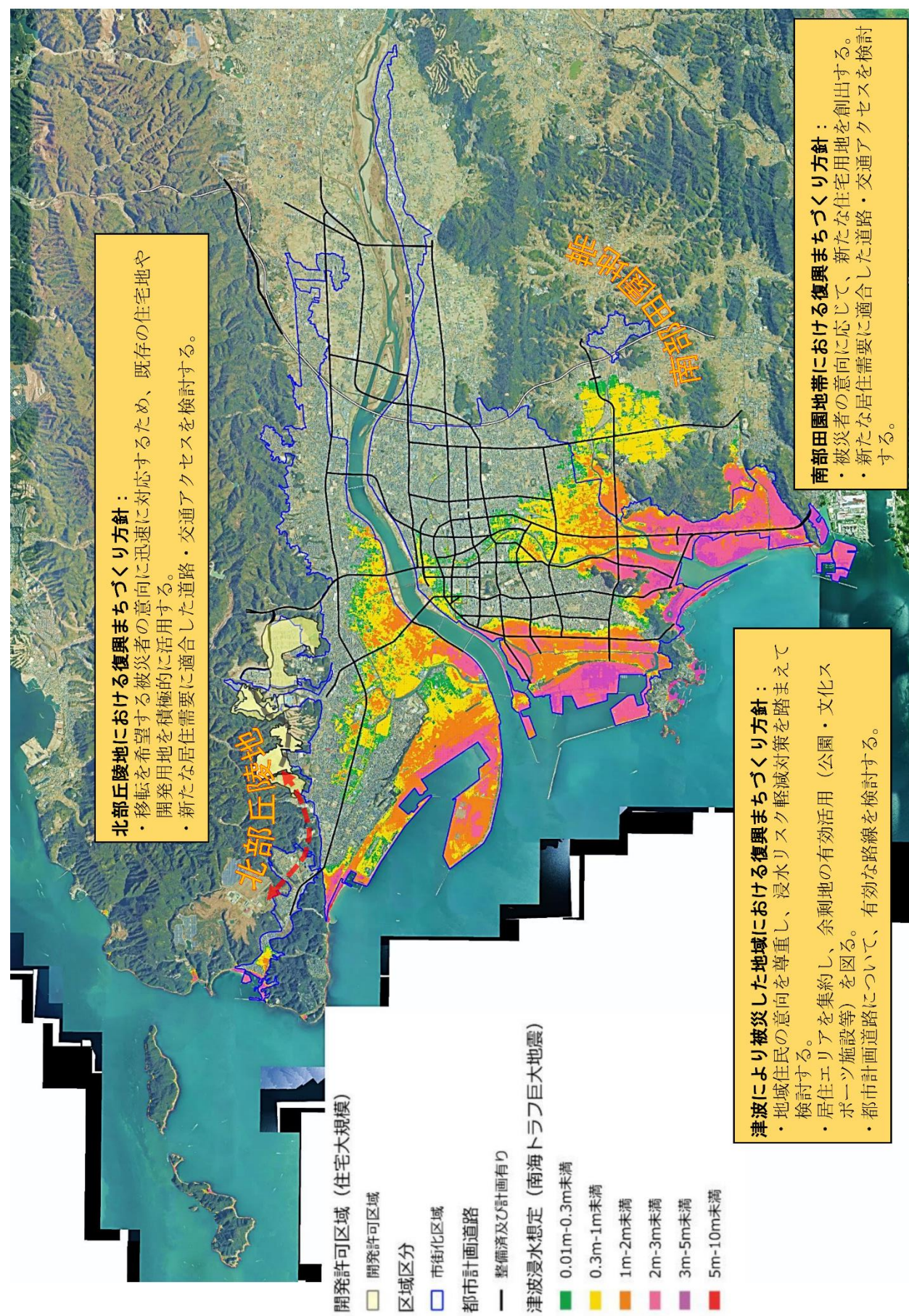
- ・道路整備においては、避難路など防災力強化の観点や、復興まちづくり方針に基づく開発事業の促進といった様々な観点を考慮し、早期整備を図る。
- ・公共交通機関の参入が見込めない場合は、コミュニティバスの運行を検討する。

高台等の土地（北部丘陵地）



国土交通省ホームページ (<https://plateauview.mlit.go.jp>) をもとに作成

第4項 土地利用に関するイメージ



【 参 考 】

○主な復興まちづくりのための事業

事業の名称	内 容
都市再生区画整理事業	広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する。
緊急防災空地整備事業	土地区画整理事業が予定される地区において、防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当地を取得し、緊急に防災空地を整備する。
都市防災推進事業	避難行動調査等により科学的知見に裏付けられた計画策定、住民の合意形成等のコーディネートに対する支援や、計画に位置付けられた市街地の防災性の向上のための地区公共施設等整備などに対する支援を行う。
市街地再開発事業	被災地の復興にあたり、被災地の限られた土地の有効利用を図りつつ、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を推進する。
津波復興拠点整備事業	復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う。
農山漁村地域復興基盤総合整備事業	農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を実施、農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業を実施する。
漁業集落防災機能強化事業	被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進する。
防災集団移転促進事業	被災した地域において、住民の居住に適當でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する。
災害公営住宅整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備にかかる費用を支援する。
道路事業	○市街地相互の接続道路等 津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた市街地相互の接続道路等の整備を実施する。
	○高台移転等に伴う道路整備（区画整理） 津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備（区画整理）を実施する。
	○道路の防災・震災対策等 津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた道路の防災・震災対策等を実施する。

（復興庁「復興交付金 基幹事業」より抜粋）

第4章 持続可能なより良い未来の創造に向けて

「住環境の復興」「産業の復興」「市街地の復興」に共通する土台として、持続可能なより良い未来の創造に向けた積極的な寄与を目指すとともに、将来を見据えて地域課題の先行的解決を図ります。

SDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

具体的な基本方針

方針1 多極型のコンパクトな都市形成

居住地をはじめ生活に必要な諸機能を集約させることにより、まちの利便性を高め、加速化する少子高齢化に対応していくとともに、各拠点間が交通ネットワークで結ばれ、相互に補完しあえる多極型のコンパクトな都市形成を推進します。

方針2 市民活動を支える公共インフラの再構築

上下水道・道路など、市民活動を支える基盤施設の早期復旧に全力を注ぐとともに、海岸保全施設の強化と併せた都市基盤全体の強靱化を図ります。また、電話、電気、都市ガスを含めた各種ライフラインの共同溝化、地中化に向けて、関係事業者と連携し、新たな都市の形成に適合した公共インフラ網を再構築します。

方針3 自然環境との調和とエネルギー対策

緑や水辺空間の保全と創出により、人と自然とのつながりを感じられる豊かな地域づくりを目指すとともに、脱炭素化をはじめ、自立分散型エネルギー対策に積極的取り組み、自然環境との調和のとれた循環型社会を形成します。

コンパクトな都市形成



（出典：女川町ホームページ）

エネルギー対策



（出典：東松島市 東日本大震災復興記録誌ダイジェスト版）

方針4 多様化する地域課題に対応したデジタル技術の活用

多様化、複雑化する行政ニーズに的確に対応するため、デジタル技術を先進的に取り入れ、行政事務の効率化と市民サービスの向上を図るとともに、地域社会全体のDXを促進し、地域課題の解決と価値の創造につなげます。

方針5 民間資源の積極的な活用とパートナーシップづくり

復旧・復興に向けた様々なニーズに迅速に対応するため、行政関係機関との連携だけでなく、企業、大学、NPO、ボランティア団体、地域団体などのそれぞれの特性、専門性を活かすことが必要となります。人材、技術、物資、用地などの資源活用について、多角的な協働を積極的に図るとともに、地域社会全体が有機的につながり、相互の成長を促すパートナーシップづくりを形成します。

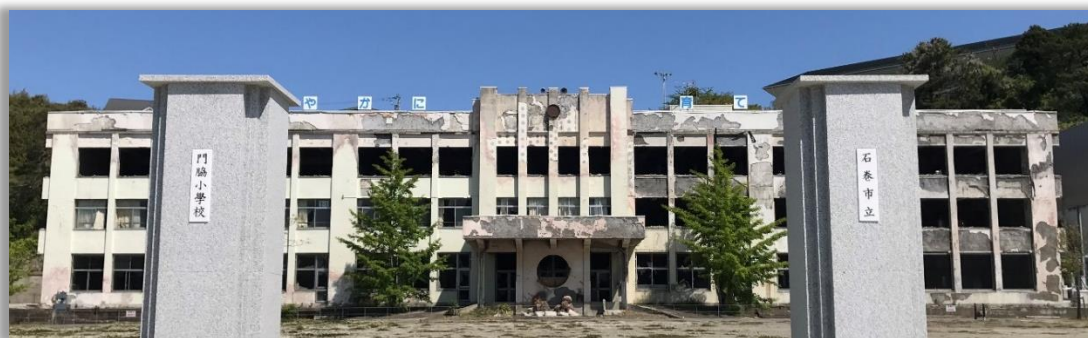
方針6 多様性を認め合い、すべてのひとが尊重される社会の創造

「性別」・「年齢」・「国籍」・「出身」・「障害の有無」など立場や属性の違いを乗り越え、様々な意見や感性を受容し、多様な「価値観」・「ライフスタイル」を認め合うことにより、すべての人が尊重されるより豊かな人間社会の実現を目指します。

方針7 震災経験の次世代への伝承

震災による経験を次世代に伝承し、災害から命と暮らしを守り、いち早い復興につなげるための教訓として未来にわたって継承することで、地域社会のみならず国際的な視野に立って、真の防災文化の定着化を目指します。

震災遺構



(出典：提供 石巻市)

方針8 南海トラフ地震臨時情報の発表に向けた備え

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、自治体や市民、事業者等は、発表された情報の内容に応じて、日頃の備えや適切な防災対策をとることが必要となります。

臨時情報が発表された場合は、日常生活にも大きな影響を及ぼす可能性があることから、市民等においては臨時情報の意味や地震への備えなど求められる対応の理解を図るとともに、自治体においては、国や県と連携して臨時情報に係る内容について丁寧な周知・啓発に取り組むことや、臨時情報の発表内容に応じた防災対策を事前に検討し、南海トラフ巨大地震が発生した場合の効果的な災害対応の実現を目指します。

第4編

復興プロセス

第1章 復興プロセスの概要

「復興プロセス」では、第3編に示した「復興ビジョン」が、災害発生後において迅速かつ着実に実現されるため、復興に向けた全体の流れや体制、行政の対応行動等を整理します。

第2章 復興までの流れ

第1節 復興段階の区分

大規模災害発生から復興に至るまで、市民生活や経済活動をめぐる状況が大きく変化する中、段階的に復興施策を進めていきます。復興に至るまでの段階について、東日本大震災をはじめとする過去の災害事例を参考に、次のとおり4つの区分を設定しました。

○復興段階の区分



○状況と対応

被災後の混乱の中、被害状況を把握し、命を守るために必要な緊急的な対応を進める。



(出典：東日本大震災
仙台市 震災記録誌)

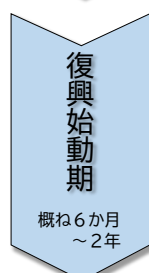


○状況と対応

仮設施設の建設や応急的な復旧作業が進み、生活再建や事業再建に向けて兆しが見え始める。



(出典：東日本大震災
仙台市 復興五年記録誌)

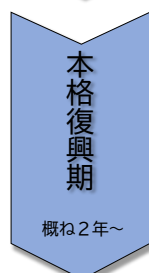


○状況と対応

恒久的な生活の場の確保に向けて、復興まちづくりの事業が開始される。



(出典：東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌)



○状況と対応

復興まちづくりの整備が進み、地域社会が活性化され、まち全体が本格的な再建に向かう。



(出典：気仙沼市
東日本大震災復興記録誌)

注) 復興段階の区分とは、東日本大震災をはじめとする過去の災害事例から設定したものであり、本計画に基づく事前準備の促進により、期間の短縮化が期待できます。

第2節 復興計画の策定

第1項 和歌山市災害復興計画の策定

1 目的と内容

復興施策や復興まちづくり事業を本格的に開始させるにあたり、本市の復興に係る市政の最上位の計画として、復興施策全体の基本構想や復興整備事業の基本的事項を示すことを目的に策定します。

策定にあたっては、幅広い意見を取り入れ、被災者の意向を反映させるとともに、国や県の方針との整合を図ります。

また、災害復興計画の根幹となる基本理念や目標については、和歌山市災害復興基本方針として先行して策定することにより、被災後の混乱の中、市民、事業者にいち早く発信し、共有を図ります。

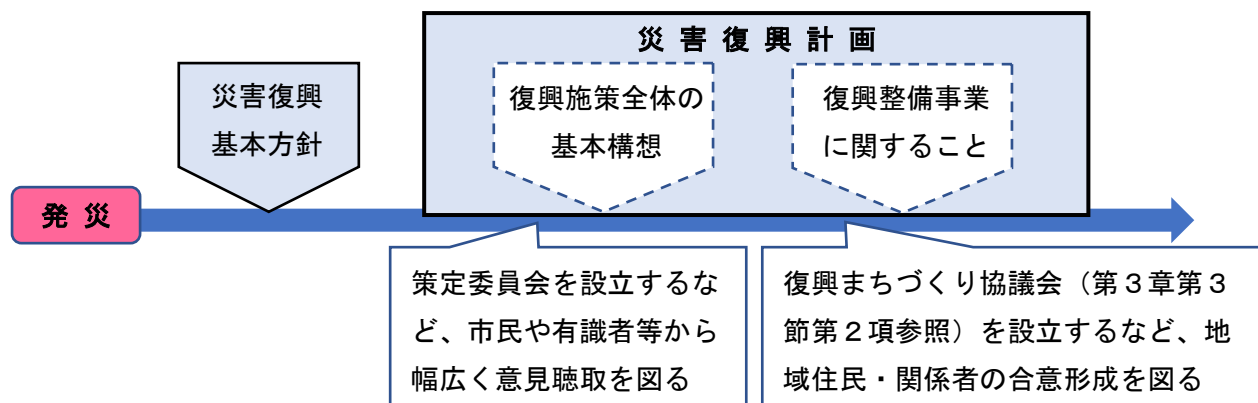
○主な記載事項

和歌山市災害復興基本方針	和歌山市災害復興計画
・復興後の市民生活や市街地形成のあり方とその実現に至る基本的戦略	・計画の区域 ・計画の目標 ・人口の現状及び将来の見通し ・土地利用に関する基本方針 ・復興整備事業に係る実施主体、実施区域等 ・復興の期間 ・その他復興に関して基本となるべき事項

2 段階的な策定

災害復興計画に記載する事業のうち、復興整備事業に関する内容については、対象地域における住民や土地所有者等関係者との合意形成が特に重要となるため、協議の積み重ねに一定の期間を要することが予想されます。一方、復興施策全体の基本構想は、被災者に生活や事業再建の見通しを立ててもらえるよう、機を逸することなく発信していく必要があるため、計画内容について、段階的に策定していくことを検討します。

○災害復興計画の段階的策定（時制イメージ）



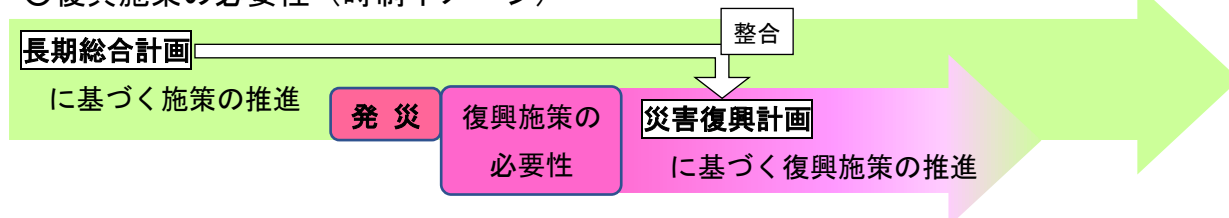
第2項 他の既存計画との整合性

1 長期総合計画との整合性

和歌山市長期総合計画は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想について定めた、市政の最上位計画です。

和歌山市災害復興計画は、長期総合計画との整合を図りながら、大規模災害においても長期総合計画に掲げる基本構想が円滑に実現されるよう、復興に係る施策を推進するための基本計画としての役割を果たすものとなります。

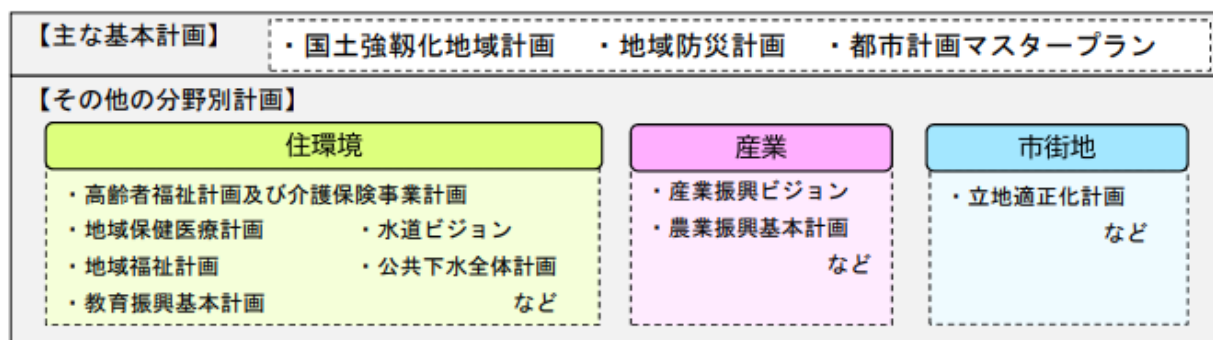
○復興施策の必要性（時制イメージ）



2 既存計画の適時見直し

復興過程又は復興後の本市を取り巻く状況は、災害発生前とは大きく変化します。それらの状況に適合するよう、長期総合計画及びその他の計画について、復興過程又は復興後の適時に見直しを検討する必要があります。

○長期総合計画以外の主な計画



第3節 復旧・復興に係る財務運用

第1項 財源の確保

復旧・復興に要する事業に係る財源について、次のとおり確保します。

- ・国、県の補助金、災害復興事業債等の起債制度を最大限に活用し、財源確保に努める。
- ・国、県の補助金、起債制度の対象となっていない事業について、財源措置を要望する。
- ・和歌山市財政調整基金条例に基づく災害対策基金を運用し、財政負担の軽減にあてる。

○災害復旧に関する各種制度

制度（根拠法）	概要
災害救助法による救助制度 （災害救助法）	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者への応急仮設住宅の供与にかかる、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の経費が災害救助法の救助対象となる。
災害復旧事業制度 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	自然災害により被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧するため、費用の一部が、国庫負担の対象となる。
激甚災害制度 （激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）	地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害として、政府が指定した場合に適用。地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業事業者への保証の特例など、特別の財政援助・助成措置が講じられる。

第2項 事業化の審議

事業化にあたっては、財源の確保をはじめとする財政状況とともに、次の点に留意し審査します。

- ・二次災害及び災害関連死防止等、人命に関わる緊急事業を優先的に推進する。
- ・その他、緊急性、手法と効果、公平性などを総合的に判断する。

第3章 復興に向けた体制

第1節 被害状況の把握と情報周知

緊急対応を適切に行い、早期の復旧・復興につなげるため、各種の被害状況調査を迅速に行うとともに、その復旧状況も確実に把握し、情報周知に努めます。

○主な被害把握

市が実施する被害調査	関係団体に確認する被害状況
・ 応急危険度判定（建築物・宅地） ・ 住家被害認定調査 ・ 市施設の被害調査 ・ 道路の被害状況調査 ・ 農道や林道、漁港などの被害調査	・ ライフライン施設 ・ 医療、福祉施設 ・ 物流拠点施設 ・ 産業（商工業・農林水産業）全体の状況把握

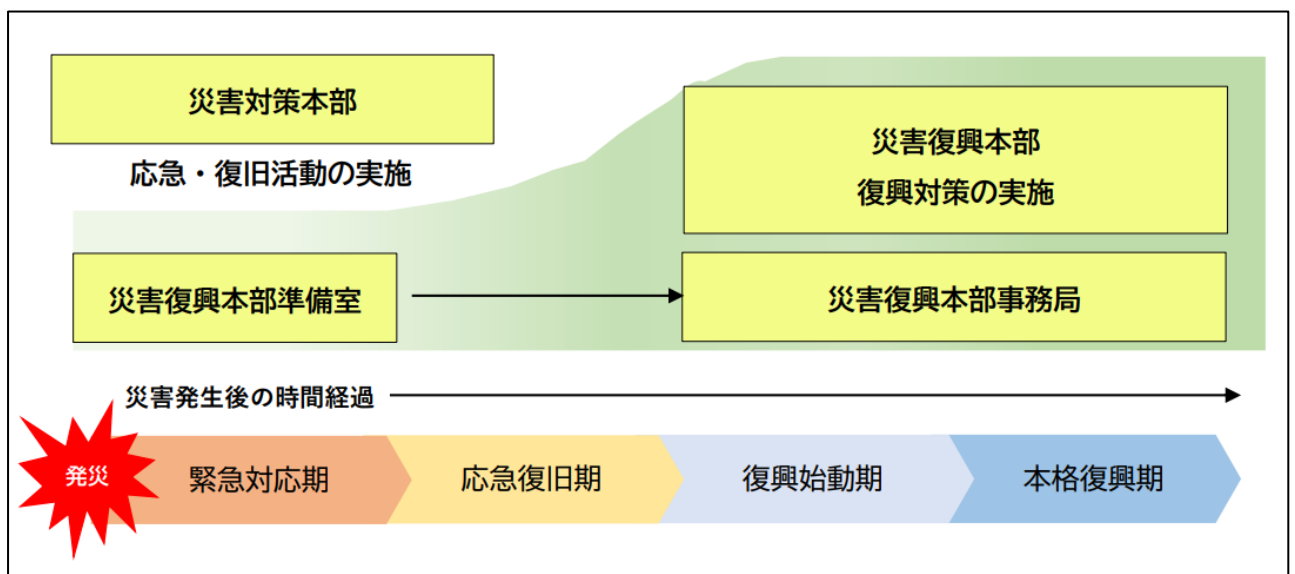
第2節 庁内体制

第1項 本部体制の段階的移行

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策を実施するため、災害対策基本法に基づき、和歌山市災害対策本部が設置されます。災害対策本部においては、和歌山市地域防災計画に基づく組織体制で災害対策を実施します。

復興段階が進むにつれて、必要となる対策の内容や比重が変化していくことが予想されます。そのような状況変化に対応するため、災害対策本部から災害復興本部への段階的な体制移行を検討し、機能的な組織運用を図ります。

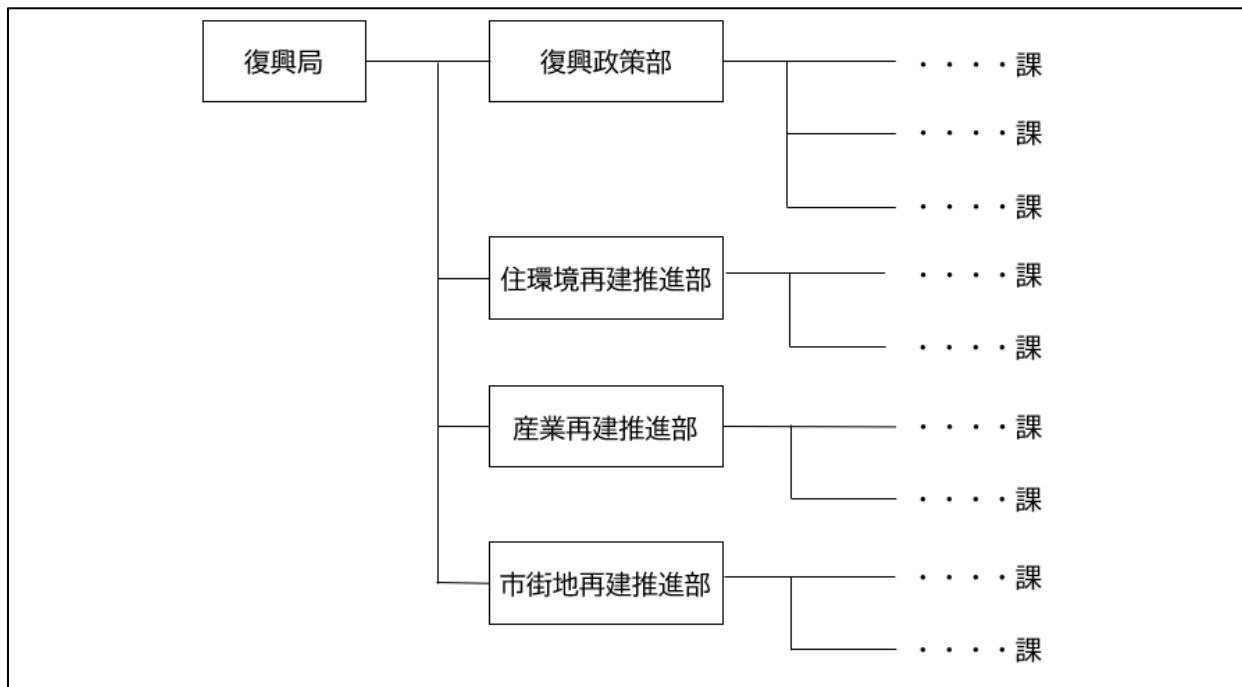
○段階的体制移行のイメージ



第2項 庁内組織の改正

災害復興本部体制において復興関連事業を実施していくにあたり、より機能的な組織運営を図るため、庁内組織の新設を含めた庁内組織の改正を検討します。

○新たな組織（仮称：復興局）のイメージ



第3節 意向把握と合意形成

第1項 被災者意向の把握

復興に係る事業を適切に実施するため、被災者意向の把握に努めます。

○主な意向調査

- ・ 応急住宅の確保に係る意向調査
- ・ 災害公営住宅の整備に係る意向調査
- ・ 産業（商工業・農林水産業）の事業再建に関する意向調査
- ・ 復興まちづくりの計画化に係る意向調査

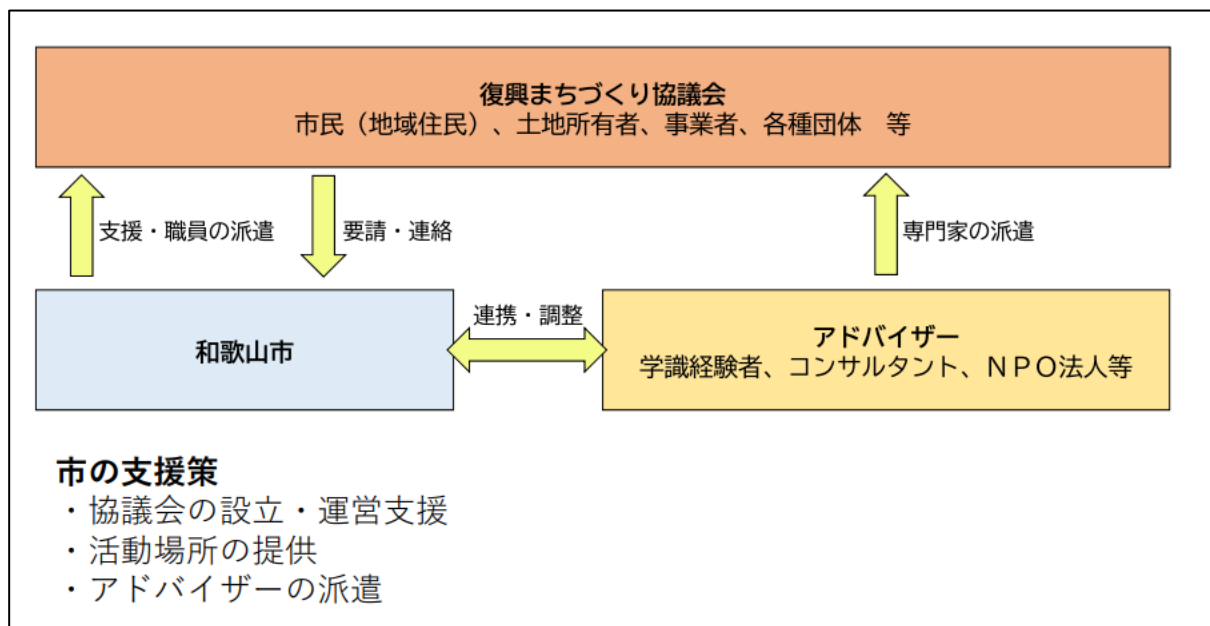
○留意点

- ・ 上記のほか、生活実態調査、経済・雇用状況の動向調査、その他ニーズ把握のための調査実施について検討する。
- ・ 市域外に避難している被災者についても、避難先自治体と連携し、意向把握に努める。
- ・ 復興整備事業は、着工から完成まで一定の期間が掛かるため、被災者への意向確認を適時行う。

第2項 復興まちづくりにおける合意形成

復興まちづくりにおいては、被災者をはじめ、土地所有者等多くの関係者との合意形成のための協議が必要となります。合意形成の場として、地域住民が主体となった「復興まちづくり協議会」等の組織化が有効であり、設立や運営を支援します。また、地域に精通したアドバイザーの参画を含め、復興まちづくりに向けた協議体制を検討します。

○復興まちづくりに向けたイメージの例



○東日本大震災における復興まちづくり協議会の様子



■浦浜・泊地区まちづくり委員会



■綾里地区復興委員会

（出典：大船渡市 復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」）

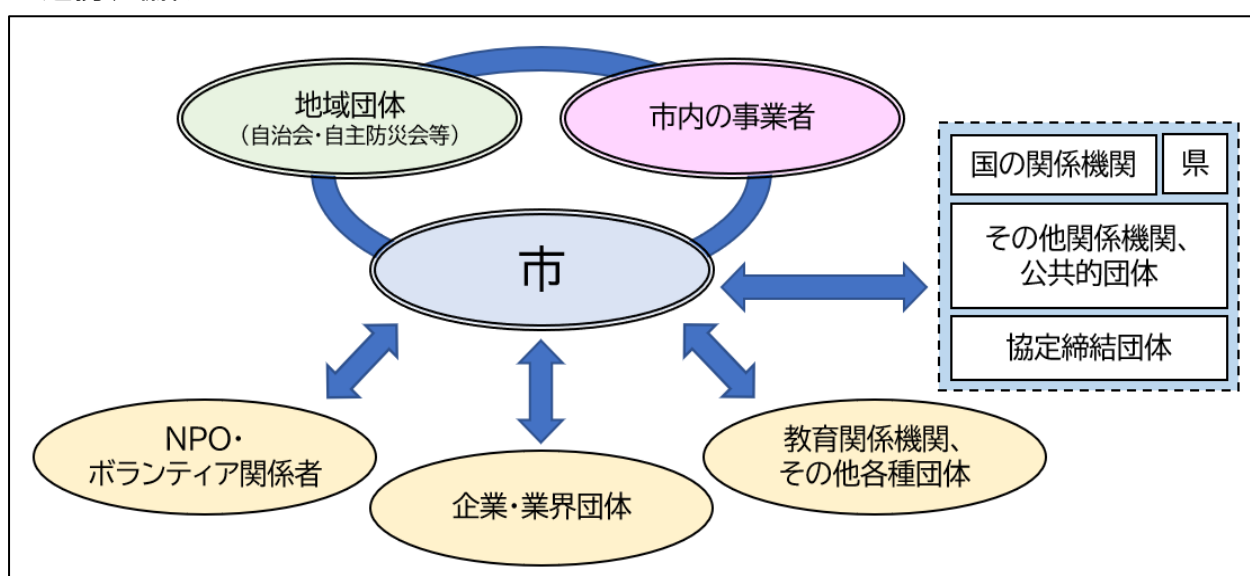
第4節 外部団体等との連携、協働

第1項 復旧・復興に向けての連携、協働のあり方

市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守り、早期の復旧・復興を実現するための責務を担っており、市民、自治会や自主防災会などの地域団体、及び市内の事業者と一体となって復旧・復興に向けた取組を推進する必要があります。

このほか、国、県、その他の関係機関及び公共的団体、災害協定を締結している団体と連携するとともに、NPO・ボランティア関係者、企業、業界団体、教育関係機関等、民間外部団体からの幅広い支援を取り入れ、積極的に協働していきます。

○連携、協働のイメージ



第2項 行政間の連携

1 広域連携

避難所や応急住宅の確保、災害廃棄物の処理など、特に住まいや暮らしを守る上で、市域単独では対応しきれないおそれのある場合は、近隣市町等と連携した広域的な対応を検討します。

2 応援職員の派遣受入れ

緊急対応期を中心に、住家被害認定調査や健康・保健活動など、多くの人員が必要となる業務に対し、他市町村から又は県・国レベルで応援職員が派遣されることが想定されるため、これらの人的支援を効果的に活用します。

また、復興段階が進むにつれて、本格復旧や復興まちづくりに関する業務の比重が大きくなりますが、これらの業務に対しても、専門的知識や経験のある外部職員の派遣を積極的に受け入れることが有効といえます。これらの業務においては、緊急対応期ほどの人員数は必要でないものの、派遣期間が比較的長期化する傾向があります。

派遣職員の受入れにあっては、市職員との役割分担や活動場所の確保など、受援体制の構築が不可欠であるとともに、宿泊先の確保、心身のケアなどの環境面の整備において、復興段階ごとに求められるものが推移することに留意する必要があります。

○派遣職員に関する復興段階ごとの状況比較

	緊急対応期	それ以降
必要人員数	多数	比較的少人数
専門性の要否	専門性の必要なものとそうでないものが混在	専門的知識や経験が必要
派遣期間	多くは1週間程度で交代 (又は業務完了)	中長期にわたる

第3項 民間団体との連携、協働

大規模災害時には、自治会や自主防災会をはじめとする地域団体や市内の事業者が当事者として大きな役割を担う一方、市域内外の様々な団体から支援を取り入れることが重要となります。必要な支援を有効に取り入れるため、幅広い団体との連携、協働を模索し、積極的に情報共有を図る必要があります。

○情報共有する事項

	市側から提供する情報	団体側から引き出したい情報
相互の情報共有	・被害と対応状況（見通し含む） ・被災者の現況 （生活・事業再建の課題） ・市が把握しているニーズ （具体策が見い出せていない「悩み」も含む）	・可能な支援 ・提供できる資源 （ひと・もの・技術など） ・団体が独自に把握している課題やニーズ ・課題解決のための提案
マッチングに向けた協議	・支援実施のために必要な環境整備 ・その他詳細事項（協定や契約の要否等）	

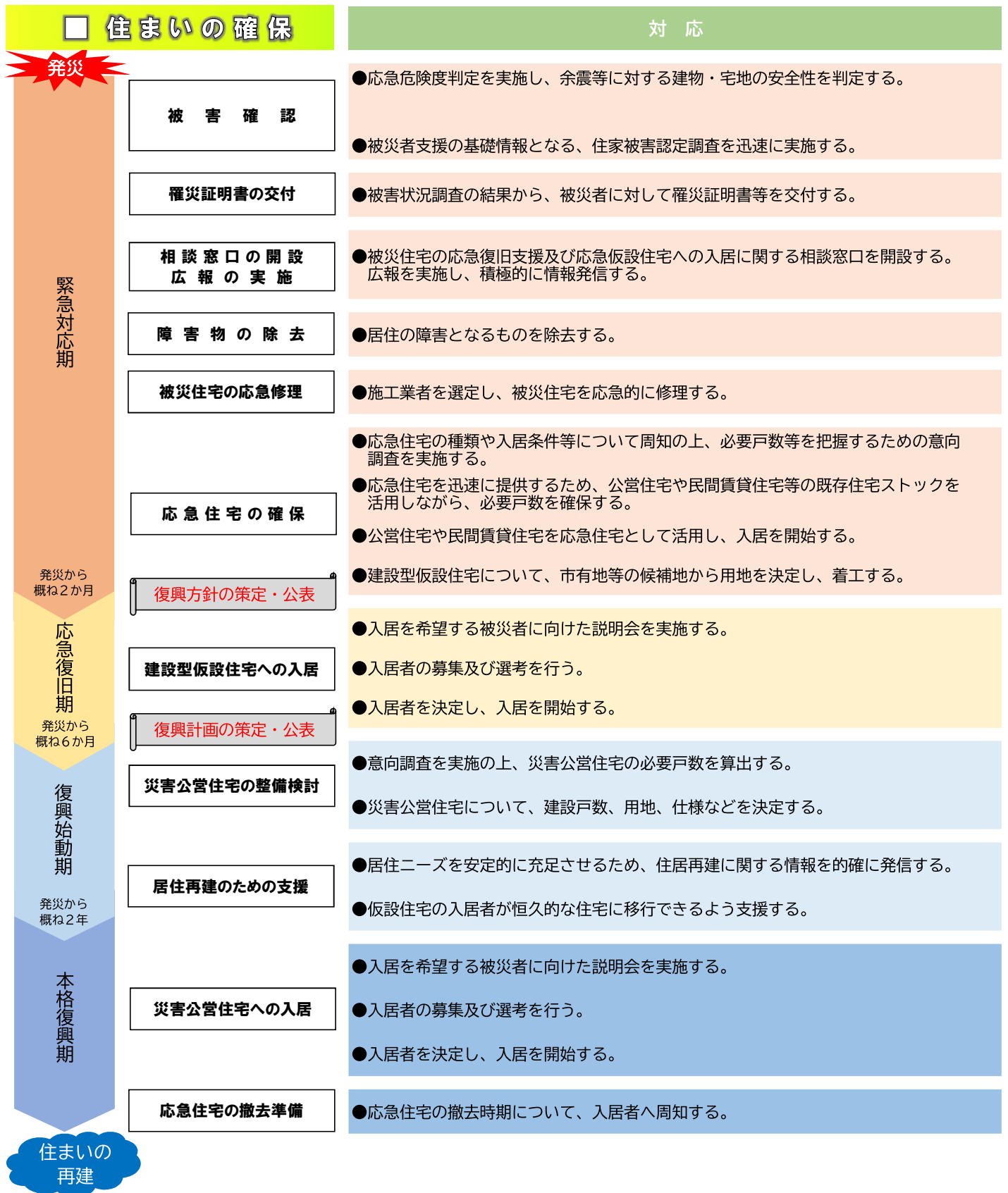
第4章 分野別の復興プロセス

復旧・復興対策として想定される分野別の事項について、復興プロセスにおける段階的な取組を示します。

○分野別の復興プロセス

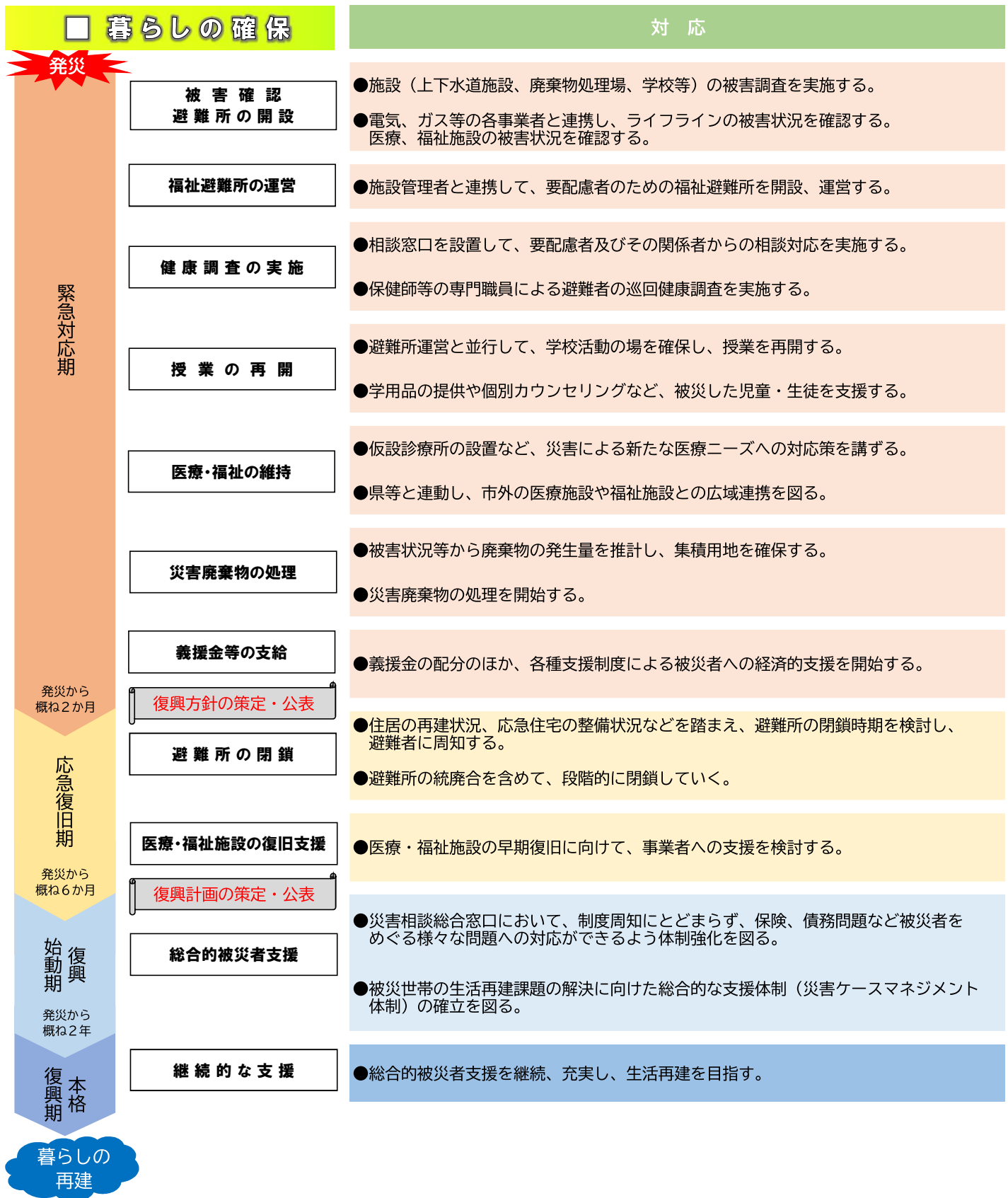
住環境の復興	産業の復興	市街地の復興
☐ 住まいの確保 ☐ 暮らしの確保	☐ 商工業の再生 ☐ 農林水産業の再生	☐ 市街地の復興

<分野別の復興プロセス>



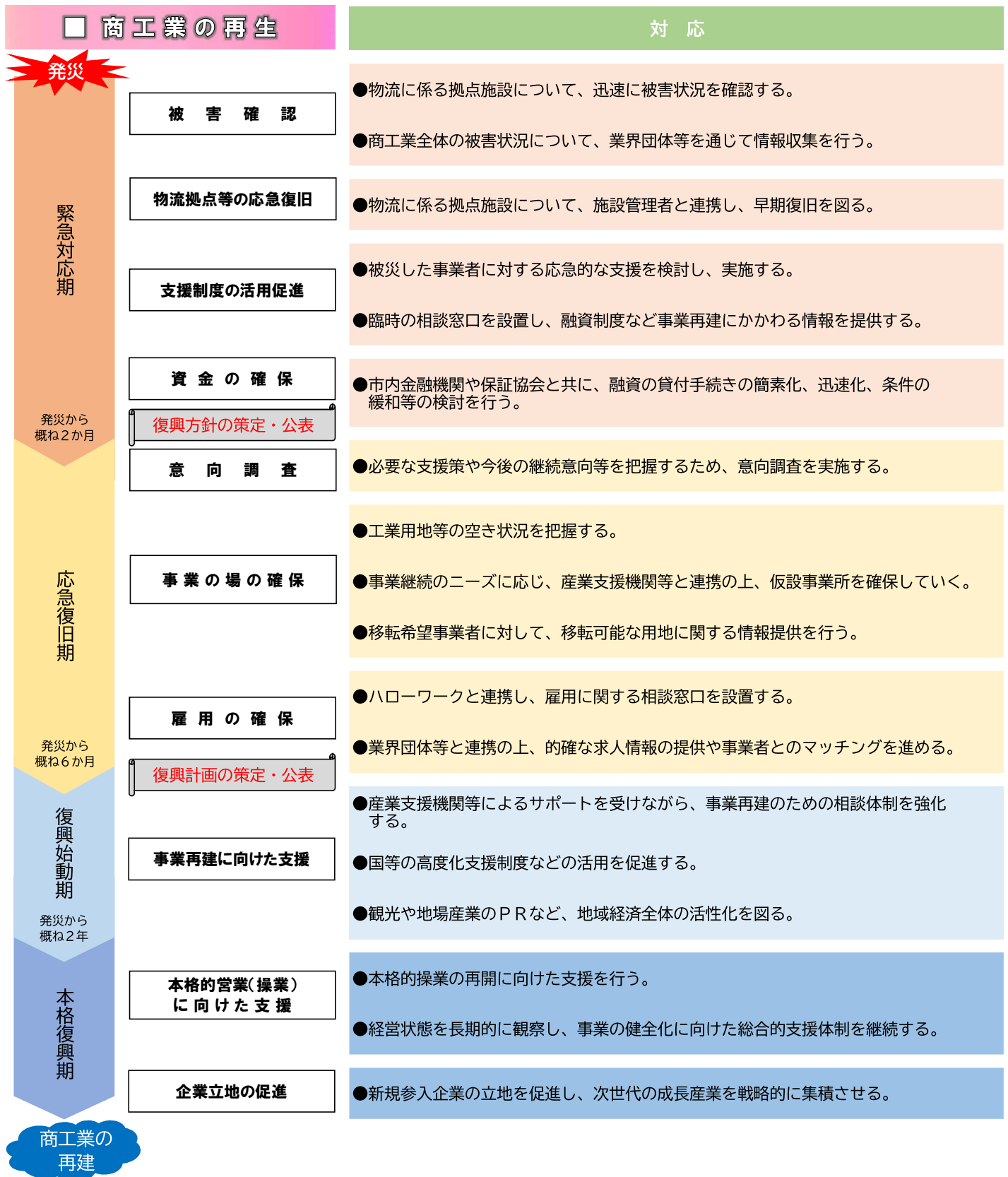
留 意 点	方針（第3編－第3章－第1節）
●専門性を有する人材の確保のため、外部機関に応援要請し、調査体制を整備する。 被害の拡大や二次災害防止のため、危険な区域を把握した場合、庁内において情報を共有する。	第1項－方針1
●応急危険度判定と混同されないよう目的と内容を周知する。	第1項－方針1
●特設会場を開設の上、円滑に交付できるよう体制を整備する。	第1項－方針1
●自治会や自主防災会と連携して情報周知を図り、併せて、報道機関やホームページ、SNS等の各種メディアを通じた広報を効果的に行う。	第1項－方針2 第1項－方針3 第1項－方針4
●災害救助法の適用範囲について把握の上、制度周知を図る。 除去後の障害物は適切に廃棄する。	第1項－方針2
●災害救助法の適用範囲について把握の上、制度周知を図る。	第1項－方針2
●自治会や自主防災会等と連携して、情報周知と意向調査を実施する。	第1項－方針3 第1項－方針4
●民間賃貸住宅管理者及び関係団体と連携する。	第1項－方針3 第1項－方針4
●契約手続きについて管理者と協議の上、事務の円滑化を図る。	第1項－方針3
●災害の再発に備えつつ、被災者にとっての利便性も含めて用地を決定する。	第1項－方針4
●市外への避難者にも周知する。	第1項－方針4
●被災者の生計状況や身体面等の事情を考慮し、総合的に判断する。	第1項－方針4
●団地内におけるコミュニティ機能を考慮した住戸配置を検討する。	第1項－方針4
●被災者の意向は変化していくため、意向調査を定期的実施する。	第1項－方針5
●地域説明会を実施し、意向を踏まえて決定する。	第1項－方針5
●広報紙やホームページ等で広く情報を発信する。	第1項－方針6
●市外に一時避難した被災者に対しても、広く情報を発信する。	第1項－方針6
●市外への避難者にも周知する。	第1項－方針5
●被災者の生計状況や身体面等の事情を考慮し、総合的に判断する。	第1項－方針5
●団地内におけるコミュニティ機能を考慮した住戸配置を検討する。	第1項－方針5
●応急住宅の撤去後、地域コミュニティの継続に配慮して、持続的な支援を実施する。	第1項－方針3 第1項－方針4

<分野別の復興プロセス>



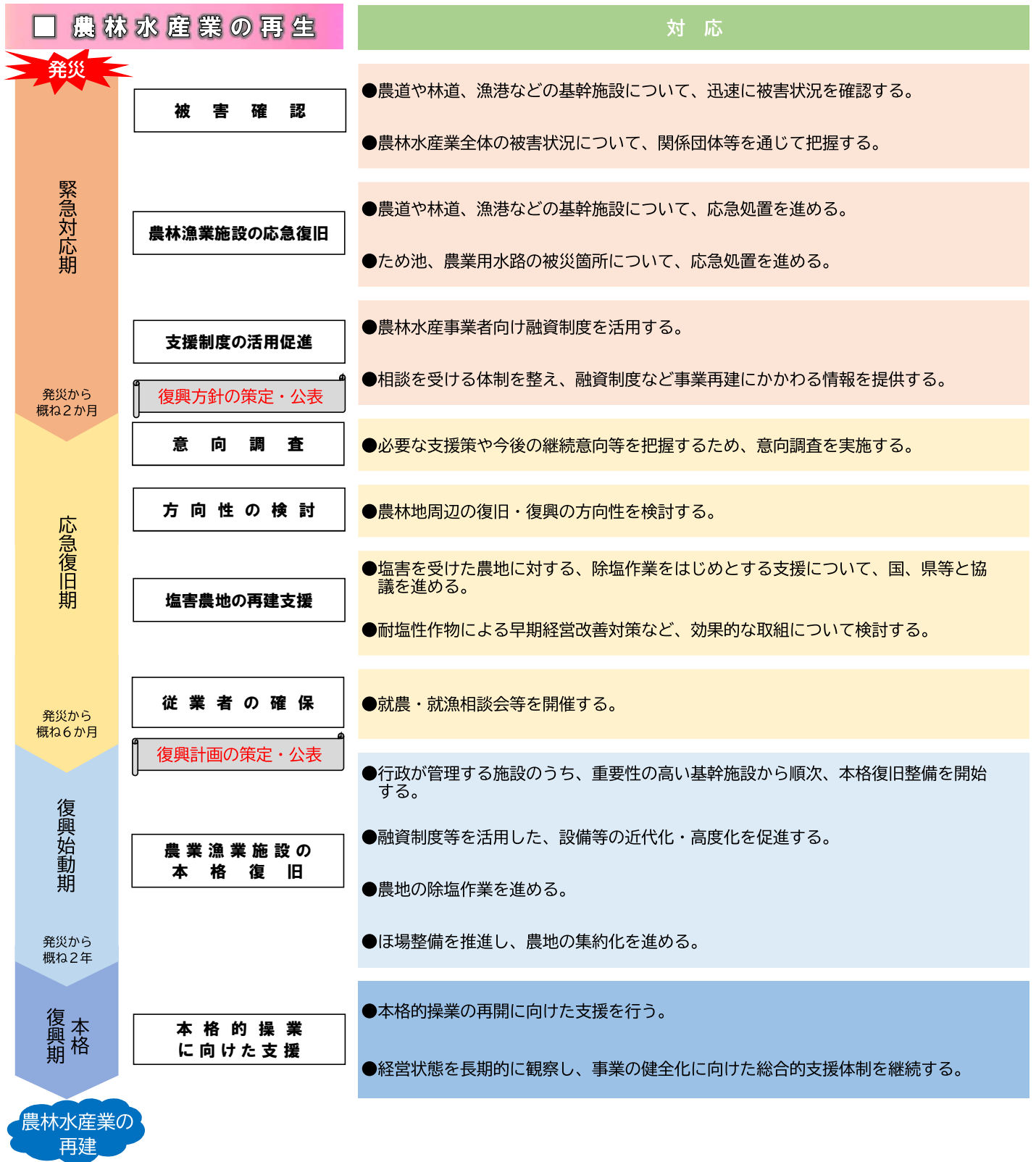
留 意 点	方針（第3編－第3章－第2節）
●被害箇所を早期に発見し、代替施設の確保や応急修理につなげる。 ●各事業者と連携して、早期の被害情報の集約を図る。 被害状況や復旧の見通しを、ホームページ等で広く発信する。	第2項－方針2 第2項－方針3 第2項－方針1 第2項－方針6
●入所者の選定にあたっては、健康状態、被災状況、世帯状況等を踏まえて判断する。	第2項－方針4
●被災者の健康状況や世帯の被災状況のほか、精神面の不調にも注意し、持続的な支援につなげる。 ●要配慮者の状況把握において、避難行動要支援者名簿の活用を検討する。	第2項－方針5 第2項－方針5
●仮設校舎の建設や被災時に通学困難な児童・生徒に対してのオンライン授業の実施など、教育活動が維持できるよう工夫する。 ●生活環境の変化に留意し、保護者と連携を強める。	第2項－方針3 第2項－方針3
●医療ニーズに対応できるよう、市内の医療関係機関と連携する。 ●県や他市町村等と連携した広域的な体制を構築する。	第2項－方針6 第2項－方針6
●被災建物の解体・撤去にあたって、大量の廃棄物が発生するため、処分場等における搬入車両の誘導を的確に実施する。 ●国、県、他市町村等と連携した広域的な処理体制を構築する。	第2項－方針2 第2項－方針2
●ホームページや広報紙による広報、災害総合相談窓口の設置のほか、避難所を拠点として支援制度の周知を図る。	第2項－方針7
●今後の支援制度等の情報周知について、自治会や自主防災会等と連携する。 ●福祉避難所の閉鎖を含め、要配慮者の今後の環境確保に特に留意する。	第2項－方針4 第2項－方針4
●医療・福祉サービスのニーズを把握し、効果的な支援を検討する。	第2項－方針6
●総合窓口の開設では限界がある場合（個別対応に時間を要する場合）、専用電話による電話相談や、巡回相談などの出前型相談窓口の対応も検討する。 ●被災者台帳を活用し、支援状況を一元管理した上で必要な支援を検討する。 民生委員、福祉関係団体、地域団体等と広く連携し、体制を構築する。	第2項－方針7 第2項－方針7
●民生委員、福祉関係団体、地域団体等との連携を、さらに強化する。	第2項－方針7

<分野別の復興プロセス>



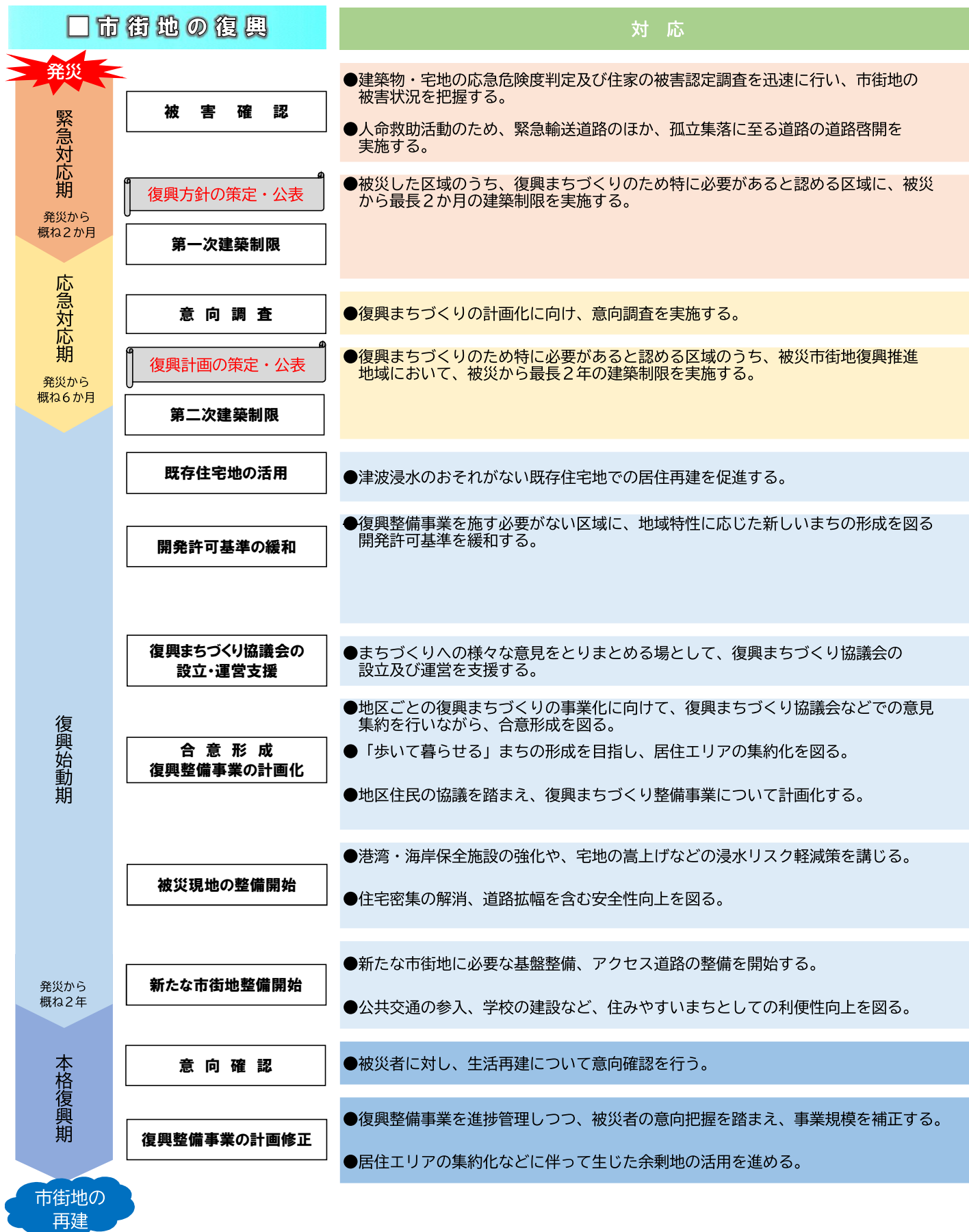
留 意 点	方針（第3編－第3章－第2節）
●国、県、業界団体と連携して行う。	第1項－方針1
●被害実態を早期に把握し、再建のための資金需要等を見積り、国、県等へ支援要請を行う。	第1項－方針1
●利用可能な代替ルートや復旧見通しについて、事業者や業界団体、地域団体と情報連携する。	第1項－方針1
●国、県等が行う各種支援制度の内容、創設時期についても情報収集を図る。	第3項－方針1
●報道、ホームページ、SNSなど各種メディアを通じた広報を効果的に行うほか、リーフレットを作成・配布するなど、業界団体とも連携して制度周知を図る。	第3項－方針1
●国に対し、セーフティネット保証や特例措置の対応について要請する。	第3項－方針1
●事業者の継続意向をもとに、商工業の復興手法の検討を行う。	第3項－方針1
●様々な分野において用地活用が想定されるため、関係部局・関係機関等と調整を図る。	第1項－方針2
●建設用地及び設備内容について、被災事業所の産業特性を勘案した上で検討する。	第1項－方針2
●相談窓口での対応のほか、業界団体とも連携し、必要に応じて確保に向けた情報提供を適切に行う。	第1項－方針2 第3項－方針1
●合同就職面接会の開催や職業訓練の実施も併せて検討する。	第3項－方針3
●復旧・復興の状況によって、業界別の求人動向が変化することに留意する。	第3項－方針3
●国や民間団体にアドバイザー派遣の要請を行う。	第3項－方針1
●事業者が新たな技術の導入を行う場合は、外部機関等から支援が得られるよう調整を図る。	第3項－方針2
●産業全体の復興気運を盛り上げるため、商談会やイベント開催について、県や業界団体と連携する。	第3項－方針1
●事業者による新分野の進出、事業転換等に対しても積極的に支援を行う。	第3項－方針1 第3項－方針2
●国、県、民間支援機関、金融機関による支援について、随時、動向を把握する。	第3項－方針1
●誘致にあたっては、補助制度の有効活用に加え、地域の優位性をアピールする。	第1項－方針3

<分野別の復興プロセス>



留 意 点	方針（第3編－第3章－第2節）
●国、県、関係団体と連携して行う。	第2項－方針1
●被害実態を早期に把握し、再建のための資金需要等を見積り、適切な支援を検討する。	第2項－方針1
●応急処置状況について、事業者や関係団体、地域団体と情報連携する。	第2項－方針1
●応急処置状況について、事業者や関係団体、地域団体と情報連携の上、避難体制についても検討する。	第2項－方針1
●国、県等が行う各種支援制度の内容について、情報収集を図る。	第3項－方針1
●報道、ホームページ、SNSなど各種メディアを通じた広報を効果的に行うほか、リーフレットを作成・配布するなど、関係団体とも連携して制度周知を図る。	第3項－方針1
●農林水産事業者の継続意向をもとに、農林漁業地復旧・復興手法の検討を行う。	第3項－方針1
●農林業の経営再開に影響するため、関係団体と連携し、早期に方向性を検討する。	第2項－方針3
●支援のあり方について、被災農家、関係団体のほか、専門家も交えて検討する。	第2項－方針2
●利用可能な代替農地を検討する。	第2項－方針2
●農業・漁業の再建には期間を要するため、国、県、関係団体と連携の上、継続して就業支援を実施する。	第3項－方針3
●国、県と連携して早期復旧を図り、設備の高度化を検討する。また、漁業施設の復旧については、集落整備と一体的に検討する。	第2項－方針1 第3項－方針2
●被災前の状態に戻すだけでなく、地域産業の持続的な成長に結びつくよう、専門家のサポートを受けながら、支援のあり方を検討する。	第3項－方針1 第3項－方針2
●国、県と連携して行う。	第2項－方針2
●他の復興事業と組み合わせることにより、農住一体の地域的な整備を検討する。	第2項－方針3
●事業者による新分野の進出、事業転換等に対しても積極的に支援を行う。	第3項－方針1 第3項－方針2
●関係団体、金融機関等による融資制度について、随時、動向を把握する。	第3項－方針1

<分野別の復興プロセス>



留 意 点	方針（第3編－第3章－第3節）
●外部機関に応援要請し、調査体制を整備する。 ●道路啓開が効率的に実施できるよう、関係機関と連携する。	【第1節】－第1項－方針1
●制限の趣旨、範囲、期間について、被災者や事業者に対し周知する。 建築の制限は都市計画又は土地区画整理事業のため必要がある区域に指定できる。 （建築基準法第84条） 東日本大震災においては、建築制限特例法により最大8か月、建築物の建築制限が可能となった。	第2項－方針4
●被災者の再建意思、再建にあたっての問題点・要望などの把握に努める。	第1項－方針1
●制限の趣旨、範囲、期間について、被災者と事業者に対し周知する。 被災市街地復興推進地域は都市計画決定により、被災から最長2年の開発及び建築の制限を行うことができる。 （被災市街地復興特別措置法第7条）	第2項－方針4
●北部丘陵地をはじめ既存住宅地での早期の住居再建に向けて、民間事業者と連携し、的確に情報発信する。	第3項－方針1
●早期の居住再建に向けて、民間事業者と連携し、的確に情報発信する。 南部田園地帯をはじめとする可住地に必要な開発許可基準について計画化を進める。 農地を利用し、住宅用地を創出する場合は、優良農地の確保・保全や営農に配慮する。	第3項－方針1
●設立や運営については住民が主体となるが、住民だけではまちづくりの検討が困難な場合は、学識経験者や専門事業者を含めた体制づくりも検討する。	第1項－方針1
●復興まちづくりにおいては、災害リスクに対する安全性を考慮しつつ、生活の利便性など、様々な要素を踏まえて、総合的に判断する。	第1項－方針2
●景観維持やまちなみ形成などの観点を含めて、地区住民と話し合いを進める。	第2項－方針2
●防災集団移転促進事業は、被災元地を災害危険区域に指定することになるため、慎重に協議を進める。	第1項－方針2
●ハード整備に加えて、避難体制の強化などのソフト対策についても推進する。	第2項－方針1
●都市計画道路については、復興まちづくりにおける有効性を踏まえ、必要となる路線を検討する。	第2項－方針3
●道路については、避難路などの防災力強化を踏まえて整備する。	第3項－方針2
●コミュニティの維持に配慮した区画割りを検討する。	第3項－方針2
●被災者の意向は変化していくため、定期的に意向を確認する。	第1項－方針1
●復興状況にあわせて、復興整備事業の計画は都度修正を図る。	第1項－方針1
●公園・文化スポーツ施設の建設や産業施設を誘致するなど、地域の魅力向上を図る。	第2項－方針2

第5編

復興事前準備

第1章 復興事前準備の概要

「復興事前準備」では、第3編「復興ビジョン」に示した復興に向けた目標と基本方針が迅速かつ着実に実現されるため、庁内外の体制づくりなど、事前に準備しておくべき取組を整理します。

第2章 事前の体制づくり

第1節 庁内体制の強化

第1項 災害復興本部における役割分担の明確化

災害発生以降、復興段階が進む中での状況変化に対応するため、災害対策本部から災害復興本部への段階的な体制移行（第4編第3章第2節第1項参照）を検討することが求められます。

災害復興本部を設置する場合や設置に至るまでの準備段階を含め、復興に向けて必要となる事務について、庁内組織の事務分掌を事前に整理し、役割分担を明確化します。

第2項 受援体制の整備

他の地方公共団体等からの応援職員の派遣受入れ（第4編第3章第4節第2項2参照）のほか、民間団体、ボランティア等も含めて、様々な種類の支援を有効に活用していくことが求められますが、被災自治体側の受援体制や役割分担が十分に整備されていなければ、円滑な受援が困難となります。

本市では、和歌山市受援計画において受援体制の基本的な事項を定めており、受入れ体制の充実化等、受援力向上に向けた取組をさらに進めていきます。

○和歌山市受援計画に規定する受援力向上に向けた取組

- 1 計画の推進、見直し
- 2 各様式の見直し、更新
- 3 受入れ体制の充実（スペースの確保、資機材の整備など）
- 4 受援に関する研修、訓練の実施



スペースの確保及び資機材の整備

第2節 対外的な連携構築

第1項 広域連携の体制構築

避難所や応急住宅の確保、災害廃棄物の処理など、市域を越えた対応が必要となる場合、近隣市町等との広域連携（第4編第3章第4節第2項1参照）による対応を検討することが求められます。

災害時に広域的な対応が円滑に実施できるよう、近隣市町間で相互に助け合うことを基本として、県を含めた事前の協議を進めることにより、連携体制の構築を図ります。

第2項 地域活動の促進

災害への備えにおいて地域の中心的役割を担っている自主防災会をはじめ、各種の地域活動団体、市民活動団体は、災害発生後の様々な災害対応や復旧・復興の過程においても、地域課題の解決に向けて、市と協働して取組を進めていくことが求められます（第4編第3章第4節第3項参照）。

自主防災会の育成をはじめ、各種の地域活動、市民活動の活性化に向けて支援及び環境整備を推進することで、早期復興に向けた連携体制の構築につなげていきます。



自主防災会主催の訓練



地域の防災倉庫と資機材

第3節 国土強靱化の推進

和歌山市国土強靱化地域計画（第2編第2章第3節第2項1参照）に基づき、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、国、県、民間等と連携して、総合的に推進します。

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針（施策分野ごとに分類）（網掛けは重点）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	プログラム（施策分野ごと）				
		① 行政機能	② 住環境	③ 保健医療・福祉	④ 産業	⑤ 市土保全・交通
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	○防災訓練の実施 ○消防団の強化 ○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備 ○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上 ○協定締結の強化	○建築物等の安全対策 ○密集市街地の整備 ○大規模盛土造成地の安全対策 ○マンホール浮上対策			○道路無電柱化 ○道路整備 ○高規格幹線道路整備 ○道路啓開計画策定 ○史跡等の文化財の被害復旧と保全
	1-2 大規模津波等による多数の死者の発生	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化 ○市有施設の津波対策	○避難場所等の整備	○災害時要援護者の支援体制の整備 ○福祉避難所の強化		○海岸保全施設等整備 ○河川管理施設整備 ○水門、樋門等の自動、遠隔操作化 ○鉄道施設の浸水対策
	1-3 広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○下水道整備 ○樋門操作の自動、遠隔操作化		○農業用施設整備	○地籍調査の推進 ○河川整備 ○河川管理施設整備 ○河川水位観測計設置 ○道路冠水防止対策
	1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○消防による雨量計観測、重機・特殊車両等の整備などの豪雨対策			○ため池整備	○土砂災害防止対策 ○河川の防災情報の伝達確保
	1-5 情報伝達の不備等による被害の拡大	○防災訓練の実施 ○情報通信の多量化 ○消防指令センターと署所間の情報通信の多量化 ○消防機関における県域での情報通信網の整備 ○電力の確保		○災害時要援護者に支援体制の整備 ○外国人に係る支援体制の整備		
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○協定締結の強化 ○関係機関との連携強化 ○備蓄の推進 ○水の備蓄推進 ○応急給水体制の強化		○福祉関係施設の備蓄の促進		○道路整備 ○高規格幹線道路整備 ○道路啓開計画策定 ○海岸保全施設等整備
	2-2 救助・救急、医療活動等の機能不全	○協定締結の強化 ○関係機関との連携強化 ○受援に係る受入体制の整備 ○消防団の強化 ○消防機関の業務継続体制の強化 ○自家給油所の配備等の対策の推進 ○低体温症対応保温具等救命用資機材拡大に伴う備蓄の強化 ○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備 ○消防車両等の浸水対策 ○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上 ○警察署施設の耐災害性の強化		○医療施設、福祉施設のBCP策定 ○医療機関等との連携強化 ○医療資機材、医薬品等の拡充		○道路整備 ○高規格幹線道路整備 ○道路啓開計画策定 ○海岸保全施設等整備
	2-3 被災地における感染症等の大規模発生	○トイレ処理セット等備蓄の推進	○下水道施設の津波対策 ○避難所トイレの確保 ○下水道BCP、下水道総合地震対策計画策定 ○汚水（し尿）・汚泥処理施設及び廃棄物処理施設の整備 ○汚水（し尿）処理施設と下水道の連携 ○災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の構築及び災害廃棄物用のストックヤード、搬入経路の確保	○遺体収容体制の整備 ○避難所等の環境衛生対策の推進 ○感染症対策 ○感染症等に係る検査体制の強化		
	2-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○トイレ処理セット等備蓄の推進 ○避難所における良好な生活環境の確保 ○避難者の受入体制の整備		○保健医療活動を行うチームの総合調整ができる受援体制の構築		
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	○警察署施設の耐災害性の強化 ○治安維持に係る警察機能の確保				
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発					○信号制御機の整備 ○信号機の電源装置の整備 ○信号柱の整備 ○交通状況の情報収集体制の整備
	3-3 行政機能の機能不全	○市有施設の設備整備 ○市有施設の津波対策 ○職員の災害対応力の向上 ○職員用備蓄、資機材の確保 ○交通用具の確保 ○業務継続体制の整備 ○電力の確保 ○システムの強化 ○学校の早期再開 ○協定締結の強化 ○代替施設の確保 ○非常用電力の確保				
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○システムの強化 ○情報通信の多量化 ○消防機関における県域での情報通信網の整備 ○電力の確保				
	4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態	○郵便物などの送達手段の確保				○道路無電柱化 ○道路整備 ○高規格幹線道路整備

5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下				○BCPの策定 ○中小企業等の経営の強化	○海岸保全施設等整備 ○道路無電柱化 ○道路整備 ○高規格幹線道路整備 ○道路啓開計画策定
		5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等				○危険物施設等の地震、津波対策 ○危険物施設等の災害対応力強化 ○エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化	○海岸保全施設等の整備
		5-3	金融サービス等の機能停止により取引に甚大な影響が発生する事態				○金融機関の耐震化、備蓄等	
		5-4	食料等の安定供給の停滞	○中央卸売市場の整備			○BCPの策定 ○中小企業等の経営の強化	○海岸保全施設等の整備 ○道路無電柱化 ○道路整備 ○高規格幹線道路整備 ○道路啓開計画策定
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○協定締結の強化			○危険物施設等の地震、津波対策	○小水力発電等の導入
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止	○協定締結の強化 ○水道業務に係る人材育成 ○システムの強化 ○応急給水体制の整備	○送水管の複線化 ○水道に係る防災基本計画の見直し ○下水道施設の津波対策 ○マンホール浮上対策 ○避難トイレの確保 ○下水道BCP、下水道総合地震対策計画策定 ○汚水（し尿）・汚泥処理施設及び廃棄物処理施設の整備 ○汚水（し尿）・汚泥処理施設と下水道の連携			
		6-3	陸、海交通ネットワークの機能停止	○関係機関との連携強化				○道路無電柱化 ○道路整備 ○高規格幹線道路整備 ○道路啓開計画策定 ○海岸保全施設等整備 ○鉄道施設の耐震、浸水対策
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	海上・臨海部の広域複合災害の発生				○津波漂流物の撤去 ○危険物施設等の地震、津波対策 ○危険物施設等の災害対応力強化 ○エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化	○海岸保全施設等整備 ○河川管理施設整備 ○水門、樋門等の自動化・遠隔操作化
		7-2	有害物質の拡散等による影響の拡大	○資機材及び避難誘導手段の強化			○対応マニュアルの周知及び検査体制の整備 ○危険物施設等の地震、津波対策	
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大				○ため池の整備 ○農業用施設の整備 ○農地の保全	○土砂災害防止対策
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○協定締結の強化 ○県域処理体制の整備	○廃棄物処理施設整備 ○災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の構築及び災害廃棄物用のストックヤード、搬入経路の確保 ○アスベスト対策			
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○協定締結の強化 ○住家被害認定業務知識向上 ○復旧・復興を担う人材育成 ○ボランティアとの連携強化 ○復興計画の事前策定				○道路啓開計画策定
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		○男女共生			○地籍調査の推進
		8-4	鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態					○道路の無電柱化 ○道路の整備 ○高規格幹線道路整備 ○道路啓開計画策定 ○海岸保全施設等整備 ○地籍調査の推進 ○鉄道施設の耐震、浸水対策
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○応急仮設住宅の確保			○地籍調査の推進
		2つの横断的分野		【リスクコミュニケーション】○火災出火防止啓発 ○防火対象物に係る自主防火管理体制強化 ○地域リーダー育成、自主防災組織の強化 ○地域の避難計画策定 ○訓練等ソフト対策の促進 ○防災学習センターでの防災知識の啓発 ○学校等における防災訓練、教育を通じての災害対応力の向上 ○地域住民による避難所運営促進 ○内水ハザードマップの作成 ○洪水ハザードマップ作成 ○ため池ハザードマップの作成 ○救助・救急補助の人材育成 ○危険物施設への指導（○創エネ、畜エネ、省エネの推進 ○地域コミュニティの活性化 ○地域活動の促進）は重点化していない 【耐震・老朽化対策】○住宅・建築物の耐震化 ○市有施設の耐震化・長寿命化 ○公園の整備 ○和歌山城の整備 ○避難路沿いの耐震化 ○鉄道施設の耐震化 ○道路施設の維持管理 ○上下水道施設の耐震化・長寿命化 ○農業用施設の維持管理 ○河川管理施設の維持管理 ○工業用水道施設の耐震化・長寿命化				

第3章 項目別の事前準備

第3編第3章に示した分野別の基本方針、及び第4章に示した「持続可能なより良い未来の創造に向けて」の基本方針をより着実に実現するため、被災前から事前準備として取り組むべき事項について整理します。

項目1－1 住環境の復興（住まいの確保）

事前準備1 迅速な危険度判定

分類	事前準備内容
被害確認	・ 県や関係団体（建築士会等）と連携し、応急危険度判定士や住家被害認定士等の育成を図るとともに、受援体制を強化します。 ・ 調査に必要な様式を整理するとともに、資機材等を確保し、調査体制を構築します。 ・ ドローンや防災ヘリコプターを活用した調査体制を構築します。
罹災証明書の交付	・ 住家被害調査を迅速にデータ化し、能率的に証明書を交付できるよう、システムを整備します。 ・ 利便性の向上のため、電子申請（ぴったりサービス）について普及を進めます。 ・ 被災者台帳の作成や、罹災証明書等の申請・交付に関するマニュアルを整備します。

項目 1－1 住環境の復興（住まいの確保）

事前準備 2 使用可能な住宅の早期復旧による生活環境の回復

分類	事前準備内容
相談窓口の開設 広報の実施	・ 相談受付窓口の設置場所や業務担当、開設・運営手順に関するマニュアルを整備します。 ・ 報道、ホームページ、SNS など各種メディアを通じた効果的な広報について検討します。 ・ 必要な支援情報を地域の隅々に周知できるよう、避難所などでの情報周知について、事前に検討します。
障害物の除去	・ 必要な資機材を確保し、防災協定の締結及び関係機関との連携強化を図ります。また、ボランティア人材の活用を含め体制づくりを図ります。 ・ 障害物の回収を含め、迅速な除去体制について、関係部局間で検討します。 ・ 災害救助法の求償要件や事務手続き等について知識を深め、障害物の除去が円滑に実施できるよう業界団体等との連携強化を図るとともに、被災者への事前及び事後の周知方法について検討します。
被災住宅の応急修理	・ 修繕業者や各管理組合（電気工事組合・電業協会・管工事組合等）をリスト化するなど、被災者への情報提供について体制を整備します。 ・ 被災者が自力で実施する応急修理に対して、災害救助法の枠を超えたさらなる支援策を検討します。 ・ 災害救助法の求償要件や事務手続き等について知識を深め、応急修理が円滑に実施できるよう業界団体等との連携強化を図るとともに、被災者へ事前及び事後の周知方法について検討します。

項目 1－1 住環境の復興（住まいの確保）

事前準備 3 既存住宅ストックの活用による応急住宅の確保

分類	事前準備内容
応急住宅の確保 （公営住宅・民間賃貸住宅の確保）	・ 公営住宅や民間賃貸住宅等の既存住宅ストックを活用した応急住宅について、他都市の事例を参考に確保を図ります。 ・ 民間賃貸住宅の借上げが円滑に実施できるよう、県と連携の上、業界団体と協力体制の構築を図ります。 ・ 公営住宅を活用する場合、全体的な戸数を踏まえた上で、リフォームが必要な戸数の確保を図ります。

項目 1－1 住環境の復興（住まいの確保）

事前準備 4 建設型仮設住宅の確保

分類	事前準備内容
建設型仮設住宅の確保	・ 建設型仮設住宅の建設候補地について、さらなる確保を図ります。 ・ 高齢者等に配慮した仕様やコミュニティ機能が十分に発揮される住戸配置について、他都市の事例を参考に事前に検討します。 ・ 仮設住宅の建設が円滑に実施できるよう、県と連携強化を図ります。
建設型仮設住宅の供給	・ 避難者数や必要戸数を把握する手法について、県と情報共有及び調整を図ります。 ・ 身体的、年齢的要件等を考慮し、優先的に入居が必要な世帯を判別する要件について、他都市の事例を参考に事前に検討します。

項目 1－1 住環境の復興（住まいの確保）

事前準備 5 災害公営住宅をはじめとする恒久住宅の供給

分類	事前準備内容
住宅供給に関する基本計画	・ 県と連携し、恒久的な住宅の供給可能戸数の算出方法案を検討します。
災害公営住宅等の供給	・ 災害公営住宅について、災害リスクの低い土地から災害公営住宅の建設候補地を検討します。 ・ 災害公営住宅に係る意向調査や説明会の効率的な実施方法を検討します。 ・ 民間住宅の活用について他都市の事例を参考に検討します。

項目 1－1 住環境の復興（住まいの確保）

事前準備 6 居住再建のための情報発信

分類	事前準備内容
広報	・ 正確できめ細やかな広報を行うための手段の確保を図るとともに、庁内、関係機関等の広報一元化体制を検討します。 ・ 市外に避難している被災者に対しても周知できるよう、県・他市町村を含めた広域的な情報発信について検討します。
相談・各種申請の受付	・ 居住再建の相談窓口の設置を含め、被災者に必要な情報を提供するための体制を検討します。また、災害相談総合窓口と連携した確実な情報提供やサポート体制について検討します。

項目 1－2 住環境の復興（暮らしの確保）

事前準備 1 ライフラインの早期復旧

分類	事前準備内容
道路の応急復旧	・ 復旧・復興を見据えた迅速かつ効率的な道路啓開作業が行えるよう、国、県及び関係機関と連携し、道路啓開計画の実行性の確保を図ります。 ・ 人命救助活動のため、緊急輸送道路のほか、孤立集落に至る道路について、早期に道路啓開できるよう体制強化を検討します。 ・ 道路等の施設台帳を適宜更新し、被災後の復興計画策定時に速やかに活用できるよう保管します。 ・ 大規模災害時に、官公庁が被災した場合にも復興まちづくりの検討・分析を早期に開始できるよう、基礎データのデータ形式がアナログのものはデジタル化し、分割保管します。
上下水道の応急復旧	・ 水道BCP及び下水道BCPに基づき、被災時に迅速に対応できるよう、研修や訓練を実施し、職員の意識向上を図ります。 ・ 水道施設台帳及び下水道台帳を整備し、データのバックアップを図ります。 ・ 復旧に必要な資機材の備蓄を進めるとともに、適切な管理を図ります。 ・ 他の公営企業や民間企業等との連携強化を図り、幅広い受援体制を整備します。 ・ 公共下水道直結型仮設トイレ（マンホールトイレ）整備を計画的に推進します。

項目 1－2 住環境の復興（暮らしの確保）

事前準備 2 災害廃棄物の適正処理

分類	事前準備内容
被災家屋の解体、堆積物の撤去	・被害想定から廃棄物の発生量を推計の上、集積用地候補を検討します。 ・国、県、近隣市町村、関係団体等と連携し、多方面かつ広域的な処理体制を検討します。
災害廃棄物等の処理	・平時から和歌山市災害廃棄物処理計画を継続的に見直します。 ・国、県、近隣市町村、関係団体等と連携し、災害廃棄物等の処理に係る課題の共有と体制構築を図ります。 ・分別の徹底に向け、訓練を含めた啓発を図ります。
し尿処理	・公衆衛生の観点から、滞りなく収集・処理ができるよう事前に体制構築を図ります。 ・国、県、近隣市町村、関係団体等と連携し、仮設トイレ等の確保・設置を含め、し尿の処理に係る課題の共有と体制構築を図ります。

項目 1－2 住環境の復興（暮らしの確保）

事前準備 3 学校教育の早期再開と環境整備

分類	事前準備内容
園児・児童・生徒の安全確認	・各学校（園）は、園児・児童・生徒の安否確認を行い、教育委員会に連絡する体制を整備します。 ・教育委員会は、各学校（園）からの情報を速やかに集約できるよう、連携体制の充実・強化に取り組みます。
教育施設の確保	・学校施設の補修等による継続使用又は代替施設利用等について、被害状況を把握し早急に判断できる体制を整えるため、各学校（園）との連携を強化します。 ・被災状況により、既存の学校施設が使えなくなった場合等を想定し、学校敷地内における仮設校舎の設置場所や公共施設の代替利用について事前に検討します。
教員の確保	・被災後、学校内で教員が不足する場合に備え、教員の募集及び確保方法について検討します。
通学路の安全の確保	・通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関等との連携強化を図ります。
応急教育の実施と学用品の確保	・被災時に通学困難な児童・生徒に対しても早期に授業を実施できるように、被災時を想定した授業展開例を検討し、オンライン授業訓練を学校と連携して取り組みます。 ・被災児童・生徒に速やかに教科書を再給与できるよう、県と連携を進めるとともに、学用品を速やかに支給できる体制について、事前に検討します。

給食の再開	・給食再開可能な給食室や共同調理場の確認及び食材調達等がスムーズに行えるよう連絡体制を整備します。 ・共同調理場に災害時の補完機能をもたせるなど、バックアップ体制を検討します。
園児・児童・生徒の心のケア	・各校に配置しているスクールカウンセラー等による心のケアを行えるよう体制を整備します。 ・要ケア園児等の情報収集をし、ケアが必要な場合は対応できる関係機関等との連携強化を図ります。
園児・児童・生徒の転園、転校	・児童・生徒については、近隣学校や避難所から通える学校への転校手続を、また幼稚園児・保育園児についても通園できる幼稚園・保育園への受入れを柔軟に対応できる体制を整備します。

項目 1－2 住環境の復興（暮らしの確保）

事前準備 4 要配慮者の健康と暮らしの維持

分類	事前準備内容
要配慮者の把握と支援	・仮設住宅等で生活する要配慮者を把握する方法及びその支援について、関係機関と検討します。
福祉避難所の開設・運営	・災害時に福祉避難所の開設の可否を主体的に判断できるようにマニュアルを作成し、訓練を実施するなどして開設準備を円滑に行う体制を構築します。 ・避難所の運営に必要な資機材等を確保します。
福祉避難所の閉鎖	・福祉避難所を段階的に統廃合するため、各福祉避難所と情報共有する体制を構築します。 ・福祉避難所閉鎖に伴い、要配慮者が退所した後の避難先情報を各課と共有し、継続的な支援体制を整備します。

項目 1－2 住環境の復興（暮らしの確保）

事前準備 5 災害関連死の抑止

分類	事前準備内容
避難所の環境整備	・感染症の防止や二次健康被害の防止のため、環境整備について避難所運営マニュアルに記載し、避難所運営員等に研修を行います。 ・各専門分野において実践的な支援のノウハウを持つ保健医療福祉活動チーム（DMA T等）との連携及び活用方法を検討します。 ・感染症対策をはじめ、災害時に使用する物資の備蓄を進めます。
相談窓口の設置	・相談窓口の設置場所や開設・運営手順に関するマニュアルを整備します。
医療提供体制の整備	・市内の医療機関の開設状況に関する情報の収集・周知方法を検討します。 ・保健医療福祉活動チーム（DMA T等）の受援計画を作成します。
要配慮者の健康状態の把握	・和歌山市避難行動要支援者名簿を活用した避難所における巡回健康調査の体制を整備します。 ・避難者以外の要配慮者について、健康調査方法等を検討し、構築します。
健康調査の実施	・各避難所に避難している避難行動要支援者の情報を整理し、関係部局間で共有する体制を構築します。 ・在宅や車中泊等により、避難所に避難していない要支援者の状況把握は、避難行動要支援者名簿をもとに地域の支援関係者と連携し、見守り・支援体制の構築を図ります。

項目 1－2 住環境の復興（暮らしの確保）

事前準備 6 医療・福祉施設の早期復旧に向けた支援

分類	事前準備内容
業務継続計画（BCP）の策定	・被害軽減と事業の継続・維持のため、医療・福祉施設に対し、業務継続計画（BCP）の策定を促します。
施設の被害確認	・医療・福祉施設の被害状況を把握するための連絡体制の構築を図ります。
医療・福祉の維持及び施設の復旧支援	・要配慮者の市外への避難だけでなく、より被害が大きい市外から本市への避難も想定して、国、県、他市町村等との広域的な連携を強化します。 ・医療・福祉サービス提供事業者が業務継続するために必要な情報の周知を効率的に行えるよう検討します。 ・医療・福祉サービスの継続（再開）に必要な支援を円滑に行えるよう、復旧支援の工程を整備します。
多様な医療ニーズへの対応	・市内の医療関係機関との連携強化を図り、診療体制を維持する方法について検討します。 ・医療施設等災害復旧費補助金を活用し、医療施設の再開に向けた支援策を検討します。 ・市医師会等の関係機関と連携し、仮設住宅の入居者等の健康維持ができるよう、仮設診療所の設置について事前に検討します。

項目 1－2 住環境の復興（暮らしの確保）

事前準備 7 被災者の生活再建に向けた総合的支援

分類	事前準備内容
緊急用ホームページの立ち上げ	被災者支援に関連する各種手続きの申込フォームなど、災害時に必要な情報に特化した緊急用ポータルサイトを準備します。
義援金等の支給	迅速に配分できるように、庁内のオンライン化による被災者支援体制を構築します。
総合的被災者支援	- 平時から地域の支援関係者、福祉団体等との連携により、顔の見える関係作りを構築し、被災者の見守り、支援の体制を整備します。 - 社会福祉協議会・専門職団体・ボランティア等と連携し、災害ケースマネジメント体制の構築を図ります。
継続的な支援	地域の支援関係者や福祉関係団体との役割分担を確認し、連携を強化します。

項目 2－1 産業の復興（商工業の再生）

事前準備 1 物流ルート確保と拠点施設の早期復旧

分類	事前準備内容
被害確認と情報連携	・ 物流に係る道路等の情報について、災害対策本部で集約した情報を業界団体等と情報連携できるよう体制づくりを検討します。 ・ 物流拠点施設を含む商工業全体の被害状況や、復旧見通し状況について、業界団体等と連絡体制を構築します。 ・ 調査様式、調査方法を整理し、効率よく調査できる体制を構築します。 ・ 各種団体との連絡窓口や団体内での連絡調整体制の構築を促します。
拠点施設の早期復旧	・ 市が管理する物流拠点施設のうち被災が想定されるものについて、早期復旧に向けた手順を整理し、必要な体制を検討します。

項目 2－1 産業の復興（商工業の再生）

事前準備 2 事業継続と再建のための場の確保

分類	事前準備内容
意向調査	・ 企業の意向を的確に把握するため体制を構築します。 ・ 業務継続計画（BCP）の策定などの機会をとらえ、事業者との関係づくりに努め、事業継続に係る意向把握をしやすい状況をつくります。 ・ 過去に企業立地や企業相談を行った事業所及び企業の調査機関などと連携を図り、意向調査を行うための連絡体制を構築します。 ・ 調査様式、調査方法を整理し、効率よく調査できる体制を構築します。
利用可能な用地情報の提供	・ 関係部局や関係機関と連携し、利用可能な用地情報の把握、共有を図ります。 ・ 事業所の産業特性により、どのような環境要件が必要となるか、事前に研究します。 ・ 各種団体との連絡窓口や団体内での連絡調整体制の構築を促します。 ・ 工業用地や遊休地など、利用可能な用地や建物等を把握するとともに、関係団体や不動産業者等と情報共有できるよう連携体制の構築を図ります。

項目 2－1 産業の復興（商工業の再生）

事前準備 3 企業立地の促進

分類	事前準備内容
企業立地の促進	・ 成長産業の集積のあり方について、各地の事例や今後の潮流を含めて研究します。 ・ 国等の補助制度の活用をはじめ、立地しやすい条件整備について研究するとともに、企業立地促進奨励金制度等の既存制度を活用できるよう制度設計を検討します。

項目 2－2 産業の復興（農林水産業の再生）

事前準備 1 基幹施設の早期復旧

分類	事前準備内容
施設の安全強化	・ 県と連携して、ため池改修を推進するとともに、各施設の日常点検や定期点検を計画的に実施し、安全強化を図ります。
被害確認	・ 施設等の地図や調査内容等を整理し、調査体制を構築します。 ・ 情報共有が円滑に図れるよう、関係団体等との連携を強化します。
復旧に向けた取組	・ 修繕業者をリスト化するなど、速やかな復旧に備えます。 ・ 国や県の災害復旧事業や支援制度などの情報を収集できる体制を構築します。

項目 2－2 産業の復興（農林水産業の再生）

事前準備 2 塩害を受けた農地の再建支援

分類	事前準備内容
被害確認	・ 農地を地図などで整理し、調査体制を構築します。 ・ 情報共有が円滑に図れるよう、関係団体等との連携を強化します。
塩害物の除去	・ 除去に必要な資機材等の確保や、施工業者をリスト化するなど、速やかな復旧に備えます。 ・ 国や県の災害復旧事業や支援制度などの情報を収集できる体制を構築します。

項目 2－2 産業の復興（農林水産業の再生）

事前準備 3 ほ場整備による農地の集約化

分類	事前準備内容
ほ場整備の推進	・ 本市におけるほ場整備の課題を整理し、他都市の事例を研究します。 ・ 国や県の災害復旧事業や、ほ場整備事業の情報を収集できる体制を構築します。

項目 2－3 産業の復興（産業全般の復興）

事前準備 1 事業再建に向けた総合的支援

分類	事前準備内容
業務継続計画（BCP）の策定	・被害軽減と事業の継続・維持のため、金融機関等との包括連携協定等を活用し、事業者に対し、業務継続計画（BCP）の策定を促します。
支援制度の活用促進	・国や県等の既存の災害時支援について、情報収集します。 ・業界団体等への各種支援制度の周知に関し、情報媒体、情報項目、情報内容等を検討します。 ・様々な支援機関や事業者と広報などを連携して行えるよう体制整備を図ります。
資金の確保	・保証協会や金融機関と融資の貸付手続きの簡素化等ができる範囲について協議を進めます。 ・県と共に国への要請手続きにかかる体制を構築します。
事業再建に向けた支援	・国、県及び産業支援機関との連絡体制を構築します。 ・復興に向け必要な支援や機運醸成の取組を的確に把握するため、事前に連絡体制を構築します。 ・業界団体に対して物件情報の提供を依頼し、収集した情報を被災した事業者へ情報提供を行うための準備体制を構築します。 ・国等が行う再建費用への助成制度等及び、市の奨励金制度を迅速に情報提供できるよう広報体制を構築します。 ・経営相談に関する臨時窓口の設置やアドバイザー派遣制度の利用促進について、事前に体制を検討します。
本格的営業（操業）に向けた支援	・産業支援機関や金融機関から事業者の経営状態の情報を収集できる体制を構築します。 ・国、県に対し、事業者支援の要請手続きにかかる体制を構築します。

項目 2－3 産業の復興（産業全般の復興）

事前準備 2 事業の高度化促進

分類	事前準備内容
高度化に向けた支援	・ 国等の高度化のための支援制度について研究します。 ・ 高度化促進のあり方について、技術革新の事例や今後の潮流を含めて研究します。 ・ 様々な支援機関や事業者と広報などを連携して行えるよう体制整備を図ります。

項目 2－3 産業の復興（産業全般の復興）

事前準備 3 雇用確保に向けた連携と情報提供

分類	事前準備内容
雇用の確保	・ 事業者に対して雇用調整助成金等の雇用維持支援制度について、制度を有効に活用できるよう趣旨や内容を事前に整理します。 ・ 離職者に対して利用可能な離職者支援制度について、制度を有効に活用できるよう趣旨や内容を事前に整理します。 ・ 被災離職者の円滑な再就職を促進するため、ハローワークと連携し、求人内容と求職者の適合性に留意しマッチングできる体制を検討します。 ・ 相談窓口の設置を検討するにあたり、ハローワークとの情報の共有化について事前協議を行います。 ・ 高齢化などまちの将来的課題を見据えた雇用対策や、若年層の雇用促進について研究、検討します。

項目 3－1 市街地の復興（復興まちづくり方針の検討について）

事前準備 1 住民の意向を尊重した復興まちづくり方針の検討

分類	事前準備内容
地籍調査の推進	・復興整備事業を円滑に実施するため、地籍調査を計画的に実施し、所有者、境界、面積などを正確に把握しておきます。 ・大きな被害が想定されるエリアについては、特に優先して実施します。
事業手法の検討	・復興まちづくりについて、どのような事業手法が活用できるか、地域特性や被災地での事例を踏まえて検討を進めます。
復興まちづくり協議会の設立	・各地区に「復興まちづくり協議会」の設立を促すために必要な事項の調査、整理を行います。 ・避難訓練や防災に関する講演会や研修会など様々な啓発活動を積極的に実施し、住民等の意識向上を図ります。

項目 3－1 市街地の復興（復興まちづくり方針の検討について）

事前準備 2 復興まちづくりにおける総合的な判断

分類	事前準備内容
総合的な判断	・事前に実施したパブリックコメント等から市民ニーズの把握を行うとともに、生活利便性なども含めた総合的な判断基準を検討します。

項目 3－2 市街地の復興（被災エリアにおいて）

事前準備 1 浸水リスク軽減に向けた検討

分類	事前準備内容
施設の検討	・将来発生する津波被害軽減対策について、港湾及び海岸保全施設の強化を図るために、国、県及び関係機関と連携し、復興まちづくりに必要なハード整備を検討します。
避難路の整備	・浸水時の避難体制の強化に向け、複数の避難路を確保し、未整備区間の都市計画道路の整備と併せ、必要な避難路の整備を推進します。 ・復興まちづくりにあたっては、関係機関と連携し、有効な避難路を整備できるよう事前に検討を進めます。
被害軽減対策の検討	・浸水被害の軽減に向け、津波避難ビルの指定推進を含めたハード・ソフト両面から対策メニューを整理します。 ・他都市の事例を参考に、浸水が想定されるエリアに建設された高層型の災害公営住宅について、構造や利用の事例研究をします。

項目 3－2 市街地の復興（被災エリアにおいて）

事前準備 2 居住エリアの集約化と余剰地の有効活用

分類	事前準備内容
居住エリアの集約化	・事前に実施したパブリックコメント等から市民ニーズを把握し、利便性・満足度の高いまちの形成を目指し、被災地の復興事例を参考に復興まちづくりのイメージを深めていきます。
余剰地の有効活用	・居住区域の集約化によって生じた余剰地に、市民の憩いや災害時の避難場所となる公園等を整備するなど、復興事例を参考に調査研究を進めます。

項目 3－2 市街地の復興（被災エリアにおいて）

事前準備 3 都市計画道路の事業化検討

分類	事前準備内容
事業化の検討	・復興まちづくりに寄与し、防災機能を十分発揮する、必要な路線について、国、県及び関係機関と連携し、優先順位をつけ、事業化に向けて検討します。

項目 3－2 市街地の復興（被災エリアにおいて）

事前準備 4 建築物再建に伴う市街地の安全性向上

分類	事前準備内容
生活道路の整備	・狭あいな生活道路の改善、歩行空間の確保など道路環境の整備を推進します。 ・復興まちづくりにあたって、歩道設置やバリアフリー化を効果的に推進できるよう事前に検討を進めます。
建築基準法等に基づく建築物の再建	・被災後しばらくすると建築着工数の増大が予想されるため、円滑に処理できるよう人員の増員計画や応援体制について検討します。

項目 3－3 市街地の復興（被災しなかったエリアにおいて）

事前準備 1 高台等安全な土地の有効活用

分類	事前準備内容
津波浸水のおそれがない安全な土地の積極的な活用	・ 北部丘陵地などの既存住宅地の居住促進のため、民間事業者と連携し、効果的な情報発信について検討します。
開発許可基準の緩和	・ 復興整備事業を実施しない区域に適用できる開発許可基準を検討します。

項目 3－3 市街地の復興（被災しなかったエリアにおいて）

事前準備 2 新たな居住需要に適合した道路・交通アクセスの整備

分類	事前準備内容
新たな居住区域の道路整備の検討及び事業化	・ 新たな住居や産業用地の移転需要に応じて、有効な道路ネットワークを検討し、関係機関と調整の上、効果的な整備を進めます。
交通機能の確保	・ 公共交通機関の新規参入（新たなバス停設置等を含む）に向け、公共交通事業者との情報連携を図ります。 ・ 公共交通機関の参入が見込めない区域について、地域バス等の他の交通手段の可能性を整理します。

項目 4 **持続可能なより良い未来の創造に向けて**
事前準備 1 **多極型のコンパクトな都市形成**

分類	事前準備内容
都市機能の集約	・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、多極型のコンパクトなまちづくりを継続し、居住地をはじめ生活に必要な諸機能を集約させることにより、まちの利便性を高めます。
交通ネットワークの充実	・公共交通機関の利用促進に取り組むとともに、駅のバリアフリー化等による利便性の向上など、交通ネットワークの維持・充実を図ります。 ・公共交通不便地域に対し、地域バスやデマンド型乗合タクシー等により、地域の移動手段の確保を図ります。 ・新たな交通システムの導入を含めた交通網の整備について、調査、検討します。

項目 4 **持続可能なより良い未来の創造に向けて**
事前準備 2 **市民活動を支える公共インフラの再構築**

分類	事前準備内容
都市基盤全体の強靱化	・国土強靱化地域計画に基づき、安全・安心な都市基盤の構築に向けた公共インフラ整備を推進します。
道路及び海岸保全施設の耐震化	・橋梁などの道路施設について、耐震化を推進します。 ・海岸保全施設について、耐震化を促進します。
道路施設の再構築の検討	・復興にあたっては、関係機関と調整を図り、先進技術の活用を踏まえ、道路網の再構築を検討します。
電線類地中化の検討	・防災の強化や景観の形成、安全かつ円滑な道路空間を確保するため、関係機関と連携し、緊急輸送道路等の重要性の高い路線は道路整備と併せ、電線類の地中化を推進します。

上下水道施設の耐震化	・浄水場や配水池、基幹管路など、重要水道施設の耐震化を推進します。 ・下水道管路、施設及び設備の耐震、耐津波化を推進します。
リダンダンシーの確保	・送水管の複線化や配水管のループ化など、リダンダンシーの確保を図ります。
上下水道施設の再構築の検討	・新たな都市の形成に適合した上下水道施設整備に向け、関係部局や関係事業者と情報共有を図ります。 ・他の公営企業の事例や整備状況について研究、検証します。

項目 4 持続可能なより良い未来の創造に向けて

事前準備 3 自然環境との調和とエネルギー対策

分類	事前準備内容
生態系を活用した防災・減災（グリーンインフラ）の推進	・土砂崩れを防ぐための森の保全や植樹を推進します。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、流域治水の推進に役立てます。
災害時の電力確保	・再生可能エネルギー発電設備に加え、蓄電池や電気自動車の普及を図り、自立分散型の電力確保を促進します。 ・避難所施設への自家発電設備の整備や蓄電池の設置を推進します。
緑や水辺空間の保全と創出	・緑の基本計画に基づき、公園緑地などの緑地資源を保全活用し、市民のニーズに対応した新たな緑地の確保と緑化の推進を図ります。

項目 4 持続可能なより良い未来の創造に向けて
事前準備 4 多様化する地域課題に対応したデジタル技術の活用

分類	事前準備内容
地域社会全体のDXの促進	・和歌山市デジタル化推進計画の施策と連携しながら、和歌山市スマートシティ推進プラットフォームを活用し、「まちなか」エリア等や、行政、市内事業者への先端技術等の導入を進めます。 ・3D都市モデルを活用し、まちづくりのデジタル化を図ります。 ・交通事業者に対し、「Ma a S」への参加・連携を推進し、運行ルートやダイヤなどを一元的に確認できる環境の整備を図ります。
いつでも、どこからでも申請可能となる各種手続きのオンライン化	・各種手続きについて、来庁しなくても申請可能となるよう、オンライン化するなど、行政のDXを推進します。 ・申請時の本人確認におけるマイナンバーカードの活用、申請時に必要な手数料支払のキャッシュレス化等の機能拡張を行い、オンライン申請可能な手続きを拡大します。 ・各種手続きのオンラインでの申請・交付に関するマニュアルを整備します。
各種オンライン相談窓口の開設検討	・各種相談窓口について、来庁しなくても相談可能となるよう、オンライン化を検討し、準備を進めます。
情報通信の多重化	・市民への確実な情報発信及び庁内や関係機関との情報連携の確保のため、情報通信の多重化を図り、情報通信体制を強化します。

項目 4 持続可能なより良い未来の創造に向けて
事前準備 5 民間資源の積極的な活用とパートナーシップづくり

分類	事前準備内容
パートナーシップづくり	・有益なパートナーシップのあり方や関係性について、事例等も含めた検討を進めます。

PPP／PFI	・和歌山市PPP／PFI手法の導入に関する基本方針に基づき、一定要件の整備に対して従来型手法に優先してPPP／PFI手法等の検討をします。
大学との連携	・大学が有する専門的知見を地域の課題解決に活用する観点から、大学地域連携の推進を図ります。
民間資源の活用	・各種団体のそれぞれの特性や専門性を活かすための仕組みづくりの検討を進めます。 ・人材、技術、物資、用地などの資源活用について、多角的な協働を図るための仕組みづくりの検討を進めます。 ・防災協定の締結を推進するとともに、締結後においても具体的な連携体制を定期的に確認し合うなど、実効性の向上を図ります。 ・自主防災組織の育成を推進するとともに、具体的な連携体制を常時確認し合い、関係構築を図ります。 ・和歌山市協働推進計画に基づき、市民公益活動団体の人材の育成・支援を図るとともに、すべての市民が主体的にまちづくりに参加する基盤を整えるために協働できる環境づくりを推進します。

項目4 持続可能なより良い未来の創造に向けて

事前準備6 多様性を認め合い、すべてのひとが尊重される社会の創造

分類	事前準備内容
すべてのひとが尊重されるより豊かな人間社会の実現	・人権教育及び啓発活動を充実させ、様々な立場や属性の違いを乗り越え、意見や感性を受容し、多様性を認め合い、社会的弱者の権利が擁護される社会を推進します。 ・和歌山市人権施策推進行動計画に基づき、誰もが安全に利用しやすい公共施設、公共交通機関、道路・歩道となるよう、ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、事業者や関係機関との協力を図りながら、あらゆる面において障壁をなくすバリアフリー化を効果的に推進します。

項目 4 持続可能なより良い未来の創造に向けて

事前準備 7 震災経験の次世代への伝承

分類	事前準備内容
震災経験の次世代への伝承	・次世代に伝承するための記録誌や伝承館などのノウハウや内容について、他都市の事例等を参考に整理を行います。 ・過去の災害を教訓とした災害への「備え」や「心構え」についての啓発を推進することにより、防災意識を向上させ、防災文化の定着化を図ります。 ・被災地への支援や若年世代の交流等を通じて、復興の担い手を育成し、震災経験の次世代への伝承を図ります。

項目 4 持続可能なより良い未来の創造に向けて

事前準備 8 南海トラフ地震臨時情報の発表に向けた備え

分類	事前準備内容
市民等への周知・啓発	・防災訓練や出前講座、ホームページ等をとおして、南海トラフ地震臨時情報に係る日頃の備えやとるべき防災行動等について、継続的に周知・啓発を図ります。 ・円滑な避難行動を促すため、沿岸部に避難誘導標識を設置するとともに、防災マップによる周知・啓発を図ります。
臨時情報発表時における適切な防災対策に向けた備え	・事前復興計画に基づく復興事前準備について、前倒しで取り組むことができる事業においては、可能な限り早期で取り組むことを検討します。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時における施設等の運営体制（入場規制や閉鎖等）、漁業・遊漁船等に対する休業の呼びかけについて、事前に検討します。

第4章 さらに発展を目指して

第1節 訓練・研修によるスキルアップ

平時から復旧・復興に係る訓練や研修を継続的に実施することを通して、職員一人ひとりに必要となる意識、知識と対応能力を高めるとともに、組織の連携強化と体制構築を図ります。

第2節 継続的な状況分析と体制への反映

人口推移や地域経済の動向など、本市を取り巻く社会的情勢は、復興の方針や必要となる体制を事前に見据えるための前提といえますが、これらは時間とともに常に変化します。このほか、様々な状況分析を継続的に実施することにより、復旧・復興体制に反映するとともに計画の適時見直しにつなげます。

○必要となる状況分析

- ・社会的情勢（人口推移・地域経済の動向など）
- ・都市基盤の状況及び災害リスク評価の変化
- ・市政に関する市民の意識、意向
- ・復旧・復興事例のさらなる検証
- ・訓練の実施を通じた検証
- ・復興まちづくりに向けた土地利用に関する研究

第3節 市民、事業者との復興イメージの共有

市民、事業者、市の3者が、復興に関するイメージを共有しておくことで、発災後の復興まちづくりを迅速かつ着実に進めることが可能となります。

「和歌山市事前復興計画」に示した復興の方針や復興に向けた全体の流れなどについて、平時から地域に赴き周知や意見交換を図り、復興イメージを共有しておくことにより、市民、事業者と共に大規模災害による混乱を乗り越え、復興まちづくりを共に展開していくための地盤づくりにつなげ、より良い復興の実現を目指します。

用 語 集

あ行

空き家バンク	空き家の所有者から申込みを受けた情報を登録し、空き家の利用を希望する者に対し提供を行う制度。
粗付加価値額	減価償却費等を含んだ付加価値額。工業統計調査において算出される。
インターネットモニター	市政運営に関し、市民の皆様のご意見等を迅速に把握し、施策の企画その他行政運営上の基礎参考資料として活用するための、インターネットを利用したアンケート調査。
SNS	〔Social Networking Service〕の略称。 人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」あるいはそういったサービスを提供するウェブサイトも含まれる。
NPO	〔Non-Profit Organization〕の略称。 医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的な意志による活動団体のこと。

か行

街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
開発許可	建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合に必要となる都市計画法第29条の規定される開発行為の許可。
開発許可基準	開発許可を受ける場合に適合しなければならない基準。都市計画法第33条（技術基準）及び同法第34条（立地基準）の基準がある。
仮設住宅	災害により自宅が被害を受け、居住が難しい被災者に対し、行政が用意する応急住宅のこと。新たに建設する建設型仮設住宅のほか、既存の共同住宅を仮設住宅として提供する借上げ型仮設住宅がある。
企業立地促進奨励金制度	産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、企業の立地や事業規模拡大の促進を目的として、対象業種の企業が一定の要件を満たした場合に、奨励金を交付する制度。
協働推進計画	「つながり力 つれもていこう わかやまし〜市民公益活動団体と行政の協働指針〜」に基づき、具体的施策及び事業を示したもの。
緊急輸送道路	災害時の緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と指定拠点（地方公共団体等の所在地、救援物資等の備蓄地点及び広域避難場所）とを連絡する道路。
グリーンインフラ	〔グリーンインフラストラクチャー〕の略称。 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める取組。
建築制限	市街地が災害にあった場合に計画的な都市復興を推進するため、期間を区切り区域を指定し、その区域内における建築物の建築を制限、又は禁止すること。
広域幹線道路	高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成される道路。
国土強靱化地域計画	「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それらの事態を回避するため、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な土市・地域・経済社会の構築に向けた取組を推進する計画。
雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。
コンサルタント	ある特定分野において専門的知識と経験を有し、顧客の相談に対して、指導や助言を行う専門家のこと。

さ行

災害ケースマネジメント	被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組。
災害公営住宅	災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住宅のこと。
災害対策基金	災害対策のための資金を運用するために設ける基金。
災害対策本部	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策を実施するため、災害対策基本法に基づき設置される体制。
災害廃棄物	地震や津波等の災害に伴い発生する廃棄物。
災害廃棄物処理計画	大規模災害に備えて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進を目的とした計画。
災害復興基本方針	災害復興計画の根幹となる基本理念や目標についての方針を示したもの。
災害復興計画	復興施策や復興まちづくり事業を本格的に開始させるにあたり、復興施策全体の基本構想や復興整備事業の基本的事項を示すことを目的に策定する計画。
災害復興事業債	地方公共団体が災害復興のために財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務のこと。
災害復興本部	市の各部局が一体となって、迅速かつ強力に被災地の復興を進めていくための体制のこと。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなどエネルギー源として持続的に利用することができるエネルギー。
サプライチェーン	ある製品が原料の段階から消費者に至るまでの、全過程のつながりのこと。
産業支援機関	地域の産業振興に関する様々な業務を担う財団等の公的支援機関。
産業集積	地理的に近接した特定の地域内に多数の企業が立地するとともに、各企業が受発注取引や情報交流、連携などの企業間関係を生じている状態のこと。
市街化区域	都市計画法第7条第2項に規定される区域。既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。
市街化調整区域	都市計画法第7条第3項に規定される区域。市街化を抑制すべき区域。
事業高度化	消費者ニーズの多様化・高級化に伴う各産業における高付加価値化、生産技術の高度集約化、情報化の活用、経営の多角化などのこと。
自主防災会	地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、自主的に結成する防災組織。
社会的弱者	雇用・就学の機会や人種・宗教・国籍・性別の違い、あるいは疾患などによって、所得・身体能力・発言力などが制限され、社会的に不利な立場にある人。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に都道府県・市区町村に設置された非営利の民間団体で、すべての人々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう様々な活動を行っている。

住家被害認定調査	罹災証明書の交付の根拠となる調査。家屋等の被害の程度により全壊・大規模半壊・半壊などに区分される。
受援計画	大規模災害時の受援（応援の受入れ）体制をあらかじめ整備することで受援の実効性を確保し、発災時の非常時優先業務の継続に必要な人的及び物的資源を確保するための計画。
巡回健康調査	避難所、自宅等に滞在する避難行動要支援者等を巡回して健康を調査すること。
除塩作業	海水が浸入した農地から塩分を除去すること。農地に石灰系土壌改良材を散布し、真水を浸透・排水させて、塩分を洗い流す。
震災遺構	震災によって壊れた建物など、被災の記憶や教訓を後世に伝える構造物。
スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、及び当該の任に就く者。
スマートシティ推進プラットフォーム	IOT・ICTをはじめとする先端技術等の導入を通して、市民生活の利便性の向上やまち全体の生産性の向上を図るべく、官民の様々なステークホルダーがつながる場としての官民連携のプラットフォーム。
3D都市モデル	都市空間に存在する建物や街路といった対象物に名称や用途といった都市活動情報を付与することで、都市空間そのものを3D都市空間に再現した情報基盤のこと。
生活道路	地域住民が日々利用する日常生活に密着した道路。
セーフティーネット保証	災害などで経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度のこと。

た行

地域高規格道路	高規格幹線道路と一体となって高速ネットワークを形成し、地域相互の交流促進や空港・港湾等のアクセス等に資する道路。
地域バス	交通が不便な地域において、地域住民の移動手段を確保するため、地域組織が主体となって運営するコミュニティバス。
地域防災計画	災害の予防や応急対応及びその事前対策、災害復旧についての事項を定めた、防災対策の根幹となる計画。
長期総合計画	まちづくりに関する最上位計画で、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されており、各種個別計画や事業はこの計画に基づいて策定・実施される。
津波避難ビル	津波の危険が迫っている場合に、避難する時間的余裕がない居住者等が緊急的に避難するため、一定の強度や高さが確保されている建物として、市町村が指定したもの。
DMA T	〔Disaster Medical Assistance Team〕の略称。 大規模災害などの現場において急性期（概ね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員で構成される医療チーム。
DX（デジタル・トランスフォーメーション）	〔Digital Transformation〕の略称。 英語の「trans-」という接頭語が「X」と略されることがあるため、「DX」と略す。情報通信技術が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革のこと。
低未利用地	空き地及び空き家・空き店舗等の存する土地。
デジタル化推進計画	市民の利便性向上、新たな価値の提供、安全・安心で快適なまちづくりの実現に向けデジタル化を推進する計画。

デマンド型乗合タクシー	交通不便地域の中でも、人口密度が低いため需要が少なく、地域バスが運行できない地域の住民が最寄りの駅やバス停まで移動するため、一般のタクシー車両を利用して、運行ルート、停留所設置場所、運賃、ダイヤを設定し、利用者からの予約があった場合にのみ運行する予約型乗合タクシー。
道路啓開	緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。
都市計画決定	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、道路や駐車場等の交通施設、公園や緑地等の公共空地などの都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画についての都市計画を都市計画法において決定すること。
都市計画公園	都市計画法に基づいて都市計画決定された公園。
都市計画道路	都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
都市計画マスタープラン	都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示したもの。都市計画法第18条の2の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。
ドローン	飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。

な行

南海トラフ巨大地震	内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した、静岡県から宮崎県を震源域とするマグニチュード9クラスの海溝型地震。
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで、異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報。 情報名の後にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報が発表される。
農業用水路	川から取った水を農地まで運ぶための水路、また、農地から吐き出された水を川へ流すための水路。

は行

配水池	各家庭等の水使用が集中する時間帯にも安定的に水を届けるために、水を貯えるための水槽。
パブリックコメント	行政機関等が方針を定める基本的な計画の案や、住民の権利を制限したり義務を課したりする条例の案について、あらかじめ住民から広く意見や情報を求めて、計画等に反映させる機会を確保すること。意思決定までの過程において、公平性の確保、透明性の向上を図り、住民の行政への参画を促進する。
バリアフリー	高齢者や障害のある人など、ハンディキャップのある人にとって、社会生活に参加する上で支障となる物理的障壁（建物構造・交通機関など）、制度的障壁（障害を欠格条項とし、資格取得に制限があるなど）、文化・情報面の障壁（点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備）、意識の障壁（偏見や先入観）を取り除くこと。
P F I	〔Private Finance Initiative〕の略称。 民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備すること。官民の役割分担を事前に取り決め、公共施設の建築や維持管理を民間企業に任せ、効率的に良質な公共サービスを提供しようとするもの。
B C P	〔Business Continuity Plan〕の略称。 災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。

PTSD	〔Post Traumatic Stress Disorder〕の略称。 心的外傷後ストレス障害。忍耐の限界を超えたストレス、災害（地震など）などを体験した後に生じる心身の障害のこと。
PPP	〔Public Private Partnership〕の略称。 公的機関と民間事業者が協力して公共サービスを提供すること。
被災市街地復興推進地域	大規模な火災や震災等の災害を受けた市街地について、緊急かつ健全な復興を推進するために定める地域。
被災者台帳	総合的かつ効果的な被災者への援護を実施するため、住所・氏名・被害状況などの被災者の情報を集約したもの。
ぴったりサービス	国が運営するオンラインで電子申請ができるサービス。
避難行動要支援者名簿	災害時の自力避難が困難で特に支援を必要とする方々について、市町村が保有する情報をもとに作成した名簿。本人の同意のもと名簿の情報を避難支援等関係者に提供し、市町村、避難支援等関係者及び地域が連携し、避難支援及び安否確認を行う。
風致公園	風致の享受の用に供することを目的とする公園。
付加価値額	企業等の活動によって新たに生み出された価値。売上高から原材料等（原材料費、商品仕入額、外注費、減価償却費等）の中間投入額を差し引くことによって算出できる。
福祉避難所	指定避難所で生活が続けることが困難な高齢者や障がい者等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所のこと。
復旧	被災した河川、道路などの公共土木施設や学校等の公共施設、ライフライン等を被災前と同じ機能に戻すこと。
復興	被災前の状況と比較して「安全性の向上」や「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」が図られる等の質的な向上を目指すこと。
復興整備事業	復興に向けたまちづくり・地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等のための各種事業のこと。
復興特需	震災発生に伴う大規模な資本投下が被災地になされることにより、比較的短期に発生する需要のこと。
復興まちづくり	被災市街地で市街地復興を行うにあたって、地区に関連する被災者や地域住民、事業者等の参加を得て、計画の策定や復興事業の推進を図ること。行政と住民が連携・協働して、物的空間的な「街」の整備と生活や産業など、「まち」の構築を総合的に進める行為を総称することが多い。
復興まちづくり協議会	被災後の「まち」の復興にあたって、住民同士が協力して自主的な復興まちづくりを進めるための組織。
包括連携協定	様々な分野で地域の活性化や市民サービスの向上に向けて、企業などの団体と連携して取組を進める協定。
防災集団移転促進事業	被災エリアから高台等の安全な場所への集団移転を促す事業。移転元地の居住を原則禁止する災害危険区域の指定を伴う。
防災ヘリコプター	防災活動を行うためのヘリコプター。総務省・都道府県・各消防機関などが所有し、山岳部や水害地での人命救助、傷病者の緊急搬送、山林火災の消火などに用いられる。
保健医療福祉活動チーム	災害時における保健医療福祉対策に係る専門分野別の支援チーム。災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人 国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、災害派遣福祉チーム（DWT）などのチームがある。
ほ場整備	耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって、労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。

ま行

Ma a S	〔Mobility as a Service〕の略称。 地域住民や旅行者一人ひとりの出発地から到着地までの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。
マイナンバーカード	個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるＩＣカード。
マグニチュード	地震そのものの大きさ（規模）を１～１０までの数値であらわしたもの。
マンホールトイレ	災害時にトイレ使用環境を確保するため、下水道管路のマンホールの上に簡易なトイレを設け、使用するもの。和歌山市では、仕切弁の開閉を利用した貯留型を採用し、学校及び公園などの避難所等を対象に整備している。
緑の基本計画	緑地の保全や緑化の推進を計画的に行うために、その将来像、目標、施策などを定めた都市の緑に関する総合的な計画。

や行

Ｕターン	大都市圏の居住者が地方の出身地に戻ること。
優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍、老若男女といった違い、障害・能力の状態を問わずにできるだけ多くの人に使いやすいものを作る設計手法。
要配慮者	災害時に必要な情報を迅速かつ確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。災害時の情報収集・伝達や、自力での避難、避難所での避難生活が困難な人のこと。

ら行

ライフライン	都市生活の機能を保つのに不可欠な生命線のことで、具体的には、電気、ガス、水道、通信、輸送などの供給施設を指す。
罹災証明書	災害により生じた家屋等の被害の程度を市町村が証明するもので、各種被災者支援事業の実施に活用される。
リダンダンシー	自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ施設を多重化したり、予備の手段を用意したりすること。
立地適正化計画	都市施設や土地利用等の現況と課題を踏まえたまちづくりの方向性（都市機能誘導、居住誘導）、目指すべき都市構造、その将来像に向けた実現性の高い具体的な方針や方策を提示するもの。
流域治水	自治体や企業、住民など、河川流域に関わる者すべてで行う水害を軽減させる治水対策のこと。
労働生産性	従業者一人当たりの付加価値額。付加価値額を従業者数で割ったもの。

わ行

ワークショップ	様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。
---------	---

和歌山市事前復興計画

令和 5 年 1 0 月
(令和 7 年 4 月 改定)

発行者 和歌山市危機管理局
危機管理部 総合防災課

〒640-8157 和歌山市八番丁12番地

TEL (073) -435-1199

FAX (073) -435-1299

E-mail : sogobosai@city.wakayama.lg.jp